



第4次

てだこ親子プラン

(第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画)



令和2（2020）年3月
沖縄県 浦添市



はじめに



うまんちゆ とぅむ すだ うや ちゅ ぐる かな わらび
“てだこ万人”や 共に育てらな “親”ぬ清ら心 愛し“童”

子どもたちの笑顔は、私たちの心を自然と和ませる、かけがえのない大切な宝物です。子どもたちが健やかに成長し、持てる力を最大限に伸ばし社会で活躍することは親や家族だけでなく、私たち市民の願いでもあります。

本市では「子どものまちてだこ宣言（平成20年）」、「てだこキッズファースト宣言（平成27年）」を行い、全ての子どもへの健やかな成長と幸せを最優先に考え、子育てを応援する施策として「第3次てだこ親子プラン～浦添市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、「浦添市ひとり親家庭自立促進計画」、「てだこ・結プラン」、「第2次てだこ障がい者プラン」などの関連計画と合わせて、子育て支援の充実や母子の健康増進、子どもの安全の確保、育児と仕事の両立が図れるような制度づくりに取り組んでまいりました。

この度、「第3次てだこ親子プラン」が最終年度を迎えることから、社会状況の変化に対応しつつ、各計画との連携を図りながら引き続き計画的に施策を推進するため、令和2年度から5年間を計画期間とする「第4次てだこ親子プラン～第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。今回は、新たに就学前教育・保育の質の向上や、望ましい教育・保育環境の確保を図るため「浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム」が本計画と一体的に策定されました。

近年の社会の変化の中で、次代を担う子どもの成長や子育てを温かく社会全体で見守り続けることはとても大切であり、社会の変化や子育て家庭の声を受け止め、「安心して子を産み、子育てしやすい環境を整え、子育てをサポートすること」は、行政と地域、子育て支援に関わる者の役割だと考えております。

本計画のめざす姿である「子どもの誕生をみんなで祝福し、子育ての難しさと喜びを共感しながら子育てを通して子ども・保護者・地域がともに成長していく笑顔あふれるまち」の実現に向けて、子どもと子育てに関する施策をより一層推進してまいります。

結びに、今回の計画策定にあたり、ご審議いただきました浦添市子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆さま並びに関係機関の皆さまに心からお礼を申し上げます。

令和2年（2020年）3月

浦添市長 松本 哲治

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と目的.....	1
2 計画の対象.....	2
3 計画の期間.....	2
4 計画の位置づけ.....	3
5 計画策定までの流れ.....	4
第2章 浦添市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況	5
1 統計資料等からみる浦添市の状況.....	5
2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要.....	17
3 近年の子ども・子育てに関する主な動向（方向性）.....	22
4 今後取り組むべきこと.....	27
第3章 第4次てだこ親子プランのめざす理念	31
1 基本理念.....	31
2 計画の基本的視点.....	32
3 基本目標.....	35
4 施策の体系.....	37
第4章 第4次てだこ親子プランの取り組み内容（施策の展開）	39
基本目標1 子どもを安心して生み育てることのできるまち.....	39
【健やか親子うらそえ21（浦添市母子保健計画）】	
基本目標2 子ども・子育てをみんなで応援するまち.....	53
基本目標3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち.....	62
【浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム】	
基本目標4 自ら学び、考え、行動する子どもたちを育むまち.....	70
基本目標5 すべての子どもの権利と安全・安心を守るまち.....	77
基本目標6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち.....	88
【浦添市ひとり親家庭自立促進計画】	

第5章 第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画…………… 95

- 1 本市が定める教育・保育の提供区域……………95
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出……………96
- 3 量の見込みと確保方策について…………… 102

第6章 計画の推進にあたって…………… 123

- 1 計画の周知…………… 123
- 2 浦添市子ども・子育て会議との連携…………… 123
- 3 計画の進捗管理と計画の見直し…………… 123
- 4 国や県との連携…………… 123

資料編…………… 125

- 1 第3次てだこ親子プラン、浦添市幼児教育振興アクション
プログラムの取り組み状況…………… 125
- 2 計画策定の体制、経緯等…………… 138
- 3 用語解説…………… 150

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

全国的な核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、出産年齢の上昇や共働き家庭の増加等、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

また、子育て家庭における子育ての負担や不安、孤立感が高まるとともに、児童虐待の顕在化や経済的に困難な家庭における子どもへの貧困の連鎖等、子どもの育ち・子育てを社会全体で支援していくことが必要とされています。

このような社会情勢の中、国は、平成27年度より“子ども・子育て関連3法”に基づく『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせました。『子ども・子育て支援新制度』は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもと、幼児期の学校教育や保育、地域の子ども・子育て支援の量の拡充や質の向上を総合的に推進するものとなっています。また、働く女性の増加等に伴い保育の利用が進む中、待機児童の解消を目指して、平成29年6月に「子育て安心プラン」を策定し、「企業主導型保育事業」の創設等新たな保育の受け皿確保に向けた取り組みを積極的に支援しています。

就学児童世帯においても共働き家庭等の増加が見込まれており、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、全ての就学児童が放課後に安全・安心に過ごすことができ、学習や体験活動などを行うことを目的とした居場所の整備を進めていくこととしています。令和元年5月には幼児教育・保育を無償化する「子ども・子育て支援法改正案」が成立し、同年10月より幼児教育・保育の無償化が開始されました。持続可能な社会、子どもたちの持続可能な未来のために、SDGs（2015年「国連持続可能な開発サミット」で採択された持続可能な開発目標）との関連性を意識した子育て支援の展開が求められています。

浦添市では、平成27年3月に「第3次てだこ親子プラン（浦添市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、子ども・子育て支援事業計画に加え、「浦添市次世代育成支援行動計画」「浦添市ひとり親家庭自立促進計画」「健やか親子うらそえ21（浦添市母子保健計画）」の内容を包含し、子ども・子育てに関する幅広い分野の計画を一体的に推進してきました。平成27年8月には、市民、地域、行政が地域の課題を共有し、それぞれの視点から「こどもの幸福を最優先する」とは何かを考え、共に協力しながら取り組んでいくため、てだこキッズファースト宣言を行いました。平成28年3月には「浦添市幼児教育振興アクションプログラム」を策定し、平成29年7月に「浦添市立幼稚園の認定こども園移行に関する基本方針」を定めました。平成30年3月には、同方針に基づく確保方策の見直し及び3号認定こども（1・2歳）の入所待ち児童数の増加傾向等を踏まえ、「浦添市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し」を行いました。このほか、第1期浦添市障害児福祉計画の内容を包含した「第4次てだこ障がい者（児）プラン」を策定するなど、子どもに関する各種計画の策定を行いました。

これまでの取り組みとして認可保育園及び特定地域型保育事業の整備や、市立幼稚園の認定こども園への移行を進めてきました。また、民間による企業主導型保育事業の展開もみられるなど、多様な教育・保育の受け皿整備が進んでいる状況にあります。しかしながら、待機児童の解消や保育者の確保等、取り組むべき課題もまだ残されています。

こうした中、「第3次てだこ親子プラン（第1期浦添市子ども・子育て支援事業計画）」が令和元年度で最終年度を迎えることから、市民、地域、企業、行政が共に子育てを支え合う子ども・子育てに関する総合的な計画として「第4次てだこ親子プラン（第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。「浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム」や「子どもの貧困対策」の内容を踏まえた計画として内容の充実と着実な推進に努めていきます。

2 計画の対象

本計画において「子ども」とは、胎児、乳幼児、学童期、思春期を含むおおむね18歳までとします。また、子どもと保護者（家庭）を中心に、子育てを支える地域、企業、行政等も計画の対象となります。

3 計画の期間

この計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。

また、計画期間中においても、国の方針や社会経済情勢、市の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

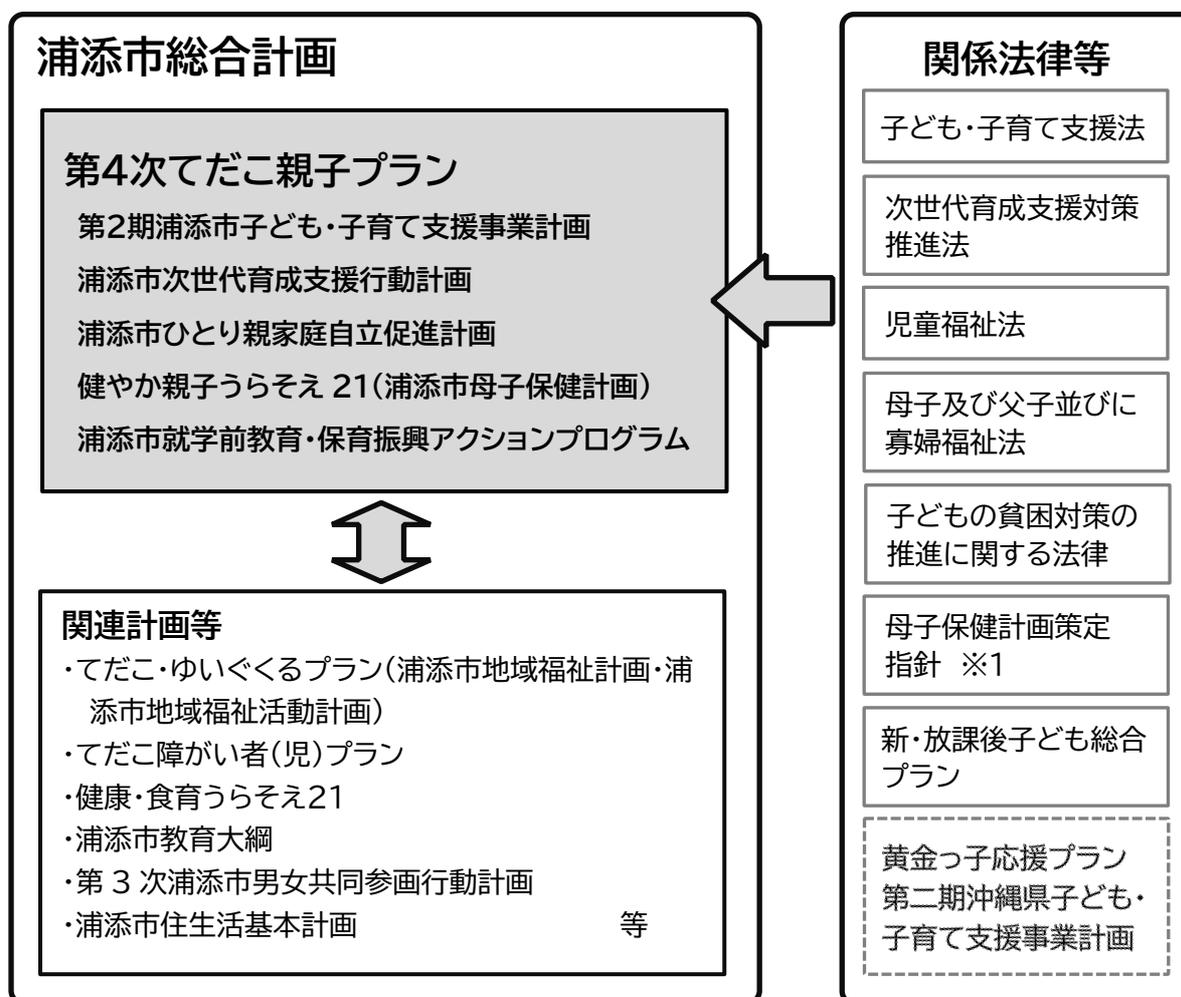
平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	平成31 令和元 年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
第3次てだこ親子プラン 浦添市子ども・子育て支援事業計画 浦添市次世代育成支援行動計画 浦添市ひとり親家庭自立促進計画 健やか親子うらそえ 21(浦添市母子保健計画)					第4次てだこ親子プラン 第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画 浦添市次世代育成支援行動計画 浦添市ひとり親家庭自立促進計画 健やか親子うらそえ 21(浦添市母子保健計画) 浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム				
浦添市幼児教育振興アクションプログラム									

4 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条に基づく「自立促進計画」及び母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」、「就学前教育・保育振興アクションプログラム（旧浦添市幼児教育振興アクションプログラム）」を一体のものとして策定したものです。

また、本市のまちづくりの総合的な指針である「浦添市総合計画」を上位計画とし、てだこ・ゆいぐるのプラン（浦添市地域福祉計画・浦添市地域福祉活動計画）、てだこ障がい者（児）プランや健康・食育うらそえ 21 など、関連計画との整合性を図り策定したものです。

この計画の推進にあたっては、関連する既存計画との連携を十分に考慮し、社会情勢の変化や新たな課題にも対応できるよう、点検評価をしながら計画を進めるものとします。



※ 1 母子保健計画策定指針

（平成 26（2014）年 6 月 17 日付け雇児発 0617 第 1 号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

5 計画策定までの流れ

(1) 市民ニーズ調査の実施

計画の策定に当たり、子育て中の保護者のご意見やニーズを把握し、施策の方向性や教育保育の需要量の見込みを検討する際の基礎資料とするため、0～5歳の就学前児童の保護者、小学1～6年生の保護者を対象として、平成31（2019）年1月～2月に「子ども・子育てに関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「浦添市子ども・子育て会議」等の開催

本計画に保護者のご意見を反映するとともに、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「浦添市子ども・子育て会議及び浦添市幼稚園教育審議会」を開催し、計画の内容について審議しました。

市役所庁内においては、関係部局が連携しながら横断的に子育て支援に関して各取り組みを推進していくため、検討委員会・作業部会を開催し、子育てに関する課題や取り組みを議論し計画策定を進めました。

(3) パブリックコメントの実施

市民や関係者の皆さまのご意見を反映させた計画とするため、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。（令和2年3月）

第2章

浦添市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

第2章 浦添市の子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 統計資料等からみる浦添市の状況

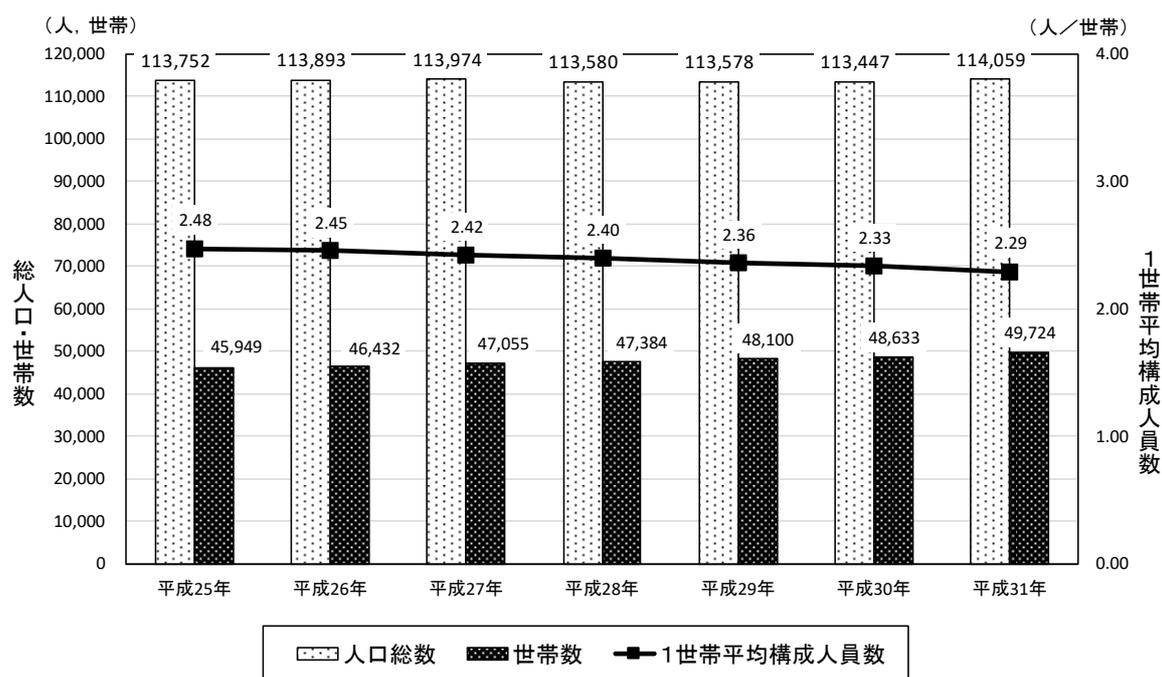
(1) 人口・世帯の状況

・住民基本台帳による本市の総人口は、平成31年3月末現在114,059人で、世帯数は49,724世帯、1世帯当たりの平均構成人員は2.29人となっています。

・平成25年以降の推移をみると、総人口については平成27年まで増加傾向で推移していますが平成28年から平成30年は減少に転じ、その後平成31年には再び増加し114,000人台となっています。

世帯については増加していますが、伸び率が鈍化傾向にあります。1世帯当たりの構成人員数は平成25年の2.48人から平成31年の2.29人へと世帯規模の縮小が進んでいます。

■人口・世帯数の推移（各年3月末現在）



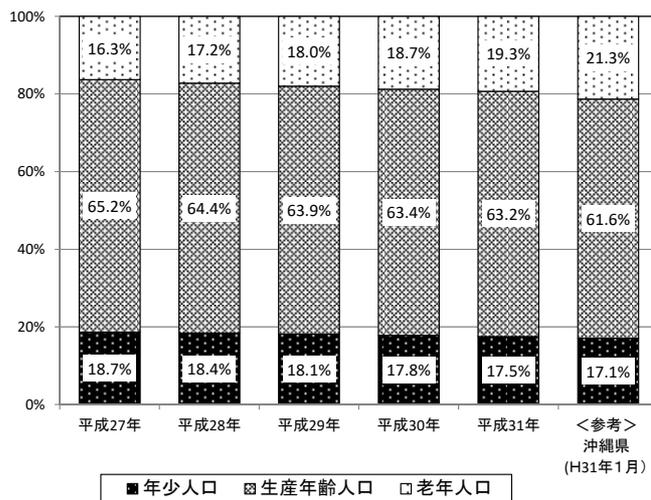
資料:住民基本台帳

- ・過去5年の年齢3区分別人口をみると、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向が続いています。生産年齢人口は平成31年に増加がみられました。年少人口は平成27年と平成31年を比較すると1,274人の減少となっており、割合も1.1ポイント低下しています。一方、老年人口（65歳以上）の人数・割合は増加傾向にあります。

■年齢3区分別人口の推移（各年3月末現在）

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総人口	実数	113,974	113,580	113,578	113,447	114,059
	増加率	0.1%	-0.3%	0.0%	-0.1%	0.5%
年少人口 (0～14歳)	実数・構成比	21,244 18.6%	20,914 18.4%	20,585 18.1%	20,218 17.8%	19,970 17.5%
	増加率	-1.1%	-1.6%	-1.6%	-1.8%	-1.2%
生産年齢人口 (15～64歳)	実数・構成比	74,167 65.1%	73,128 64.4%	72,592 63.9%	71,978 63.4%	72,082 63.2%
	増加率	-0.8%	-1.4%	-0.7%	-0.8%	0.1%
老年人口 (65歳以上)	実数・構成比	18,563 16.3%	19,538 17.2%	20,401 18.0%	21,251 18.7%	22,007 19.3%
	増加率	5.1%	5.3%	4.4%	4.2%	3.6%
児童人口 (18歳未満 (再掲))	実数・構成比	25,594 22.5%	25,227 22.2%	24,880 21.9%	24,548 21.6%	24,239 21.3%
	増加率	-0.9%	-1.4%	-1.4%	-1.3%	-1.3%

(各年3月末現在 ※沖縄県のみ1月1日現在)



資料:住民基本台帳

(2) 出生の状況

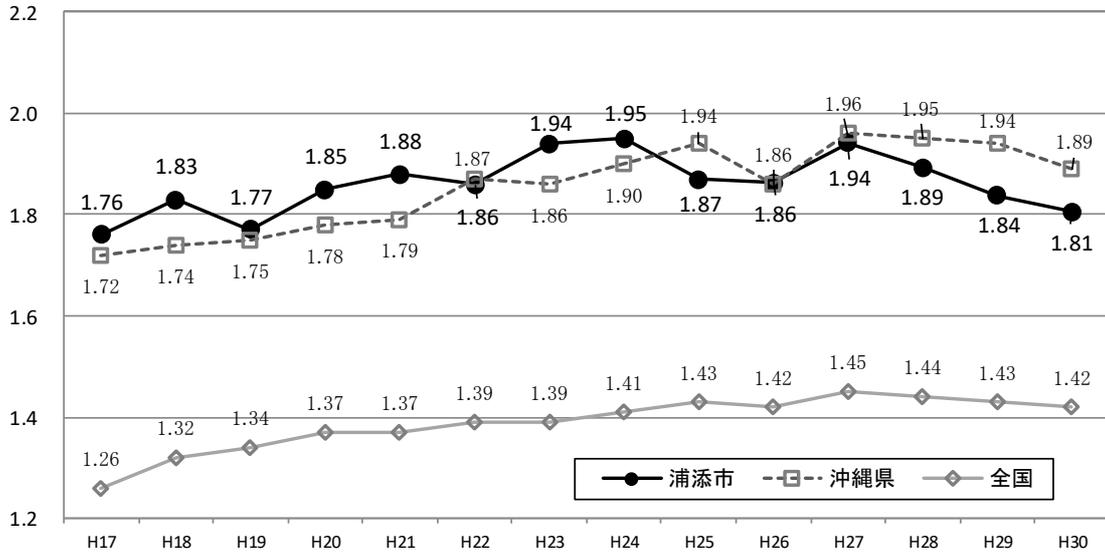
①合計特殊出生率の推移

- ・本市の平成30年の合計特殊出生率は1.81と県平均(1.89)を下回るものの、全国平均(1.42)を上回っています。
- ・推移をみると増減しながらもおおむね県平均を上回る値で推移していました。平成25年に減少し平成27年には1.94まで上昇しましたが、その後は減少傾向で推移し県平均を下回っています。

合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に生むとしたときの子ども数に相当します。

■合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率の推移（浦添市・沖縄県・全国）



資料：浦添市は人口ビジョン、子ども政策課／沖縄県・全国は厚生労働省「人口動態統計」

②出生数の推移

- ・本市の出生数をみると平成 25 年から平成 27 年は 1,400 人台で推移していましたが、平成 28 年からは 1,300 人台へ減少し、平成 29 年には 1,289 人となっています。
- ・出生数だけでみると県内市部の中では、平成 29 年で那覇市、沖縄市、うるま市の順に多くなっています。

■市部における出生数の推移

単位：人

	沖縄県	浦添市	那覇市	宜野湾市	石垣市	沖縄市	名護市	糸満市	豊見城市	うるま市	宮古島市	南城市
平成25年	17,209	1,445	3,495	1,282	666	1,751	763	837	934	1,320	559	387
平成26年	16,373	1,400	3,306	1,236	567	1,629	725	762	867	1,285	546	379
平成27年	16,941	1,418	3,296	1,252	602	1,727	704	749	905	1,430	606	473
平成28年	16,617	1,355	3,176	1,281	608	1,765	713	770	829	1,337	552	462
平成29年	16,217	1,289	3,084	1,241	572	1,641	667	757	836	1,348	528	470

資料：衛生統計年報

③母親の年齢（5歳階級）別出生数の推移

- ・母親の年齢別出生数をみると、25歳～29歳と、30歳～34歳の年齢層で多くなっています。また、40歳～44歳の出産が増加しています。

■母親の年齢（5歳階級）別出生数の推移 ※母親の年齢15歳～49歳の出生数を抜粋

単位：人

	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
15～19歳	21	24	32	21	34	37	33	30	37	36	30
20～24歳	216	174	178	160	176	156	186	148	141	122	129
25～29歳	414	449	429	448	427	437	385	351	375	352	318
30～34歳	516	501	523	492	505	497	447	455	454	455	451
35～39歳	281	320	311	319	336	328	327	330	313	297	268
40～44歳	39	64	59	66	62	86	65	84	96	93	93
45～49歳	-	-	2	3	-	1	2	2	2	-	-
合計	1,487	1,532	1,534	1,509	1,540	1,542	1,445	1,400	1,418	1,355	1,289

資料：衛生統計年報

(3) 婚姻・離婚の状況

- ・本市の婚姻率は全国平均よりも高く推移しています。件数では平成25年まで700件台で推移していましたが、平成26年以降、600件台となっています。離婚については、全国よりも離婚率は高く、件数で見ると300件前後で推移しています。

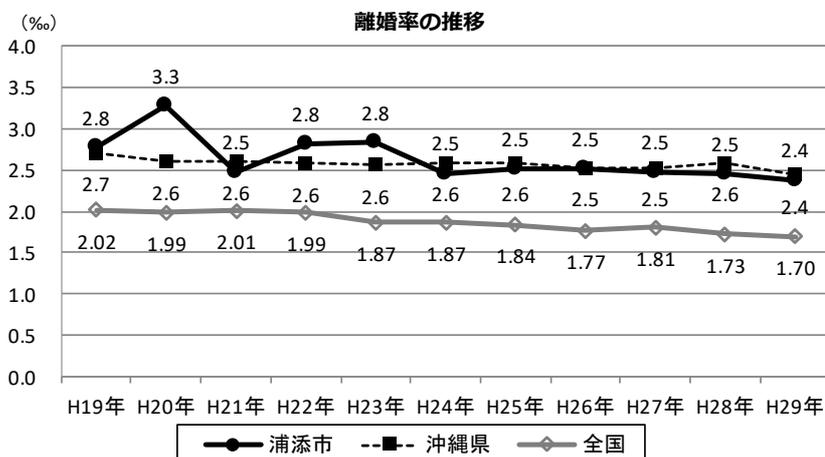
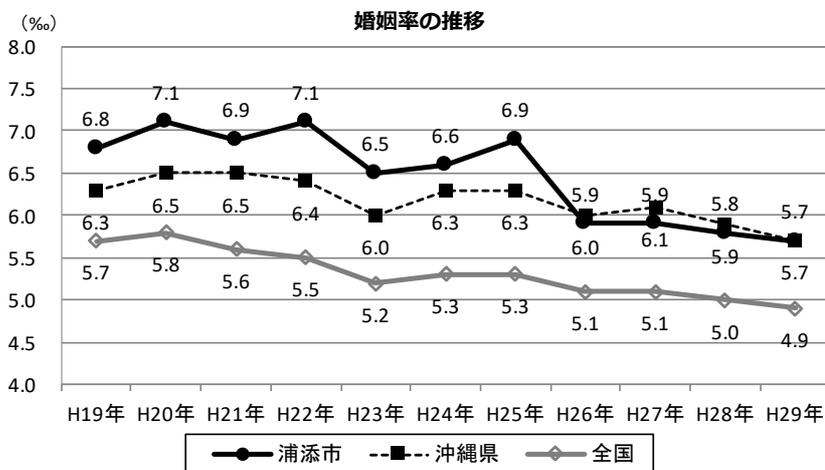
■婚姻・離婚の状況

	婚姻				離婚			
	浦添市		沖縄県	全国	浦添市		沖縄県	全国
	婚姻件数	婚姻率	婚姻率	婚姻率	離婚件数	離婚率	離婚率	離婚率
平成19年	735	6.8	6.3	5.7	297	2.77	2.71	2.02
平成20年	770	7.1	6.5	5.8	353	3.27	2.60	1.99
平成21年	756	6.9	6.5	5.6	270	2.48	2.60	2.01
平成22年	777	7.1	6.4	5.5	309	2.82	2.58	1.99
平成23年	715	6.5	6.0	5.2	313	2.83	2.56	1.87
平成24年	736	6.6	6.3	5.3	274	2.46	2.59	1.87
平成25年	772	6.9	6.3	5.3	281	2.51	2.59	1.84
平成26年	666	5.9	6.0	5.1	283	2.52	2.53	1.77
平成27年	675	5.9	6.1	5.1	282	2.48	2.53	1.81
平成28年	658	5.8	5.9	5.0	278	2.45	2.59	1.73
平成29年	651	5.7	5.7	4.9	272	2.38	2.44	1.70

※婚姻率(単位:‰) = 年間婚姻届出件数/10月1日現在全体人口×1000

資料:人口動態統計

※離婚率(単位:‰) = 年間離婚届出件数/10月1日現在全体人口×1000



(4) 世帯の様子

①世帯類型別一般世帯数及び18歳未満世帯員のいる一般世帯数

・平成27年の国勢調査より、18歳未満世帯員のいる一般世帯数の割合をみると、本市は県本島市部（9市）の中では30.7%と3番目に高く、子育て世代が多い様子がうかがえます。

■世帯類型別一般世帯数及び18歳未満世帯員のいる一般世帯数 県本島市部（9市）

単位：世帯

	沖縄県			那覇市			宜野湾市			浦添市			名護市		
	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	割合	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	割合	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	割合	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	割合	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	割合
総数	559,215	155,174	27.7%	135,265	32,809	24.3%	39,291	10,962	27.9%	43,961	13,489	30.7%	26,076	6,426	24.6%
A 親族のみの世帯	369,332	153,351	41.5%	81,595	32,398	39.7%	24,309	10,718	44.1%	29,732	13,288	44.7%	15,213	6,314	41.5%
1 核家族世帯	327,514	133,612	40.8%	72,956	28,651	39.3%	21,923	9,548	43.6%	27,027	12,006	44.4%	13,611	5,517	40.5%
2 核家族以外の世帯	41,818	19,739	47.2%	8,639	3,747	43.4%	2,386	1,170	49.0%	2,705	1,282	47.4%	1,602	797	49.8%
B 非親族を含む世帯	7,285	1,115	15.3%	1,562	174	11.1%	923	164	17.8%	688	116	16.9%	256	37	14.5%
C 単身世帯	180,974	708	0.4%	51,519	237	0.5%	13,951	80	0.6%	13,382	85	0.6%	10,590	75	0.7%
(再掲) 母子世帯	14,439	13,360	92.5%	3,060	2,778	90.8%	994	932	93.8%	1,264	1,160	91.8%	709	657	92.7%
(再掲) 父子世帯	1,738	1,575	90.6%	314	276	87.9%	90	80	88.9%	122	108	88.5%	84	77	91.7%
不詳	1,624	-	-	589	-	-	108	-	-	159	-	-	17	-	-

	糸満市			沖縄市			豊見城市			うるま市			南城市		
	一般世帯数	18歳未満世帯員のいる一般世帯数	割合												
総数	20,581	6,414	31.2%	53,194	16,081	30.2%	21,753	7,459	34.3%	42,269	12,776	30.2%	14,249	4,140	29.1%
A 親族のみの世帯	15,006	6,381	42.5%	35,986	15,883	44.1%	16,125	7,395	45.9%	30,350	12,654	41.7%	11,049	4,109	37.2%
1 核家族世帯	13,303	5,561	41.8%	31,897	13,845	43.4%	14,481	6,546	45.2%	25,920	10,438	40.3%	9,547	3,374	35.3%
2 核家族以外の世帯	1,703	820	48.2%	4,089	2,038	49.8%	1,644	849	51.6%	4,430	2,216	50.0%	1,502	735	48.9%
B 非親族を含む世帯	228	27	11.8%	790	150	19.0%	246	34	13.8%	599	109	18.2%	120	29	24.2%
C 単身世帯	5,332	6	0.1%	16,331	48	0.3%	5,366	30	0.6%	11,241	13	0.1%	3,077	2	0.1%
(再掲) 母子世帯	556	508	91.4%	1,551	1,432	92.3%	517	477	92.3%	1,213	1,129	93.1%	338	316	93.5%
(再掲) 父子世帯	85	80	94.1%	150	135	90.0%	43	41	95.3%	180	165	91.7%	56	50	89.3%
不詳	15	-	-	87	-	-	16	-	-	79	-	-	3	-	-

母子世帯・父子世帯：未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

資料：平成27年国勢調査

②ひとり親世帯の状況

・平成27年の国勢調査より、本市のひとり親世帯（母子・父子世帯）の状況をみると、一般世帯総数(43,961世帯)に対して2.9%、18歳未満世帯員のいる一般世帯に対して9.4%となっています。

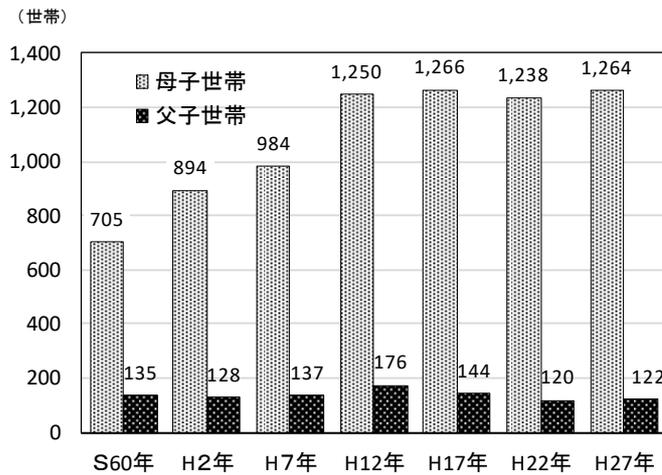
■ひとり親世帯数 県本島市部（9市）

	沖縄県		那覇市		宜野湾市		浦添市		名護市	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
18歳未満世帯員のいる一般世帯数	155,174	100.0%	32,809	100.0%	10,962	100.0%	13,489	100.0%	6,426	100.0%
ひとり親世帯総数	14,935	9.6%	3,054	9.3%	1,012	9.2%	1,268	9.4%	734	11.4%
母子世帯	13,360	8.6%	2,778	8.5%	932	8.5%	1,160	8.6%	657	10.2%
父子世帯	1,575	1.0%	276	0.8%	80	0.7%	108	0.8%	77	1.2%

	糸満市		沖縄市		豊見城市		うるま市		南城市	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
18歳未満世帯員のいる一般世帯数	6,414	100.0%	16,081	100.0%	7,459	100.0%	12,776	100.0%	4,140	100.0%
ひとり親世帯総数	588	9.2%	1,567	9.7%	518	6.9%	1,294	10.1%	366	8.8%
母子世帯	508	7.9%	1,432	8.9%	477	6.4%	1,129	8.8%	316	7.6%
父子世帯	80	1.2%	135	0.8%	41	0.5%	165	1.3%	50	1.2%

母子世帯・父子世帯：未婚、死別又は離別の女(男)親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

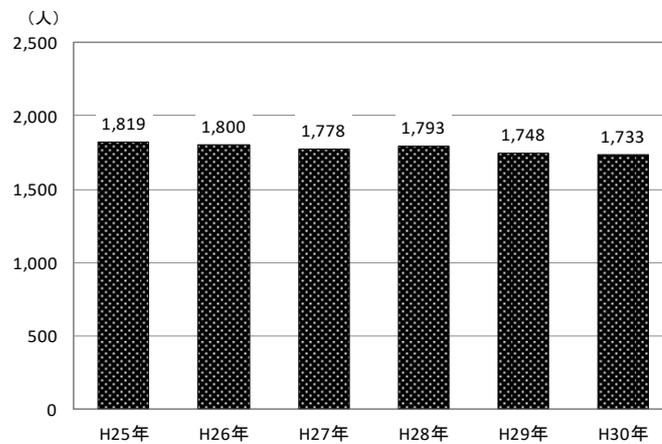
資料：平成27年国勢調査



・ひとり親世帯数の推移をみると、平成12年までは増加傾向、その後横ばいとなっています。

資料: 国勢調査

■ 児童扶養手当受給者数の推移

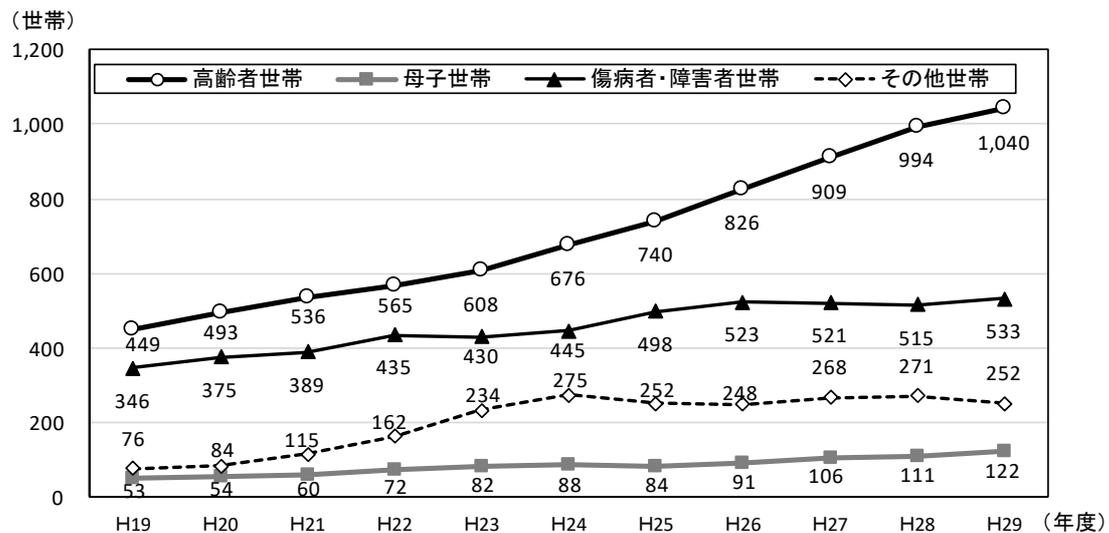


・児童扶養手当受給者数の推移をみると、増減を繰り返しているものの、平成28年以降は微減傾向となっています。

各年3月31日現在
資料: 福祉保健の概要

・生活保護世帯類型別世帯数の推移をみると、高齢者世帯が増加していますが、母子世帯についても長期的に増加がみられます。

■ 生活保護世帯類型別世帯数の推移

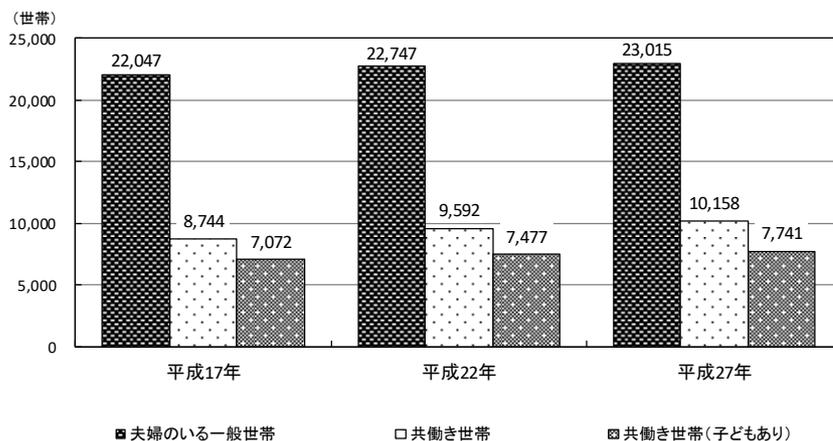


資料: 福祉保健の概要

(5) 就労の状況

① 共働き世帯の状況

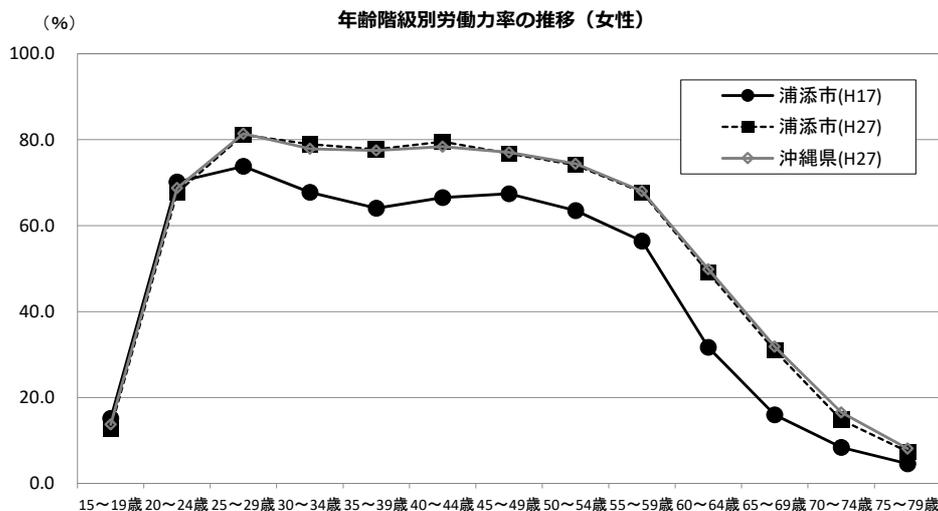
・国勢調査より共働き世帯数の状況をみると、平成17年から共働き世帯、子どものいる共働き世帯ともに増加しています。



資料: 国勢調査

② 女性の年齢階級別労働力率の推移

・女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者+完全失業者）の割合）は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブを描くことが知られています。近年、M字の谷の部分の部分が浅くなってきており、本市においても、平成17年と平成27年を比較すると谷の部分の部分が浅くなり、台形に近いカタチとなっています。育児をしながら働いている女性が増えていることが予測されることから、仕事との両立支援が必要となっています。



資料: 国勢調査

③雇用形態等の状況

・雇用形態の状況を平成27年の国勢調査よりみると、男性は正規の職員・従業員、女性ではパート・アルバイト・その他の割合が高くなっています。

■雇用形態別就業者数

	平成22年			平成27年		
	男性	女性	総数	男性	女性	総数
正規の職員・従業員	14,312	8,185	22,497	15,099	7,883	22,982
	63.6%	41.9%	53.5%	62.8%	40.2%	52.7%
労働者派遣事業所の 派遣社員	520	833	1,353	459	822	1,281
	2.3%	4.3%	3.2%	1.9%	4.2%	2.9%
パート・アルバイト・その他	3,592	8,674	12,266	3,878	8,884	12,762
	16.0%	44.4%	29.2%	16.1%	45.3%	29.2%
役員	1,278	326	1,604	1,475	324	1,799
	5.7%	1.7%	3.8%	6.1%	1.7%	4.1%
雇人のある業主	895	247	1,142	1,070	300	1,370
	4.0%	1.3%	2.7%	4.4%	1.5%	3.1%
雇人のない業主	1,719	723	2,442	1,846	689	2,535
	7.6%	3.7%	5.8%	7.7%	3.5%	5.8%
家族従業者	202	534	736	220	663	883
	0.9%	2.7%	1.7%	0.9%	3.4%	2.0%
家庭内職者	2	27	29	5	27	32
	0.0%	0.1%	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%
総数	22,520	19,549	42,069	24,052	19,592	43,644
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

従業上の地位「不詳」を除く

資料：国勢調査

(6) 相談の状況

- ・女性相談室の相談件数は、おおむね 260～300 件となっています。
- ・家庭児童相談室においては、年度によって相談件数は異なっていますが、養護相談が比較的多くなっています。

女性相談室 相談内容

単位:人

	夫等問題	子どもの問題	親族からの暴力	交際相手の問題	人間関係	経済関係	医療関係	居住問題	その他	合計
平成25年度	134	15	21	21	14	48	29	25	1	308
平成26年度	131	22	16	12	14	41	29	12	3	280
平成27年度	140	16	20	4	2	25	35	8	24	274
平成28年度	125	15	15	4	19	11	40	27	2	258
平成29年度	128	42	14	4	13	14	32	27	3	277

家庭児童相談室 相談内容（実件数）

	児童虐待相談	養護相談	障がい相談	非行相談	不登校相談	育児しつけ相談	保健相談	その他	合計
平成23年度	55	153	4	8	50	10	5	63	348
平成24年度	24	101	8	19	17	10	0	28	207
平成25年度	49	111	5	5	23	1	2	24	220
平成26年度	74	89	16	15	6	2	1	15	218
平成27年度	70	41	2	5	13	3	3	30	167
平成28年度	62	47	2	12	11	12	0	52	198
平成29年度	55	78	5	4	12	20	1	25	200
平成30年度	67	141	10	4	18	13	3	27	283

資料:こども家庭課

(7) 教育・保育の状況

- ・令和元年10月1日現在の保育施設等の状況をみると、保育施設数は44か所となっています。平成26年以降、施設数、保育士数も増加傾向にありましたが、保育施設の認定こども園への移行分などで令和元年は施設数等が減少しています。

■保育施設等の状況(各年度10月1日現在)

(単位:人、所)

年 度	保育 所数	保育 士数	乳 幼 児 数					開 設 年 月 日
			総 数	0~1	2歳	3歳	4歳以上	
平成26年度	26	584	3,175	922	598	628	1,027	／
27	30	655	3,383	1,012	650	678	1,043	／
28	36	723	3,621	1,096	717	700	1,108	／
29	42	778	3,583	1,053	718	699	1,113	／
30	46	805	3,553	1,125	752	673	1,003	／
令和元年度	44	735	3,225	994	721	633	877	／
《市立保育所》	3	93	381	71	81	108	121	／
内間保育所	1	32	115	17	24	38	36	昭和47年8月
大宮平保育所	1	29	129	28	24	31	46	昭和49年10月
宮城ヶ原保育所	1	32	137	26	33	39	39	平成13年12月
《私立認可保育所》	22	491	2,470	711	478	525	756	／
勢理客保育園	1	30	145	41	27	26	51	昭和41年5月
広栄保育所	1	29	142	41	29	27	45	昭和51年11月
ありあけ保育園	1	28	149	41	30	29	49	昭和53年4月
たいよう保育園	1	25	129	41	28	22	38	昭和53年4月
柿の实保育園	1	15	107	18	24	25	40	昭和53年4月
さみどり保育園	1	18	99	28	18	22	31	昭和55年4月
パんだ保育園	1	26	134	36	24	24	50	昭和56年4月
内間みどり保育園	1	28	134	42	24	28	40	昭和58年4月
わらわら保育園	1	25	129	36	24	23	46	平成13年5月
うらら保育園	1	24	120	32	24	28	36	平成17年4月
子むすびの森保育園	1	21	104	33	18	21	32	平成18年4月
あずま保育園	1	22	134	35	25	32	42	平成21年4月
にしぼる保育園	1	23	100	33	24	24	19	平成22年4月
ジョイジョイ保育園	1	17	95	30	18	20	27	平成23年4月
てだこ保育園	1	26	119	33	24	24	38	平成23年4月
テクノ保育園	1	22	98	31	18	23	26	平成24年4月
あさのうら保育園	1	14	64	10	9	18	27	平成28年4月
みやぎ保育園	1	21	72	24	12	13	23	平成29年7月
うららにじ園	1	20	95	24	18	27	26	平成29年7月
前田さくら保育園	1	25	138	48	24	34	32	平成30年4月
とやま保育園	1	17	99	30	21	21	27	平成30年4月
きゃんばす浦添西原保育園	1	15	64	24	15	14	11	平成30年7月
《小規模保育事業》	17	123	337	188	149	-	-	／
ライオンの子保育園 デイモン	1	6	18	12	6	-	-	平成27年8月
すきっぷ保育園	1	7	21	12	9	-	-	平成27年10月
当山っ子保育学童	1	7	19	12	7	-	-	平成27年10月
ささのは保育園	1	7	22	11	11	-	-	平成28年3月
ゆめの森保育園	1	9	19	12	7	-	-	平成28年4月
たくし保育園	1	8	19	11	8	-	-	平成28年4月
げんき保育園	1	7	19	11	8	-	-	平成28年4月
あいまめ保育園	1	8	21	12	9	-	-	平成28年4月
すまいるほいくえん	1	6	19	10	9	-	-	平成29年4月
えくぼ保育園	1	7	19	11	8	-	-	平成29年4月
さつき保育園	1	8	22	12	10	-	-	平成29年4月
サウンドキッズ	1	9	22	12	10	-	-	平成29年4月
ちゅうりっぷ保育園	1	7	19	9	10	-	-	平成30年4月
きらきら保育園	1	7	20	9	11	-	-	平成30年4月
リトルチェリー保育園	1	6	20	14	6	-	-	平成30年4月
港川保育園	1	8	19	9	10	-	-	平成30年4月
浦西保育園	1	6	19	9	10	-	-	平成30年7月
《事業所内保育事業所》	2	28	37	24	13	-	-	／
もこもこ保育園	1	21	17	12	5	-	-	平成27年9月
アルム園	1	7	20	12	8	-	-	平成30年4月

資料:保育課

- ・認定こども園については、令和元（平成31）年度現在11か所となっており、整備が進んでいます。

■認定こども園の状況(各年度共10月1日現在)

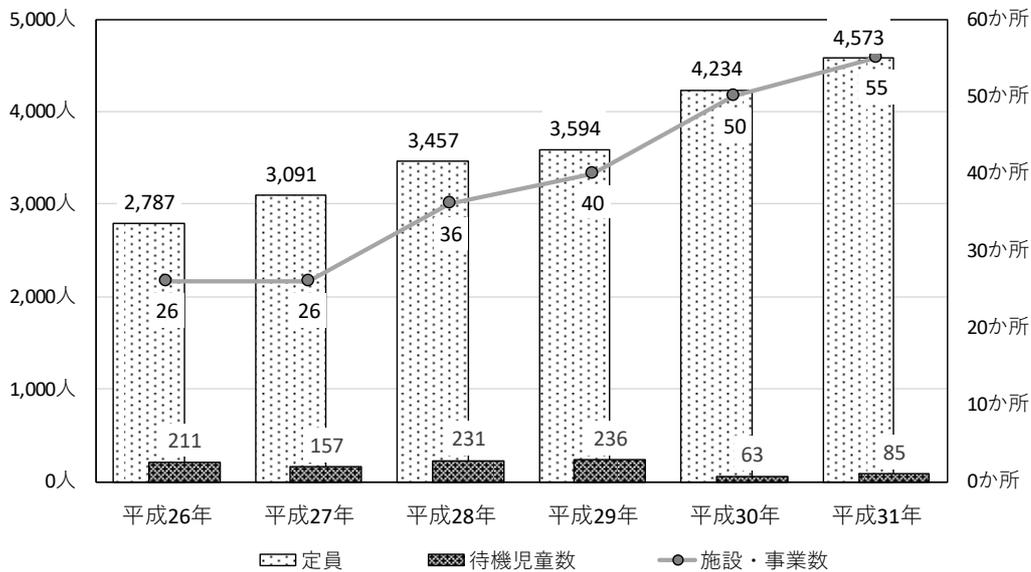
(単位:人、所)

年 度	施設数	保育・教育 職員数	乳 幼 児 数				開 設 年 月 日	
			総 数	0~1	2歳	3歳		4歳以上
平成30年度	4	66	305	60	36	53	156	／
令和元年度	11	230	1,217	288	181	259	489	／
ほるとのきこども園	1	24	102	33	18	18	33	平成30年4月
ルーブルこども園	1	18	107	27	18	26	36	平成30年4月
仲西こども園	1	13	81	-	-	22	59	平成30年4月
牧港ひまわり幼稚園	1	9	40	-	-	16	24	平成30年6月
ハイジこども園	1	36	187	61	41	41	44	平成31年4月
あいこども園	1	34	159	52	27	29	51	平成31年4月
あいのそのこども園	1	21	146	39	29	29	49	平成31年4月
浦添こども園	1	14	78	-	-	18	60	平成31年4月
神森こども園	1	14	69	-	-	15	54	平成31年4月
愛音こわんこども園	1	19	111	31	20	20	40	平成31年4月
牧港ひまわりこども園	1	28	137	45	28	25	39	平成31年4月

資料:保育課

- ・平成26年から平成31年（各年4月1日現在）の保育所等入所待機児童数についてみると、施設・事業数は平成31年現在、55か所と平成26年から29か所の増加となっています。定員も平成26年の2,787人から、平成31年の4,573人へと1,786人分の拡充に努め、それに伴い待機児童数も平成30年に大きく減少しています。

■保育所等入所待機児童数



※待機児童とは、各市町村へ保育所入所申し込みをされていて、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所不足等の理由で入所を待機している児童をいいます。

資料:沖縄県 子ども生活福祉部 子育て支援課「各市町村別保育所入所待機児童数」

- ・公立幼稚園は令和元年度で8園となっており、本市では平成29年度から3年保育をスタートさせています。令和2年度には新たに3か所が認定こども園へ移行予定となっています。

■幼稚園の状況(各年度5月1日現在)

◇公立幼稚園の設置状況

	園数	認可定員	合計	3歳児	4歳児	5歳児
平成22年度	11	1,510	1,070	-	294	776
平成23年度	11	1,520	1,073	-	341	732
平成24年度	11	1,635	1,131	-	305	826
平成25年度	11	1,540	1,050	-	280	770
平成26年度	11	1,575	1,105	-	294	811
平成27年度	11	1,136	1,136	-	355	781
平成28年度	11	1,680	1,121	-	356	765
平成29年度	11	1,755	1,160	35	402	723
平成30年度	10	1,440	1,033	45	324	664
平成31年度	8	1,055	924	40	385	499

資料：学校基本調査

◇私立幼稚園の設置状況

	園数	学級数	合計	3歳児	4歳児	5歳児
平成22年度	3	20	391	146	119	126
平成23年度	3	16	374	134	144	96
平成24年度	2	16	401	147	131	123
平成25年度	2	16	418	147	156	115
平成26年度	2	16	425	147	150	128
平成27年度	2	16	430	147	152	131
平成28年度	2	16	430	147	147	136
平成29年度	2	16	437	147	150	140
平成30年度	2	16	394	134	140	120

資料：学校基本調査

2 子ども・子育てに関するアンケート調査結果の概要

(1) 調査の目的

第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画を策定するに当たり、浦添市に在住する就学前・小学生の児童をもつ保護者の皆さまの子育てに関する生活実態やご意見・ご要望を把握し、施策の方向性の検討や、教育・保育事業の需要量の見込みを設定する上での基礎資料とするため、本調査を実施しました。

(2) 調査対象及び調査方法

調査対象者	浦添市に在住する就学前児童の保護者、小学生の保護者
標本数	就学前児童の保護者：3,000人 小学生の保護者：1,000人
標本抽出方法	無作為抽出
調査期間	平成31年1月～平成31年2月
調査方法	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童保護者（未就園児0～5歳）：郵送配布、郵送回収 就学前児童保護者（就園児0～5歳）：施設配布、施設回収 小学生児童保護者：施設配布、施設回収

(3) 調査票の回収状況

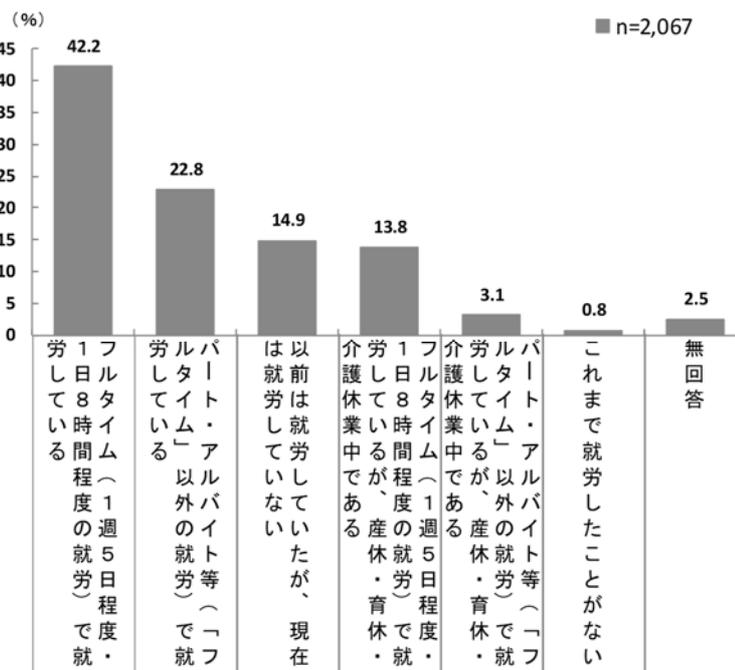
	就学前児童の保護者	小学生の保護者
標本数/有効回収数/回収率	3,000人/2,067件/68.9%	1,000人/829件/82.9%

(4) 調査結果

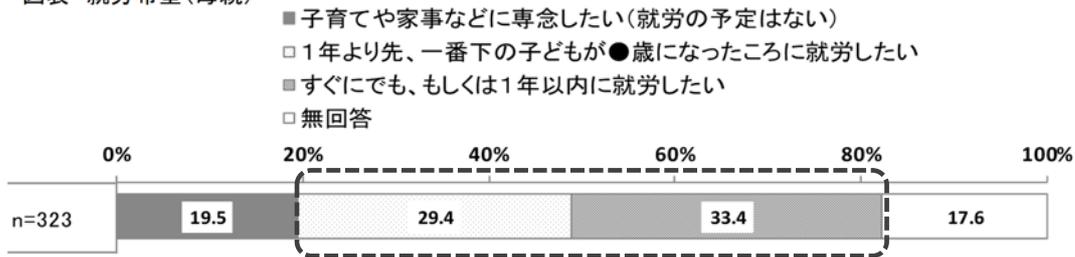
図表 就労状況（母親）

①母親の就労について

- ・「フルタイム」が42.2%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等」(22.8%)、「以前は就労していたが、現在は就労していない」(14.9%)、「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」(13.8%)となっている。休業中の方を含め、働いている母親が約8割と高い。
- ・現在就労していない（「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「これまで就労したことがない」）母親のうち、働きたいと考えている方は6割強となっている。働きながら利用できる教育・保育ニーズが引き続き高いことが予想される。



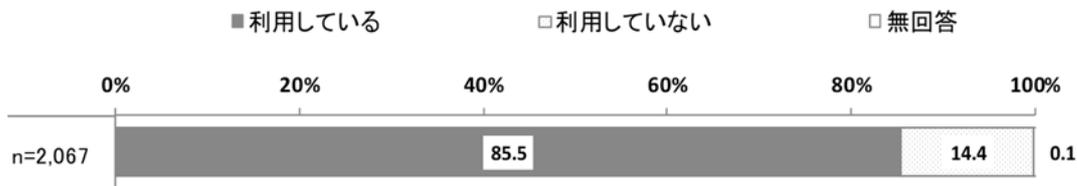
図表 就労希望(母親)



②教育・保育事業等のサービスの利用について

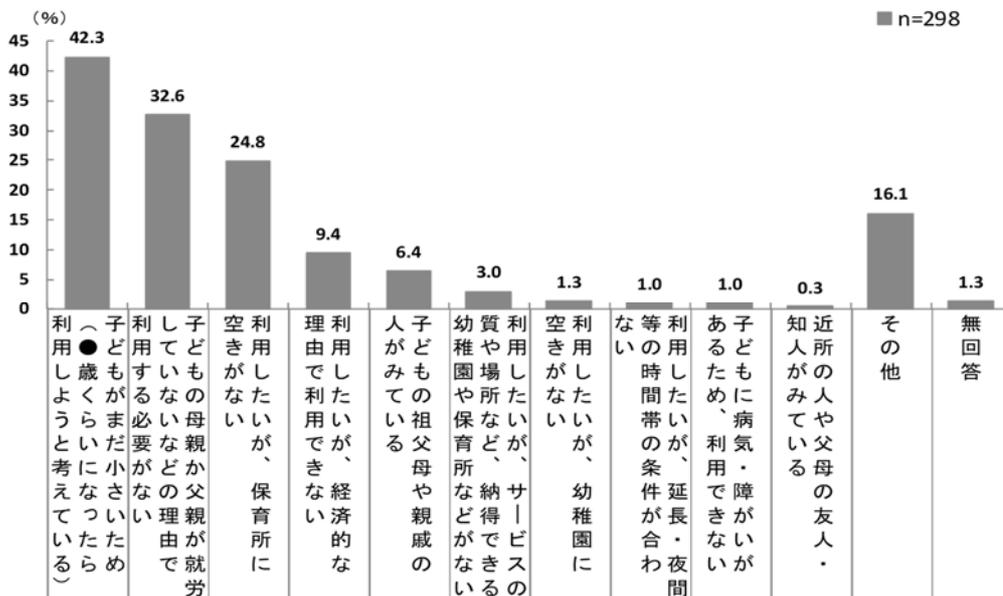
・平日の定期的な幼稚園や保育所などの利用は、「利用している」が85.5%となっている。

図表 幼稚園・保育園などの定期利用



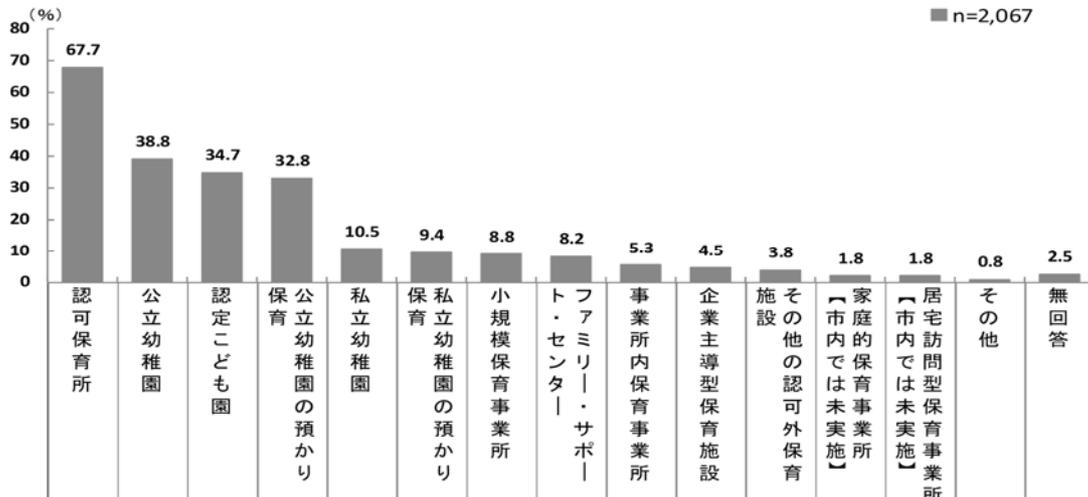
・教育・保育事業等のサービスを利用していない理由について、「子どもがまだ小さいため」が42.3%と最も高く、次いで「子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で利用する必要がない」(32.6%)、「利用したいが、保育所に空きがない」(24.8%)の順となっている。

図表 定期的に幼稚園・保育園などを利用していない理由



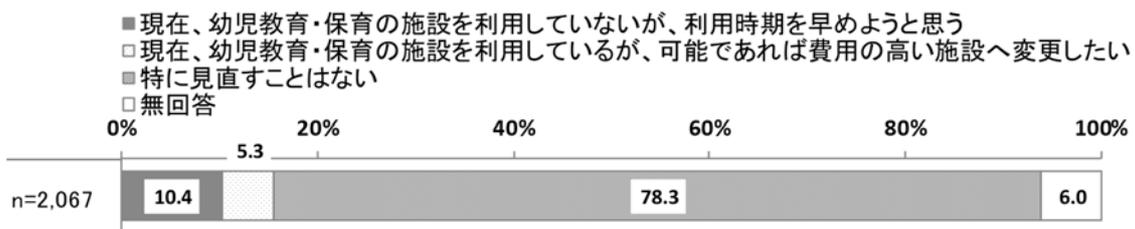
- ・現在、利用している、利用していないにかかわらず、定期的に利用したいと希望するサービスとして、認可保育所、公立幼稚園、認定こども園の回答が多くみられる。

図表 平日に定期的に利用したい教育・保育事業



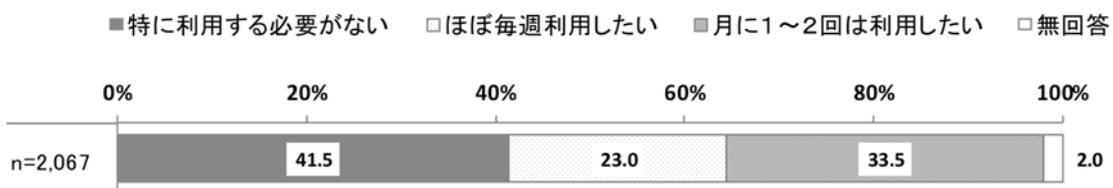
- ・保育料の無償化によって幼児教育・保育の利用を見直したいと考えるかについて、「特に見直すことはない」が 78.3%と最も高いが、教育・保育の施設利用時期を早めたり (10.4%)、可能であれば費用の高い施設へ変更したい (5.3%) と考えている方も一定程度みられる。待機児童等の対応も踏まえ、そうした意向や動向を把握しながら、受け皿の確保等の対応を検討していく必要がある。

図表 保育料無償化による幼児教育・保育利用の見直し

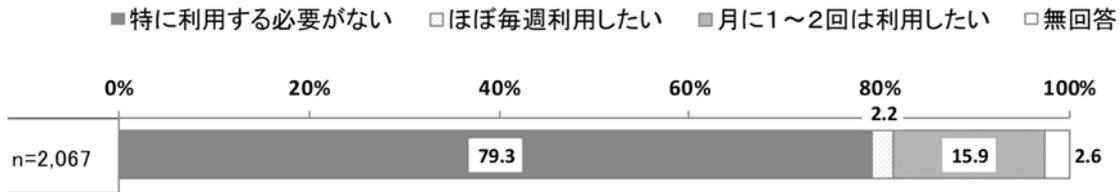


- ・土曜日、日曜日・祝日の教育・保育の利用希望について、土曜日は一定程度の利用意向がみられる。

図表 【土曜日】幼稚園・保育園などの利用希望

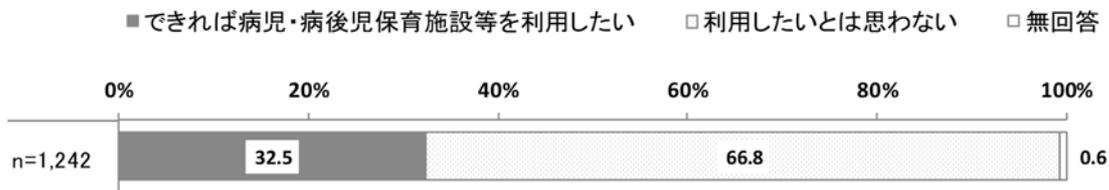


図表 【日曜日・祝日】幼稚園・保育園などの利用希望



・病児保育についても、「父親が休んだ」「母親が休んだ」と回答した方のうち、32.5%が利用したいと回答している。仕事と子育ての両立支援に向けて対策を検討していく必要がある。

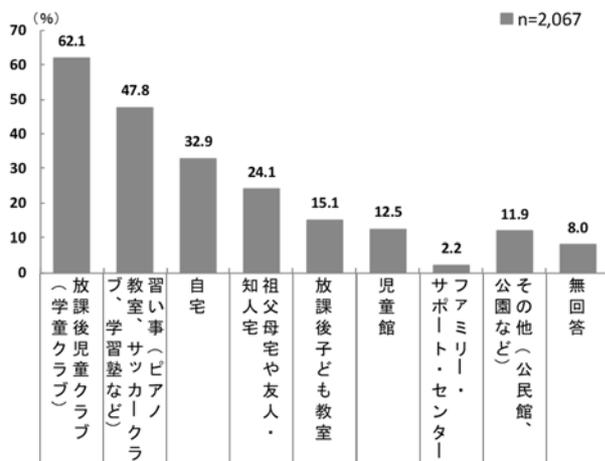
図表 病児・病後児施設の利用意向



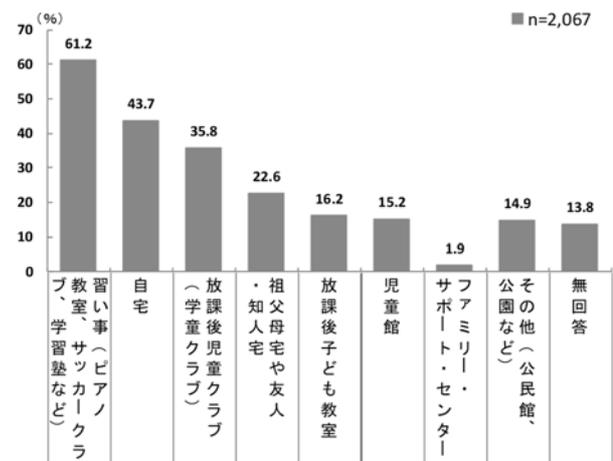
③放課後の過ごし方について

・希望する放課後の居場所について未就学児のニーズ調査からみると、低学年では「放課後児童クラブ」「習い事」「自宅」の回答が多い。高学年では、「習い事」「自宅」「放課後児童クラブ」が上位を占めている。安全・安心な居場所の確保が求められる。

図表 【低学年】放課後の過ごし方



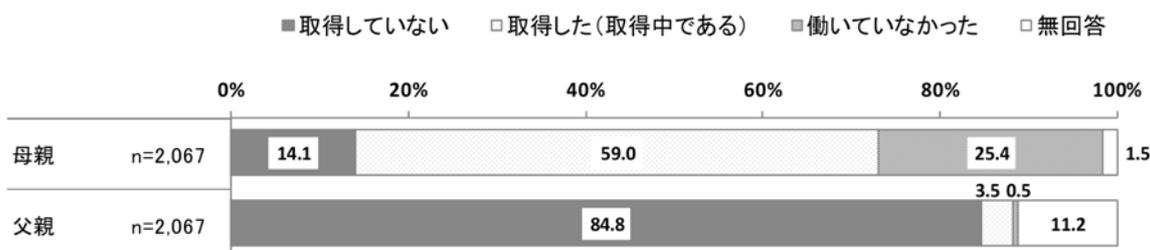
図表 【高学年】放課後の過ごし方



④ 育児休業の取得について

- ・母親は「育休を取得した（取得中である）」が約6割（59.0%）と最も高くなっている。「取得していない」も14.1%となっている。一方、父親の取得は3.5%にとどまっている。

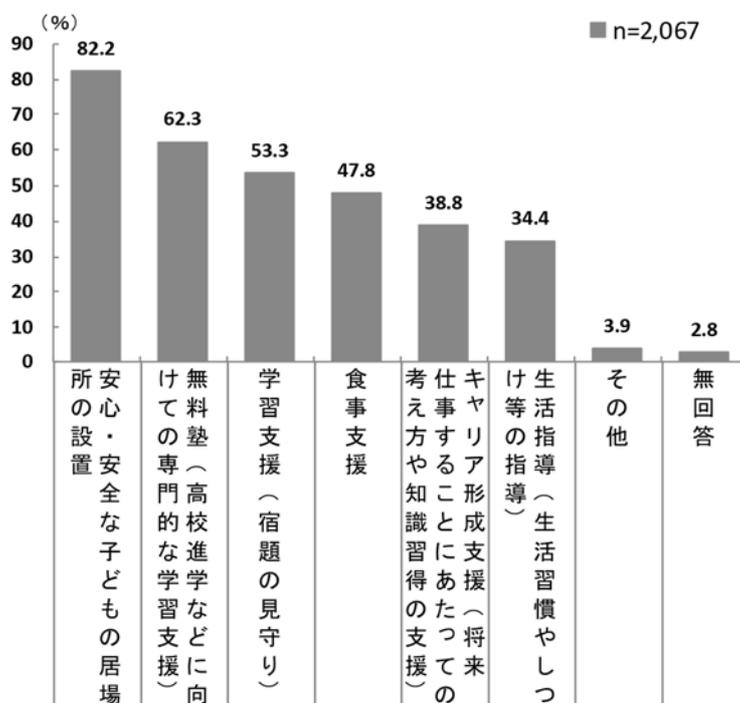
図表 育児休業の取得状況



⑤ その他の子育て施策について

- ・子どもの貧困対策として、「安心・安全な子どもの居場所の設置」、「無料塾」、「学習支援」、「食事支援」などがあげられている。

図表 実施してほしい子どもの貧困対策事業



3 近年の子ども・子育てに関する主な動向（方向性）

計画に踏まえるべき近年の動向として、主なものを以下に整理しました。

（1）子ども・子育て支援新制度から

「子ども・子育て支援新制度」は、平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」に基づく制度で、平成 27 年度から本格的に施行されました。

■子ども・子育て支援新制度の主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 - *地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 - ・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督の一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ
 - ・認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実
- 市町村が実施主体
 - ・市町村は地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施
 - ・国・都道府県は実施主体の市町村を重層的に支える
- 社会全体による費用負担
 - ・消費税率の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提
- 仕事と子育ての両立支援
 - ・平成 28 年の「子ども・子育て支援法」の改定により、政府が事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業として国主体の「仕事・子育て両立支援事業」を創設（企業主導型保育事業等）

■子ども・子育て支援事業計画について

市町村子ども・子育て支援事業計画は、5 年間の計画期間における乳幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画。（新制度の実施主体として、全市町村で作成。）

乳幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、教育・保育提供区域を設定し、「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保方策」（確保の内容＋実施時期）を記載。

(2) 第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の基本指針の改正等から

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たっての基本指針の改正事項等、主な内容を以下に整理しました。

○幼児教育アドバイザーの配置・確保

- ・幼児教育・保育の質の向上に資するよう、市町村は、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーの配置・確保等に努めること。

○幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望への対応

- ・幼稚園の利用希望及び保育を必要とする者の預かり保育の利用希望に対応できるよう、市町村等は、適切に量を見込み、確保の内容について公立幼稚園の入園対象年齢の引下げ等も含め検討すること。

○外国につながる幼児への支援・配慮

- ・国際化の進展に伴い、教育・保育施設等において、海外から帰国した幼児や外国人幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児の増加が見込まれることを踏まえ、幼児が円滑な教育・保育等の利用ができるよう、市町村等は、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行うこと。

○医療的ケアが必要な児童の支援のための総合的な支援体制の構築等

(3) 子育て安心プランから

「待機児童の解消」と「待機児童ゼロを維持しつつ、5年間で『M字カーブ』の解消」を図るため、待機児童解消加速化プランの後継計画となる子育て安心プランが平成29年6月に策定されました。待機児童の解消については、必要な保育の受け皿整備の予算を確保し、2020（令和2）年度末までには全国の待機児童を解消とすることや、女性就業率80%に対応できるよう約32万人分の受け皿を整備することが示されました。

これらを柱として「6つの支援パッケージ」を設定し、全ての人が無理なく保育と仕事を両立する社会を目指すとしています。

○子育て安心プランの軸となる6つの支援パッケージ

1. 保育の受け皿の拡大
2. 保育の受け皿拡大を支える「保育人材確保」
3. 保護者への「寄り添う支援」の普及促進
4. 保育の受け皿拡大と車の両輪の「保育の質の確保」
5. 持続可能な保育制度の確立
6. 保育と連携した「働き方改革」

(4) 新・放課後子ども総合プランから

女性の就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、共働き家庭等の「小1の壁」を解消するとともに、全ての児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう受け皿の拡大等を進めていくこととなっています。そこで、放課後児童クラブと放課後子供教室の両事業の計画的な整備等を推進するためのプランとして策定されました。(2018(平成30)年9月14日公表)

■「新・放課後子ども総合プラン」に掲げる目標(2019~2023年)

1. 放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分を整備し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分の受け皿を整備。
2. 全ての小学校区で、両事業を一体的に又は連携して実施し、うち小学校内で一体型として1万箇所以上で実施することを目指す。
3. 両事業を新たに整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。
4. 子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

■市町村行動計画等に盛り込むべき内容

1. 放課後児童クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量
2. 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の2023年度に達成されるべき目標事業量
3. 放課後子供教室の2023年度までの実施計画
4. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策
5. 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策
6. 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
7. 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策
8. 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組
9. 放課後児童クラブが、4.に記載した放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策
10. 放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策等

(5) そのほかの動向、指針等

■子育て世代包括支援センターの設置

子育て世代包括支援センター（法律上の名称は母子健康包括支援センター）は、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して相談支援を行う拠点として全国展開を目指していくため、同センターの設置を市町村の努力義務として位置づけた改正母子保健法が施行されました。

健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行うとして2020年度末までに全国展開を目指すとしています。

■市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置

平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律」において、基礎的な地方公共団体である市町村は、子どもの最も身近な場所における子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行わなければならないことが明確化され、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点の整備に努めなければならないと規定されています。

その後「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（新プラン）（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）において、子ども家庭総合支援拠点を全市町村に設置することなどを定めています。

■保育所保育指針、幼稚園教育要領等の改訂（定）

就学前教育の必要性、待機児童問題、子どもの虐待問題等、様々な社会情勢を反映し、平成29（2017）年3月に「保育所保育指針」「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の改訂が告示され、平成30（2018）年4月に施行されました。保育所、幼稚園、認定こども園は幼児教育を行う施設として共通化されました。幼児教育においてはぐくみみたい資質・能力を「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つに整理し、それらを、遊びを通じた総合的な指導の中で育てていくこととされています。

■幼児教育・保育の無償化への対応

「新しい経済政策パッケージ」、「経済財政運営と改革の基本方針」を基に、幼児教育・保育を無償化する「改正子ども・子育て支援法」、低所得者世帯を対象に大学など高等教育を無償化する「大学等修学支援法」が成立しました。財源はいずれも平成31（2019）年10月の消費税率10%への引き上げ分を充て、幼児教育の無償化がスタートしました。

年度	国の動き	市の取り組み
平成 25 年		・健康・食育うらそえ 21
平成 26 年	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代育成支援対策推進法の有効期限延長 ・放課後子ども総合プラン ・母子保健計画策定指針 	<ul style="list-style-type: none"> ・てだこ・結プランー第四次浦添市地域福祉計画ー ・浦添市立児童センター利活用充実計画
平成 27 年	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次てだこ親子プラン（「浦添市子ども・子育て支援事業計画」・「浦添市次世代育成支援行動計画」・「浦添市ひとり親家庭自立促進計画」・「健やか親子うらそえ 21（浦添市母子保健計画）」 ・てだこキッズファースト宣言（子どものまててだこ宣言：平成 20 年）
平成 28 年	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律施行（仕事・子育て両立支援事業の創設等） ・子ども・子育て支援法基本指針の改正 ・ニッポン一億総活躍プラン 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦添市幼児教育振興アクションプログラム ・第四次浦添市総合計画 後期基本計画
平成 29 年	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい社会的養育ビジョン ・新しい経済政策パッケージ ・平成29年改訂幼稚園教育要領 	<ul style="list-style-type: none"> ・浦添市立幼稚園の認定こども園移行に関する基本方針
平成 30 年	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て安心プラン ・子ども・子育て支援法の一部を改正する法律施行 ・子ども・子育て支援法基本指針の改正（子育て安心プラン等を踏まえた改正） ・改正認定こども園法 ・新・放課後子ども総合プラン ・児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策 ・経済財政運営と改革の基本方針2018 ・幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針 	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 次てだこ障がい者（児）プラン（「第四次浦添市障害者計画」・「第 5 期浦添市障害福祉計画」・「第 1 期浦添市障害児福祉計画」） ・浦添市子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直し
平成 31 年 令和元年	<ul style="list-style-type: none"> ・第二期市町村子ども子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版） ・幼児教育無償化の開始 	<ul style="list-style-type: none"> ・てだこ・ゆいぐるプラン（第五次浦添市地域福祉計画・第六次浦添市地域福祉活動計画）

4 今後取り組むべきこと

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える健康・環境づくり

本市の出生率は全国と比較すると高くなっているものの、出生数は年々減少傾向にあります。今後、地域の活力を維持発展させるためにも、出生数、出生率の向上が課題となっています。そのためには、安心して妊娠・出産・子育てができ、すべての子どもが健やかに成長していくことが大切です。

また、少子高齢化・核家族化が進み、家庭や地域の養育力の低下も懸念されるようになってきました。ニーズ調査では、子育ての相談をできる人が「いない」と回答している保護者もわずかですが見受けられることから、妊娠期から出産、子育て期にわたる不安感などを軽減できるよう気軽に相談できることが必要になっています。また、若くして親となった場合、妊娠したことを周囲に相談できずサポートが十分得られないケースがあるなど、早期から関係機関と連携したきめの細かいサポートが必要です。そこで、保健師、助産師、栄養士といった専門職員などが妊娠、出産、子育て等の不安や相談を受け止め、一人ひとりの状況を踏まえた支援を行う機能として子育て世代包括支援センターの設置に向けた取り組みが重要となっています。

全国的に年齢の高い妊産婦も増えており、また、沖縄県においては低出生体重児出生率が全国平均よりも高いことから、妊娠期の健康管理の支援を進めていく必要があります。また、乳幼児健康診査は、子どもの健やかな発育・発達の確認と病気の早期発見、育児に関する相談ができる大切な場であることから、受診を促進していく必要があります。各種健診で把握された発達の遅れや病気などについては、医療機関や必要な支援につなぐなど、母子保健事業の充実が求められます。

(2) 就学前の教育・保育の充実

本市は、0～5歳の人口が減少傾向にあり、小学生人口についても将来的に減少することが予測されています。女性の労働力率は平成27年にかけて上昇しており、ニーズ調査からも働きたいと考えている母親は少なくありません。M字カーブの状況を見ても、今後も女性の社会進出や多様化する就労形態により保育ニーズの増加が予測されることから、ニーズに対応した教育・保育の充実や質の向上が求められます。

本市では、保育ニーズの高まりを踏まえ、保育所（園）の新設や定員増、認定こども園への移行等、就学前の教育・保育の受け皿整備を進め、待機児童の解消に努めてきました。引き続き、教育・保育の充実とともに、教育・保育人材の確保やさらなる質の向上に向けた取り組みが必要です。

平成29年に保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の3法令の同時改訂（定）が行われました。これにより幼児教育を行う各施設の共有すべき

事項が共通に示されました。小学校就学後のつながりがより明確になり、改めて施設間の連携のもと、就学前教育の推進に取り組むことが求められています。また、認定こども園への移行等が進む中、人口動態や社会情勢に応じた就学前の公立施設の役割を踏まえ、その在り方について検討を行う必要があります。

保育所（園）、幼稚園、認定こども園の横の連携については、それぞれの指導方法等を踏まえつつ、定期的に合同で集まる機会を確保し、情報交換・相互参観等を行い、共通理解を深めることが大切です。今後は合同研修会等で接続期のカリキュラムの見直しを行う必要があります。

子ども子育て支援事業計画改定基本指針案によると、幼児教育・保育の質の向上と、子どもの発達や学校教育との学びの連続性を保障する観点から、各市町村で、教育・保育に関する専門性を有する指導主事・幼児教育アドバイザーを配置することが求められており、本市においても、配置に向けた検討が必要となっています。

公立幼稚園においては、平成 29 年度より 3 年保育をスタートさせ、平成 30 年度には 3 園での実施となっており、3 年保育の実施に伴い 3 歳児の預かり保育も実施しています。3 年保育の導入は、早期に就学前教育を提供することが可能となり、幼児の心身を育む上でも効果があることから、引き続き認定こども園への移行に伴い、3 年保育の拡充に向けて取り組む必要があります。

（3）豊かな心と生きる力の育成支援の充実

グローバル化や人工知能・AI などの技術革新が急速に進み、予測困難といわれるこれからの時代に対し、児童生徒が自ら問いを見だし行動・解決する力を身に付けることが重要になっています。新学習指導要領の実施に伴い、「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえ、子どもたちがこれからの時代に対応できるよう子どもたちの資質・能力の育成に努める必要があります。不登校やいじめの未然防止等の対策を進め、学校に登校できない児童生徒の居場所の確保など個々の状況に応じた対応が求められます。

特別支援教育について、子どもの就園・就学に向けた相談支援に取り組む必要があります。

日本語支援が必要な児童生徒が徐々に増えてきていることから、安心して学ぶことができる環境づくり等の取り組みが求められています。

学校が地域と一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」の充実に向けて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の在り方について検討していく必要があります。また、学校への地域からのボランティアも減少傾向で推移していることから、ボランティアの確保に努めていく必要があります。

また、平成 27 年度以降、市内の放課後児童クラブの利用も増えています。国では、放課後の居場所の整備が進められており、新・放課後子ども総合プランの作成とともに、安全・安心な居場所づくりが求められています。

(4) 子どもの権利を守り、子育て家庭を支援する環境の充実

家庭相談室などに寄せられる相談内容は年々複雑になってきており、相談件数も増加傾向にあります。児童虐待対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律が公布され、関係機関等との連携体制の強化とともに虐待等の困難ケースへの迅速な対応が求められています。体制の強化として、子どもとその家庭、妊産婦等を対象として地域の実情の把握、相談対応、調査、継続的支援等を行う「市区町村子ども家庭総合支援拠点」の設置が求められており、深刻・困難なケースになる前に対象となる子ども等の早期発見・早期対応が重要となっています。

支援拠点の設置を推進していくとともに、虐待を受けている子どもを始めとする支援対象児童等の適切な保護・支援を図るために関係機関と円滑な連携協力を行う「要保護児童対策地域協議会」を活用し、子育て家庭を支援する環境の充実が求められています。

発達支援に関する相談等の取り組みにおける利用者数が増加傾向にあり、子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの能力等に応じた早期での対応や切れ目のない支援が重要です。そのため、発達支援拠点機能の確保に向けて、引き続き障がい福祉関連複合施設の整備を進めていく必要があります。

また、全体的にひとり親世帯の増加や子どもの貧困など、配慮や支援の必要な子どもを守る取り組みが求められています。ニーズ調査結果から、子どもの貧困対策として実施してほしい事業をみると、居場所づくりや学習面への支援等が求められています。また、子どもだけでなく、世帯全体丸ごとの対応支援が必要となっています。

(5) 安全・安心に暮らせる環境づくり

浦添市民住宅・子育て支援港川宿舎において、子育て世帯の住まいへの支援として、多子世帯やひとり親世帯の優先入居の取り組み等を進めてきました。引き続き、入居に関して優遇措置の実施を進めていく必要があります。

また、子どもを交通事故や犯罪から守るため、防犯意識等を高め、地域が一体となって見守る体制の充実が大切です。子育て家庭が安心して外出・移動できるよう、道路や公園のバリアフリー化などの整備については計画に基づき進めていく必要があります。

自然災害などから子どもたちの安全を守るため、子どもたちの通う施設においては、事前の対策や災害発生後の対応を明らかにするとともに、保護者や地域と共有し、みんなが命を守る行動がとれるよう、地域と連携した訓練等を行い、日ごろから備えることが大切です。

(6) ひとり親家庭等の自立を支える支援の充実

母子家庭や父子家庭の親は子育てと生計を維持する役割を一人で担っており、その両立を支えるためにも、保育サービスの利用支援などが求められます。本市においては保育所への入所や市営住宅等への入居に当たり、ひとり親家庭の優先度を高める取り組みを進めてきました。さらに保育サービスの利用料について補助をしており、引き続き推進していく必要があります。

本市の浦和寮（母子生活支援施設）は、母子を支援する生活の場として大きな役割を果たしています。生活習慣、就労、保育、育児、学習への各種相談・支援、心理士によるメンタルケアなどを行っており、入所者が安心して生活できるよう、自立支援に向けての相談・支援に努めてきました。退所後においても、安定した生活基盤を築くため、フードドライブなどの情報提供や相談を行うなど、継続した相談・支援の取り組みを維持させていく必要があります。

就労支援として、資格取得のための浦添市高等職業訓練促進給付金事業の利用を促進し、資格取得及び就職を支援しています。ハローワークと連携し、定期的に就労支援会議を持ち情報共有を図るとともに、専門家による相談窓口を設けるなど、ひとり親の就労支援をおこなっています。

一人ひとりの状況に合わせた相談支援ができるよう、母子父子自立支援員の更なる質の向上に努めていく必要があります。

(7) 地域における子育て支援の充実

近年、地域でのつながりの希薄化やライフスタイルの多様化などに伴い、子どもたちが自然や地域の中での交流、文化芸術に触れる機会が少なくなっていることから、引き続き地域等との連携のもと、キャリア教育や交流体験など各種取り組みを進めていく必要があります。また、青少年相談員が関係団体等と連携を強化しながら、危険箇所などの点検を行うなど、青少年の健全育成に向けた取り組みの推進が求められます。

働きながら安心して子どもを生み子育てができるよう、職場における仕事と子育ての両立支援の環境づくりを促進するため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の考え方や他地域の取り組みを企業等と連携しながらさらに浸透させていくことが重要となっています。

本市の地域では、自治会等において様々な交流・見守り活動、子どもの居場所づくり等が行われています。そのような活動へ参加することで、地域の多様な人との交流が図られることから活動への参加促進を図るとともに、居場所の確保が求められます。

主な相談先として、家族や知人が多いことから、子育て情報があらゆるところから伝えられるように子育て支援に関する情報提供を広く発信するとともに、相談しやすい窓口や相談体制の充実を図る必要があります。

第3章

第4次てだこ親子プランのめざす理念

第3章 第4次てだこ親子プランのめざす理念

1 基本理念

子どもたちの笑顔は、私たちの心を自然と和ませる、かけがえのない大切な宝物です。その笑顔はここ浦添をはじめ、世界にとって未来への希望です。そして、子どもたちが健やかに成長し、持てる力を最大限に伸ばして活躍することは親や家族だけでなく、私たち市民の願いでもあります。

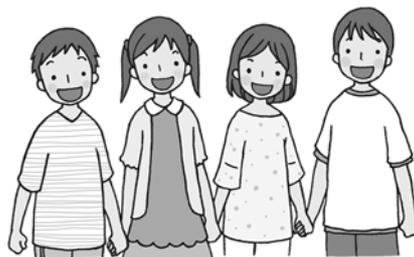
そこで、本市では「子どものまちてだこ宣言」(平成20年)、「てだこキッズファースト宣言」(平成27年)を行い、全ての子どもへの健やかな成長と幸せを最優先に考え、子育てを応援してきました。

近年の社会の変化の中で、次世代を担う子どもの成長や子育てを温かく社会全体で見守り続けることは必要です。社会の変化や子育て家庭の声を受け止め、「安心して子を産み、子育てしやすい環境を整え、子育てをサポートする」ことが行政と地域、子育て支援に関わる全ての組織の役割だと考えます。

第4次となる本計画においても、先の宣言や第3次計画の考えを引き継ぎ、「子どもの誕生をみんなで祝福し、子育ての難しさと喜びを共感し、子育てを通して子ども・保護者・地域がともに成長し、笑顔あふれるまち」を目指します。そこで、前回の基本理念のキャッチフレーズを踏襲して計画を進めていきます。

うまんちゅ とつむ すだ うや ちゅ ぐくる かな わらび
“てだこ万人”や 共に育てらな “親”ぬ清ら心 愛し “童”

大意:浦添みんなで共に育てよう。親の親としての美しい心。いとおいしい子。



てだこ:浦添市は基本構想の中で都市像を「てだこの都市・浦添」と謳っています。「てだこ」とは、浦添で栄えた三王統のひとつ・英祖王の「神号:えそのでだこ」で、直訳すれば「太陽の子」という意味です。いまでは「てだこ」が「浦添市」を指す代名詞のように県内では知れ渡っています。

沖縄方言の表現:紅型や舞踊、三味線のように沖縄方言もまた沖縄の貴重な文化であると信じます。沖縄の風土で培われてきた子育ての文化を次の世代にも伝えていきたいとの意味をもたせ琉歌風(8.8.8.6)に基本理念をまとめてみました。

万人(うまんちゅ)=ひとひと、清ら(ちゅら)=美しい、愛し(かなし)=いとおいしい

2 計画の基本的視点

基本的な視点として、3つの視点を以下に示します。なお、本計画を地域に根差した計画としていくとともに、先人達から受け継がれる子育ての知恵の継承、沖縄が旧来から持つ地域の子育て支援力の再生等を図る意味において、“沖縄らしさ”を意識した視点のとりまとめを行っています。

① 「うや ゆ ぐうと ちむ す親の言し事や肝に染みり」(子育て)

沖縄に昔からある歌謡「ていんさぐの花」では親子の在り方を説いています。

いったん親となったものは、言葉の意味さえわからない赤ちゃんに懸命に呼び掛けます。でもそれはもっとも自然なことのようには思われます。呼び掛けずにはいられない可愛らしさと愛おしさがそこにはあるからです。子どもは十分な愛情とふれ合いがあるとすくすくと育っていきます。かけがえのない生命として認められることを望んでいるのです。親の教え、先生の教え、そしてまわりの人々との交わりの中で、幼い子は多くのことを敏感に学んでいきます。そのため、ひとつの人格が形成されていく過程には、より良い家庭環境とそれを取り巻く人々の温かい眼差しが求められるといえるでしょう。子どもの頃のいろいろな経験や思い出は、心の奥に深く刻まれていきます。温かい故郷を心の中に持つことができる人は、それだけでも幸せであるといえるかもしれません。

全ての子どもが家庭環境や障がいの有無、社会への適応性の違いなどによって差別されることなく幸せに育つ権利を持っています。市民一人ひとりがそうした認識を持ち、かけがえのない個人として全ての子どもの生命を尊ぶとともに、次代を担う存在として豊かな人間性の形成と自立を地域全体で支援します。

② 「うやふあーふじ くわうまが ぬち ていわたし先祖から子孫んかい、生命ぬ手渡し」(親育ち)

私たちがいまここに生きていることは、遠い祖先に遡り、人類や民族の苦難と発展に無縁ではありません。私たちの生命、生きるための知識や知恵は、こうした先人達から引き継がれてきたこの上なく尊いものです。近年、社会情勢が大きく変貌する中、その流れに淀みが生まれつつあり、家族観や人生観といった価値観までもが大きく変わりつつあります。

子を産んだ親、あるいはこれから産みたいと願っている人の中には、子育てに自信が持てない、仕事や自分の夢を追い求めることと子育てが両立しないといった悩みを抱えている方も少なくありません。同時に、子どもを産むことに対する社会的・経済的不安を解消するためにも、子を産み・育てやすい環境整備に向けた諸施策を展開していく必要があります。

また、子育てをする過程において、時には迷いや不安を感じながらも、様々な経験を積む

ことにより、子育てを行う者自身の成長と親としての義務を促していく必要があります。同時に、親自身が地域の子育てを支え、かつその中で地域との連帯感や子育ての実感を伴うことで、日常的・持続的に地域での子育てを先導・継承していくことが期待されます。

安心して子どもを産み育てられる社会、子育てをしながらでも働きやすい社会を構築し、親として一人の人間として自己実現できるよう、子どもとともに親も親として育つような子育てを支援します。

③ 「^{しゅれい} 守礼の邦^{くに} ^い 生^ち ^ち ち^{ゆる} ち^る 力^を 」 (地域育ち)

私たちの故郷・沖縄を「守礼の邦・琉球」と呼ばれると、ある種の誇らしさを感じます。実態はどうであれ私たちの根底には「礼を重んじる」という印象が受け継がれているからでしょう。「礼」、その基本は敬意と愛情です。

都市化が進展する中、人間関係の希薄化が進み、地域の連帯感が失われつつあります。そうした中、“地域で子どもを育てる”といった、かつては当たり前だった意識も薄れつつあります。目上の方にはもちろんのこと、幼い子や児童生徒への、朝夕のあいさつのように声をかけ合うことで地域の人々という認識も芽生えます。相手の顔が見えることで親しみがわき、声をかけ合うことで心が通じ合います。そのためには人々が集える場の提供が必要となってきます。その中で敬意と愛情をこめた「礼」を尽くすことで共に生きる意義を見出さるのではないのでしょうか。

私たち市民は「守礼の邦に生きる」ことを自覚し、すべての子どもたちを「私たちの子」として慈しみ、歴史的・文化的な素養と世界へ羽ばたく「生きる力」を培い、その成長を地域全体で温かく、かつ積極的に見守っていく地域づくりを目指します。



(参考)

子どものまちてだこ宣言

(子どもたちによる子どものまち宣言)

～みながあえがおの うらそえのこどもたちへ～

み…みんなともに 未来にむかって歩んでいる
な…なにごとにもめげず
が…がんばっている私たちには夢がある
え…笑顔あふれるエネルギッシュなこのまちの
が…がんじゅうな 心と体 をもつ私たちが
お…おうごんに輝くティータにむかって
の…のびゆくステキな浦添をつくること

う…うたごえ ひびかせ
ら…らしんばんがさしめす未来に
そ…その笑顔がつづくことをねがい
え…えがく未来予想図を
の…のどかな音のあるまちへつなげていこう
こ…このてだこのまちではぐくまれていくキセキ
ど…どんなあしたがまっているのか
も…もうじゅんびはできている
た…たのしいステージの始まりだ
ち…ちいさな手と手をつなぎあい
へ…平和と笑顔のあるまちをめざして

平成 20 年 11 月 1 日
浦 添 市

てだこ キッズファースト宣言



ここ、浦添市からこどもの幸せを最優先にする
「てだこキッズファースト」を宣言します。

平成 27 年 8 月 9 日 てだこキッズファースト宣言実行委員会

こどもは、浦添市の宝です。
すべてのこどもには、自分らしく、尊重されて育つ権利があります。
私たちは、そのこどもの権利を見守り、支え、励まします。
こどもは、未来への希望です。
こどもは、てだこのまちの希望です。
すべてのこどもは、認められ、愛されて幸せになる権利があります。
私たちは、立場や地域を超えて、こどもたちのために全力を尽くします。
私たちは、力を合わせて、
こどもの声を聴き、こどもの笑顔をつくりだし、
私たち一人一人の絆で支えあう、地域社会を実現します。
ここ、浦添市からこどもの幸せを最優先にする「てだこキッズファースト」
を宣言します。

3 基本目標

目標1 子どもを安心して生み育てることのできるまち

子どもの誕生前～
胎児期～乳幼児期

【健やか親子うらそえ21（浦添市母子保健計画）】

安心して妊娠・出産・子育てが迎えられるよう、妊娠期から産後、子育て期にわたる親子等への切れ目のない支援を強化するとともに、子どもの健やかな発育、発達を支援します。これらの支援や取り組みを通じて、子育てへの不安や育てにくさを感じている保護者を把握し、寄り添い支える仕組みづくりや地域づくりに取り組みます。

また、次代を担う子どもたちへ命の尊さや望ましい生活習慣などを伝える機会の充実を図ります。

目標2 子ども・子育てをみんなで応援するまち

乳幼児期～すべての
子育て家庭

地域の住民や企業などのあらゆる立場の人々が、子どもは地域の宝であるという意識のもと、子育て家庭に寄り添い、子どもたちの成長を応援する地域を目指します。さらに、子ども・子育て家庭が地域とつながり、子育て家庭同士が交流できる場所や機会を提供するとともに、多方面からの子育て支援が展開されるよう、子育てに関わる人材や団体をはじめ、社会資源が効果的に連携した支え合いのネットワークの強化を支援します。

保護者がゆとりをもって子育てと向き合うために、子育てについて学んだり、相談できる環境を整え、仕事と子育ての両立支援や多様な働き方に対応する保育サービスの提供を進めるなど、地域全体で応援する取り組みを進めます。

目標3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち

乳幼児期

【浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム】

就学前の時期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であるため、就学前における教育については、乳幼児期の発達や学びの特性を捉えた質の高い教育・保育の提供を目指すとともに、就学前の教育・保育人材の確保とキャリアアップ研修等を取り入れた専門性の向上を図ります。また、子どもの発達と学びの連続性を踏まえ、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校間等の連携を進め、就学前の教育・保育から小学校教育への円滑な接続に取り組みます。

加えて、就学前の時期にふさわしい、新たな時代に配慮した教育設備や教材の整備を行うとともに、就学前教育・保育施設に未就園児や保護者、住民等が集い、交流し合う拠点としての機能の充実を図ります。

学童期～青年期（思春期）

目標4 自ら学び、考え、行動する子どもたちを育むまち

社会の変化が激しくなる中、新たな時代に向けて子どもたちが自分らしく生きていくことができるよう「学び、考え、行動する力」を育成する学校教育の充実を図ります。

地域や企業などと協力しながら、地域における児童生徒の健全育成のための環境づくりを進めるとともに、学校生活などの悩みや不安を気軽に相談できる体制づくりに努めます。また、いじめや不登校などに対しては、学校・家庭・地域・関係機関の連携のもと、背景や要因を適切に把握し、未然防止と解消に向けた取り組みを進めます。さらに、ひきこもり等への支援を含め、子どもが健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組みます。

国の「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、すべての児童生徒が放課後等に安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりを進めます。学校と地域等が一体となって子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を目指します。

すべての子育て家庭

目標5 すべての子どもの権利と安全・安心を守るまち

子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの権利や幸せを第一に考え、地域の中で安全・安心に暮らせるまちづくりを進めます。

児童虐待については防止対策に取り組むとともに、発達が気になる子ども、障がいや疾病等のある子ども、日本語の支援が必要な子ども、子どもの貧困問題など、支援を必要としている子どもとその家族の状況に応じた支援を行い子どもの成長を支えます。また、支援を必要とする子どもや子育て家庭の問題は複雑な問題が絡み合うこともあるから、全庁的な支援体制のほか、関係機関の連携により、世帯ニーズを丸ごと受け止め支援を行います。

危険から子どもたちを守るため、子どもが通う施設においては、地域と連携しながら平時から事故や事件、災害への対策に取り組めます。親子が快適に安心して過ごすことができる生活環境の充実を図り、住みよいまちづくりを進めます。

ひとり親家庭など

目標6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち【浦添市ひとり親家庭自立促進計画】

困難な状況にあるひとり親家庭の子どもと親が安定した自立生活を送ることができるよう、就労支援や経済的支援を進めます。また、子育てと仕事の両立、健康づくりや住まいの確保といった複数の問題を抱えているひとり親家庭も多いため、一人ひとりに寄り添ったきめの細かい相談支援ができる体制と、利用できる各種制度やサービスの情報提供の充実を図ります。

4 施策の体系

【基本理念】	【基本目標】	【基本方針】
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> “てだこ万人” <small>つまんちゅ</small> や <small>とっむ</small> 共に育てらな <small>すだ</small> “親” <small>うや</small> め清ら心 <small>ちゅ</small> 愛し <small>かな</small> “童” <small>わらび</small> </p>	<p>目標1 子どもを安心して生み育てることのできるまち 【健やか親子うらそえ 21 (浦添市母子保健計画)】</p>	<p>(1)妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策 (2)学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 (3)子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり (4)育てにくさを感じる親に寄り添う支援 (5)妊娠期からの児童虐待防止対策</p>
	<p>目標2 子ども・子育てをみんなで応援するまち</p>	<p>(1)地域とつながる子育て支援の充実 (2)子育て情報内容の充実と相談しやすい窓口の整備 (3)多様な保育ニーズに対応するサービスの確保 (4)仕事と子育ての両立を実現する環境づくりの促進 (5)親育ちへの学びの充実</p>
	<p>目標3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち 【浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム】</p>	<p>(1)身近な地域での教育・保育の提供 (2)乳幼児期の健やかな成長をうながす教育・保育の充実 (3)就学前教育・保育を支える人材の確保・育成 (4)地域との連携を生かした教育・保育施設づくりの推進</p>
	<p>目標4 自ら学び、考え、行動する子どもたちを育むまち</p>	<p>(1)学校教育等の充実 (2)豊かな心を育む教育の充実 (3)地域とともにある学校づくりの推進 (4)放課後の居場所の充実 【新・放課後子ども総合プラン】</p>
	<p>目標5 すべての子どもの権利と安全・安心を守るまち</p>	<p>(1)児童虐待防止対策の推進 (2)障がいのある子ども、気になる子どもと家庭等への支援充実 (3)経済的に困難さを抱える家庭への支援 (4)日本語支援等を必要とする子どもとその家庭への支援 (5)子どものための安全・安心のまちづくり</p>
	<p>目標6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち 【浦添市ひとり親家庭自立促進計画】</p>	<p>(1)就業支援の充実 (2)子育て・生活支援の充実 (3)経済的支援の推進 (4)相談体制・情報提供の充実</p>



第4章

第4次てだこ親子プランの取り組み内容（施策の展開）

第4章 第4次てだこ親子プランの取り組み内容 (施策の展開)

基本目標1 子どもを安心して生み育てることのできるまち

【健やか親子うらそえ21（浦添市母子保健計画）】

本施策の5つの柱について、第3次てだこ親子プランを引き継ぐとともに、健やか親子21（第2次（平成27年度～令和6年度）、全国計画）との整合を図ったものとします（基盤課題A～C、重点課題①、②は健やか親子21（第2次）の柱となっています）。

（1）妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策（基盤課題A）

【取り組みの方向性】

妊娠、出産、育児期において、切れ目のない支援が行えるよう、各種相談の推進、健康診査及び事後フォローの充実、各種教室への参加促進等を図ります。さらに、これらの施策が母子のライフステージに応じて、より円滑に行われるよう、その支援体制の充実に向け、子育て世代包括支援センターの整備を進めるとともに、関係機関との連携を強化します。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①妊娠届出・親子健康手帳交付時の保健師等による健康相談・保健指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠・出産についての市民の相談に応じます。 ・母子保健事業や母子保健サービスの情報提供を行います。 ・妊娠糖尿病（GDM）、妊娠性高血圧症候群（PIH）、歯周病の病態について説明し、妊婦自身が体重管理、食事管理など健康管理が出来るよう指導します。 ・アンケートや面談によって把握したハイリスク妊婦（妊娠糖尿病、妊娠性高血圧症候群、若年者、精神疾患既往歴あり、双胎等支援を要する妊婦）には、関係機関の情報を提供するとともに、地区保健師との連携を図りながら、必要な支援を進めます。 ・市民が親子健康手帳を積極的に活用できるよう周知・説明します。 ・妊婦自身が喫煙者・禁煙中もしくはパートナーが喫煙者・禁煙中の方には赤ちゃんに与える影響などを説明し、禁煙・禁煙継続できるよう支援します。 	こども家庭課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・低出生体重児の予防として、妊婦等の禁煙指導の充実とともに、痩せ妊婦への栄養管理等の支援を進めます。 	
<p>②妊婦一般健康診査の推進</p> <p>第5章事業計画参照⇒p121</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦健康診査（14回分の公費負担）の受診票について、使用方法及び対象項目などを説明し、健診を受診するよう勧奨します。 ・早期の初回の妊婦健診が受診できるよう、妊娠11週までには親子健康手帳・妊婦健康診査受診票を受け取るよう周知します。 ・妊婦健診の結果、支援が必要な妊婦に対し保健指導を行います。 ・県外・離島等の医療機関と連携し、里帰り先でも妊婦健康診査を受診するよう勧奨します。 	<p>こども家庭課</p>
<p>③産後ケアの充実</p> <p>【新規】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・母親が産後健康で安心して子育て等に取り組めるよう、産婦健診の助成を進めるとともに、産後うつ予防のための訪問相談等、支援の充実を図ります。 	<p>こども家庭課</p>
<p>④マタニティスクールの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低出生体重児出生率の減少や小児・成人肥満の減少等を目指し、スクール内容を主に「妊娠中の身体のしくみ・食」について講話し、妊婦の健康を自己管理できるよう指導します。 ・妊婦同士の交流する場、また妊娠中の不安や疑問などを解消出来る場として活用し、安心して充実したマタニティライフを送れるよう支援します。 ・パートナーの妊婦体験や赤ちゃん人形抱っこ体験を行い、父性が育まれるよう支援します。 ・多くの妊婦が本事業に参加できるよう開催日等を工夫するとともに、開催回数の増加等を検討します。また、親子健康手帳交付時における個別案内や広報等での周知を図ります。 	<p>こども家庭課</p>
<p>⑤新生児訪問事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児、乳児及び産婦家庭を訪問することにより、成長・発達、栄養摂取状況、生活環境など育児を行う上で必要な事柄について観察し、異常の早期発見・疾病予防に努め、育児が順調に行えるよう支援します。 ・母子保健事業や母子保健サービスの情報提供を行います。 ・訪問活動がスムーズに行えるよう、医療機関等との連携を充実するとともに、市広報やホームページ等を通じて事業の周知を図ります。 ・里帰り先市区町村による新生児訪問を受けることができる 	<p>こども家庭課</p>

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<p>よう、県外・離島等の市区町村と連携を図るとともに、情報交換を行います。</p>	
<p>⑥乳児一般健康診査の推進・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・乳児期における保護者の子育て不安、疑問等が解決できるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士による相談業務を通して支援を行います。 ・乳児が健全に発育・発達できるよう、必要に応じて生活習慣・栄養面等に関する保健指導・栄養指導を行います。 ・乳児期における疾病の早期発見・早期治療を行えるように、医師の診察により要精密検査と判断された乳児の保護者には医療機関を受診することの重要性や初回の検査料が公費負担となることなどを十分に説明し、早期受診を促します。 ・支援を必要とする乳児及びその保護者に対して、地区保健師が訪問相談・電話相談・来所相談等により継続支援を行います。 ・健診の未受診者に対しては、ハガキの送付による受診勧奨通知や母子保健推進員等による未受診者全戸訪問による受診勧奨を行います。 ・保育所等へ働きかけ、健診の普及・啓発を図ります。 ・乳児の健全な発育・発達を保護者に十分説明できるよう、保健師等の専門職に対する研修会、学習会等を通して、質の向上を図ります。 	<p>こども家庭課</p>
<p>⑦1歳6か月児・3歳児健康診査の推進・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期における保護者の子育て不安、疑問等が解決できるよう、保健師、栄養士、歯科衛生士による相談業務を通して支援を行います。 ・幼児が健全に発育・発達できるよう、必要に応じて生活習慣・栄養面等に関する保健指導・栄養指導を行います。 ・幼児期における疾病の早期発見・早期治療を行えるように、医師の診察により要精密検査と判断された幼児の保護者には医療機関を受診することの重要性や初回の検査料が公費負担となることなどを十分に説明し、早期受診を促します。 ・発達面において支援を必要とする幼児及びその保護者に対して、健診受診時に心理士による発達相談を実施します。また、必要に応じて心理士による継続支援を行います。 ・支援を必要とする幼児及びその保護者に対して、地区保健師が訪問相談・電話相談・来所相談等により継続支援を行います。 ・健診の未受診者に対しては、ハガキの送付による受診勧奨通知や母子保健推進員等による未受診者全戸訪問による受 	<p>こども家庭課</p>

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<p>診勧奨を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等へ働きかけ、健診の普及・啓発を図ります。 ・幼児の健全な発育・発達を保護者に十分説明できるよう、保健師等の専門職に対する研修会、学習会等を通して、質の向上を図ります。 	
<p>⑧乳幼児歯科保健の推進・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・1歳6か月児・3歳児健康診査において歯科医師による診察を行います。そして、むし歯のある幼児の保護者には早期受診を促します。 ・1歳6か月児・3歳児健康診査において歯科衛生士による仕上げ歯磨き指導・フッ素塗布を行い、幼児のむし歯予防を図ります。 ・乳児健診後期（月齢9～10か月）に歯科指導をすることで、歯の生え始め、離乳食開始時期から口腔ケアの必要性について、保護者の意識啓発に努めます。 ・2歳児歯科健診事業を推進し、3歳児のむし歯有病率の低下に努めます。 ・食事のリズム、おやつとの与え方等必要に応じ、むし歯予防の観点から食生活について栄養指導を行います。 ・必要に応じ、保育所（園）や子育て支援センター、地域の自治会集会所等へ出向き歯科保健の講話を行います。 ・かかりつけ歯科医師を持つことを推奨します。 	<p>こども家庭課</p>
<p>⑨妊婦歯科保健の推進・充実【変更】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早産のリスクでもある妊婦の歯周病を予防するため、妊娠期からの口腔ケアの必要性について意識啓発を図ります。 ・妊婦の歯周病予防等口腔ケアの充実を図るために、妊婦歯科健康診査の助成を進めるとともに、親子健康手帳交付時等に歯科健診受診を勧奨します。 ・かかりつけ歯科医師を持つことを推奨します。 	<p>こども家庭課</p>
<p>⑩ベビースクール（離乳食講座）等での食育の推進・充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・低出生体重児出生率の減少や小児・成人肥満の減少等を目指し、スクール内容を主に「食」とし、保護者が食に興味を持ち、乳幼児の健康管理に取り組めるよう指導します。 ・離乳食の開始や進め方に関する講話を行い、保護者がスムーズに離乳食に取り組めるように支援します。 ・育児中の不安や疑問等を解消できるように支援します。 ・保護者同士の交流の場として情報交換できるよう推進します。 ・多くの市民が事業に参加できるよう、本事業の周知案内を図ります。 	<p>こども家庭課</p>

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
⑪乳幼児定期 予防接種の推 進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種の効果と副反応を十分に周知し、予防接種を勧奨します。 ・ かかりつけ医のもと、多くの乳幼児が予防接種を受けられるよう関係機関との連携を図ります。 	健康づくり課
⑫未熟児養育 医療費給付の 充実・未熟児 教室等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養育を必要とする乳児に対し、指定養育医療機関においてその養育に必要な医療の給付を行います。 ・ 未熟児を持つ保護者同士の交流の場として、未熟児教室（赤ちゃん教室）を開催し、育児不安の軽減を図るとともに、親子の愛着形成や児の発達を促す関わりを支援します。 ・ 地区保健師による継続的な支援を実施し、育児不安等の軽減を図ります。 	こども家庭課
⑬子育て世代 包括支援セン ターの整備 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 妊娠から、出産、子育てに至るまでの母子の健康づくり等に対する切れ目のない支援を進めていくことができるよう、その拠点となる子育て世代包括支援センターの整備を推進します。 ・ センター機能がより有効に発揮できるよう、医療機関、子育て支援センター、関係機関等との連携を進めます。 	こども家庭課



(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策（基盤課題 B）

【取り組みの方向性】

学童期、思春期の子どもたちが、自らの心身に関心を持ち、健康づくりへの意識を高め、行動に結びつけることができるよう、保護者を含め意識の啓発を図ります。特に、肥満、喫煙、飲酒等については、将来の生活習慣病発症のリスクが高まるなど、健康寿命の延伸を阻害する懸念があることから、その対策については、学校と保護者、地域との連携のもとに進めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①地域保健と学校保健の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校及びその他関係機関と連携し、食生活、運動、休養、飲酒、喫煙、歯の健康の保持その他の生活習慣に関する正しい知識の普及・啓発を図ります。（健康・食育うらそえ21に基づく） ・肥満傾向にある子ども（小学生）の割合の減少を目指し、学校及びその他関係機関との連携を図ります。（健康・食育うらそえ21に基づく） 	学校教育課 健康づくり課
②学校教育での思春期教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒又は保護者等に対し、保健や家庭科のほかに、関連教科や特別活動（学級活動）と結びつけ、その学校及び生徒の実態に応じた性教育・思春期教育を実施します。 ・学校教育活動を通して、男女それぞれが人権を尊重し、相手を思いやる心を育みます。 	学校教育課
③学校教育等での喫煙、飲酒等防止教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・体育科や総合的な学習の時間などあらゆる学校教育活動を活用し、喫煙や飲酒、薬物乱用の害についての正しい知識や、たばこやお酒等を勧められた時の対処方法などが学べるよう、防止教育を推進します。 ・保健師や養護教諭、関係機関と連携し、外部講師を招いての授業や講話を行います。 	学校教育課
④地域での喫煙、飲酒等の防止に関する啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒に喫煙、飲酒等をさせない地域づくりに向け、学校行事や掲示板などを活用し、保護者や地域住民への意識啓発を行います。 ・長期休業前に小中学校を通じ、保護者に喫煙、飲酒等の防止への協力依頼を進めるとともに、地域住民等との連携による夜間巡回等での喫煙等防止活動を進めます。 	学校教育課 こども青少年課

(3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり (基盤課題 C)

【取り組みの方向性】

子育て期における保護者等の社会的な孤立を防ぐために、子育て世代包括支援センター等地域の子育て資源の利用を促進するとともに、保護者同士の交流の場の充実を図ります。また、地域の身近な支援者となる母子保健推進員の活動を充実するために、スキルアップ支援と人材の確保等を進めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①妊産婦・親子と地域の資源をつなぐ支援	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康手帳の交付時にマタニティマークの啓発と利用促進を図ります。 ・市内外の相談機関の紹介を行い、必要に応じて連携します。 ・新設の子育て世代包括支援センター、子育て支援センター、児童センター、ファミリー・サポート・センター事業などの情報提供や紹介を行います。 ・地域の子育てに関する様々な悩みや不安を、行政につながるパイプ役として母子保健推進員の活動の充実に努めるとともに、スキルアップ支援とその育成を図ります。 	こども家庭課
②保護者同士の自助及び共助の支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティスクールやベビースクール、未熟児教室において、保護者同士の交流を行い、仲間づくりを推進します。 ・育児サークル等自助グループの情報提供や紹介を行います。 	こども家庭課
③事故防止の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康手帳交付時や乳幼児健診等において、子どもに多い事故内容と事故防止に関する情報を発信し、意識の向上を図ります。 	こども家庭課



(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援 (重点課題①)

【取り組みの方向性】

親子それぞれの特性に応じた子育てが行えるよう、親子健康手帳の配布時や乳幼児健診時等様々な機会を通じて、子育て等に関する相談・支援を継続的に進めます。より適切な相談・支援が行えるよう、関係機関との連携を進めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①保健師等による相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、助産師等が親子健康手帳交付時の相談や、マタニティスクール等を通して、支援が必要な妊婦とその家族の早期発見と支援を図ります。 ・保健師、助産師、心理士等が乳幼児の月齢、年齢に応じた発育・発達、その他の子育てに関することについて相談支援を行います。 ・必要に応じて、医療機関、新設予定の障がい福祉関連複合施設、障害児通所支援事業所、障害福祉サービス事業所等に関する情報提供を行うとともに、これらの施設との連携を図ります。 	こども家庭課 障がい福祉課

(5) 妊娠期からの児童虐待防止対策 (重点課題②)

【取り組みの方向性】

児童虐待の予防と早期発見・早期支援を適切に行えるよう、乳幼児健診や訪問事業等様々な機会を通じて親子の実態把握に努め、必要に応じて、相談対応、日常生活支援等を進めます。こうした支援が円滑に行われるよう、保護者への情報提供、関係者や関係機関との連携を充実します。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・親子健康手帳交付時のアンケートの結果及び面談により、保健師、助産師等が身体的、精神的、社会的状況について把握します。 ・支援を必要とする妊婦に対して、地区保健師が訪問相談、電話相談、来所相談等により継続支援を行います。 ・必要に応じ、新設予定の子育て世代包括支援センターにおいて、医療機関や関係機関等と情報共有し、連携を図ります。 	こども家庭課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
②乳幼児健康診査の推進・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査の結果や保健指導の中での保護者からの相談等により、異常の早期発見に努め、必要に応じて保健師、助産師、心理士等が健診後の継続支援を行います。 ・健診の未受診者に対しては、ハガキの送付による受診勧奨通知や母子保健推進員等による未受診者全戸訪問による受診勧奨を行うとともに、親子の状況把握に努めます。 	こども家庭課
③新生児訪問事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・新生児、乳児及び産婦家庭を訪問することにより、成長・発達、栄養摂取状況、生活環境など育児を行う上で必要な事柄について観察し、異常の早期発見・疾病予防に努め育児が順調に行えるように支援します。 ・産婦自らが求めて相談できるような関係づくりに努め、孤立化を防いでいきます。 ・産後うつや育児不安が強い母親に対し、訪問相談等、支援を進めるとともに、関係機関と連携し早期の対応を図ります。 	こども家庭課
④乳児家庭全戸訪問事業（はぐはぐていだっ子訪問事業）の推進 第5章事業計画参照⇒p120	<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安が高くなる生後4か月未満の乳児を持つ子育て家庭に対して、家庭訪問を実施し、親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行います。 ・乳児家庭の孤立化を防ぎます。 ・産後うつや育児不安が強い母親に対し、訪問相談等、支援を進めるとともに、関係機関と連携し早期の対応を図ります。 ・研修会等により母子保健推進員等、訪問員の質の向上を図ります。 	こども家庭課
⑤保健師等による相談・支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・保健師、助産師等が親子健康手帳交付時の相談や、マタニティスクール等を通して、虐待の早期発見に努めるとともに、必要な支援を行います。 ・保健師、助産師、心理士等が、来所、電話、乳幼児健康診査や新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業（はぐはぐていだっ子訪問事業）において、子どもの発育・発達・疾病、その他子育てに関することについて相談・支援します。 ・関係機関との連携を図ります。 	こども家庭課
⑥浦添市要保護児童対策地域協議会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関の連携協力のもと、県などの専門機関からアドバイスを受けながら、要保護児童対策地域協議会に設置している各会議（代表者・実務者・個別支援会議）の充実を図り、相談・支援の取りやすい協議会の運営・機能充実に努めます。 	こども家庭課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
⑦養育支援訪問事業の推進 第5章事業計画参照⇒p120	・養育が困難な家庭に対してホームヘルパーや保健師等の支援員を派遣し、家事・育児の支援を行います。関係機関等との連携のもと、養育が困難な家庭の早期発見、本事業の利用を促進します。	こども家庭課



■健やか親子うらそえ21（浦添市母子保健計画）の計画指標

（1）妊産婦・乳幼児への切れ目のない保健対策の指標

指標	市の中間(R4)年度と最終(R6)年度の目標値			国の最終年度(R6年度)の目標値			
	策定時直近値 (H30年度) 実績	第4次プラン 中間年度 (R4)	第4次プラン 最終年度 (R6)	国の直近値 中間報告書より	国の 最終目標値 (R6)	国の最終目標の 再設定値 中間報告書より	
1	全出生数中の低出生体重児の割合 (人口動態調査)	10.0% (H29年)	減少	減少	9.4% (H29年)	減少	—
2	妊娠・出産について満足している者の割合	79.3%	83.0%	85.0%	82.8% (H29年度)	85.0%	—
3	むし歯のない3歳児の割合	79.3%	83.0%	85.0%	85.6% (H29年度)	90.0%	—
4	妊娠中の妊婦の喫煙率	1.8%	1.0%	0%	2.7% (H29年度)	0%	—
5	育児期間中の両親の喫煙率	父親 前期:39.9% 後期:38.8% 1歳6か月児: 37.4% 3歳児:39.9%	父親 前期:35.0% 後期:35.0% 1歳6か月児: 35.0% 3歳児:35.0%	父親 前期:30.0% 後期:30.0% 1歳6か月児: 30.0% 3歳児:30.0%	37.7% (H29年度)	20.0%	—
		母親 前期:4.2% 後期:3.2% 1歳6か月児: 5.5% 3歳児:6.6%	母親 前期:3.5% 後期:3.0% 1歳6か月児: 5.0% 3歳児:5.5%	母親 前期:3.0% 後期:3.0% 1歳6か月児: 4.0% 3歳児:5.0%			
6	妊娠中の妊婦の飲酒率	0.7%	0.3%	0%	1.2% (H29年度)	0%	—
7	乳幼児健康診査の受診率	・乳児 93.2% ・1歳6か月児: 92.3% ・3歳児: 92.1%	・乳児 95.0% ・1歳6か月児: 95.0% ・3歳児: 94.0%	・乳児 97.0% ・1歳6か月児: 96.0% ・3歳児: 95.0%	・3~5か月児 95.5% ・1歳6か月児: 96.2% ・3歳児:95.2%	・3~5か月児: 98.0% ・1歳6か月児: 97.0% ・3歳児:95.0%	3歳児:97.0%
8	【指標名変更】※ 子ども医療電話相談 (#8000)を知っている親の割合	・乳児: 前期:82.9% 後期:85.6%	88.0%	90.0%	82.5% (H30年度 速報値)	90.0%	—
9	子どものかかりつけ 医(医師・歯科医師 など)を持つ親の割合	〈医師〉 ・乳児: 前期:75.4% 後期:89.2% ・1歳6か月児: 94.2% ・3歳児: 94.6%	・乳児: 87.0% ・1歳6か月児: 95.0% ・3歳児:96.0%	・乳児: 92.0% ・1歳6か月児: 96.5% ・3歳児:97.5%	・3・4か月児: 77.8% ・3歳児 89.8% (H30年度 速報値)	・3・4か月児: 85.0% ・3歳児:95.0%	—
		〈歯科医師〉 ・3歳児: 47.8%	3歳児:50.0%	3歳児:55.0%	・3歳児 48.8% (H30年度 速報値)	3歳児:50.0%	3歳児:55.0%
10	仕上げ磨きをする親の割合	1歳6か月児: 81.0%(毎日) ・3歳児: 85.7%(毎日)	1歳6か月児: 83.0%(毎日) ・3歳児: 87.0%(毎日)	1歳6か月児: 85.0%(毎日) ・3歳児: 88.0%(毎日)	73.1% (H29年度)	80.0%	—

※国の健やか親子21（第2次）中間評価において、最終評価に向けて事業名の変更等に合わせて指標名の変更が行われたもの

(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の指標

指標		市の中間(R4)年度と最終(R6)年度の目標値			国の最終年度 (R6 年度) の目標値		
		策定時直近値 (H30 年度) 実績	第4次プラン 中間年度 (R4)	第4次プラン 最終年度 (R6)	国の直近値 中間報告書より	国の 最終目標値 (R6)	国の最終目標の 再設定値 中間報告書より
1	十代の自殺死亡率 (内閣府 自殺統計)	20歳未満 0人	0人	0人	10～14歳 1.9 15～19歳 7.8 人口10万対 (H29年)	10～14歳 減少 15～19歳 減少	—
2	児童生徒における 肥満傾向児の割合 (健康・食育うらそえ21より・小学5年生 ローレル指数160以上 (肥満傾向)の割合)	男子10.4% 女子8.98%	減少	減少	8.9% (H29年度)	7.0%	—
3	朝食を欠食する子 どもの割合(全国学 力・学習状況調査 質問紙調査) ※データソースの変更 ◆どちらかといえば、して いる+あまりしていない+ 全くしていないの合計	小学6年生 14.9% 中学3年生 18.3% (H31年度)	小学6年生 11.0% 中学3年生 13.5%	小学6年生 7.5% 中学3年生 9.0%	小学6年生 15.2% 中学3年生 20.2% (H30年度)	— 中間評価時に 設定	小学6年生 8.0% 中学3年生 10.0%

※指標の元となる調査を国のデータソースに合わせて「全国学力・学習状況調査質問紙調査」へ変更

(3) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの指標

指標		市の中間(R4)年度と最終(R6)年度の目標値			国の最終年度 (R6 年度) の目標値		
		策定時直近値 (H30 年度) 実績	第4次プラン 中間年度 (R4)	第4次プラン 最終年度 (R6)	国の直近値 中間報告書より	国の 最終目標値 (R6)	国の最終目標の 再設定値 中間報告書より
1	この地域で子育て をしたいと思う親の 割合(そう思う+どち らかかといえばそう 思う)	・乳児: 前期:95.4% 後期:95.7% ・1歳6か月児: 95.6% ・3歳児: 95.8%	96.0%	97.0%	94.5% (H29年度)	95.0%	—
2	妊娠中、仕事を続 けることに対して職 場から配慮された と思う就労妊婦の 割合	・乳児: 前期:92.5% 後期:89.9%	93.0%	95.0%	90.2% (H30年度速 報値)	95.0%	—
3	マタニティマークを 妊娠中に使用した ことのある母親の 割合	・乳児: 前期:31.4% 後期:28.5%	60.0%	70.0%	69.2% (H30年度速 報値)	70.0%	80.0%

指標		市の中間(R4)年度と最終(R6)年度の目標値			国の最終年度 (R6 年度) の目標値		
		策定時直近値 (H30 年度) 実績	第4次プラン 中間年度 (R4)	第4次プラン 最終年度 (R6)	国の直近値 中間報告書より	国の 最終目標値 (R6)	国の最終目標の 再設定値 中間報告書より
4	積極的に育児をしている父親の割合 (よくやっている)	・乳児: 前期:67.0% 後期:67.3% ・1歳6か月児: 68.7% ・3歳児 :64.4%	68.5%	70.0%	59.9% (H29 年度)	55.0%	65.0%
5	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合 (1歳6か月児)	35.0%	42.0%	45.0%	46.5% (H29 年度)	—	—

(4) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援の指標

指標		市の中間(R4)年度と最終(R6)年度の目標値			国の最終年度 (R6 年度) の目標値		
		策定時直近値 (H30 年度) 実績	第4次プラン 中間年度 (R4)	第4次プラン 最終年度 (R6)	国の直近値 中間報告書より	国の 最終目標値 (R6)	国の最終目標の 再設定値 中間報告書より
1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合	・乳児: 前期:92.9% 後期:88.3% ・1歳6か月児: 83.8% ・3歳児:75.7%	・3・4か月児: 93.0% ・1歳6か月児: 84.0% ・3歳児: 77.0%	・3・4か月児: 94.0% ・1歳6か月児: 85.0% ・3歳児: 78.0%	・3・4か月児: 87.9% ・1歳6か月児: 78.8% ・3歳児: 72.2% (H29 年度)	・3・4か月児: 83.0% ・1歳6か月児: 71.5% ・3歳児: 64.0%	・3・4か月児: 92.0% ・1歳6か月児: 85.0% ・3歳児: 75.0%
2	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 (いつも感じる・時々感じるの合計)	・乳児: 前期:72.5% 後期:84.6% ・1歳6か月児: 85.3% ・3歳児:87.2%	90.0%	95.0%	81.3% (H29 年度)	95.0%	—
3	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合	・乳児: 前期:89.6% 後期:98.0% ・1歳6か月児: 98.0% ・3歳児:88.6%	90.0%	95.0%	89.4% (H29 年度)	95.0%	—

(5) 妊娠期からの児童虐待防止対策の指標

指標	市の中間(R4)年度と最終(R6)年度の目標値			国の最終年度 (R6 年度) の目標値		
	策定時直近値 (H30年度) 実績	第4次プラン 中間年度 (R4)	第4次プラン 最終年度 (R6)	国の直近値 中間報告書より	国の 最終目標値 (R6)	国の最終目標の 再設定値 中間報告書より
1	【指標名変更】※1 乳幼児期に体罰や 暴言、ネグレクトに よらない子育てをして いる親の割合	参考値※2 乳児： 前期：93.9% 後期：92.6% 1歳6か月児： 83.4% ・3歳児： 68.9%	・乳児： 前期：94.0% 後期：93.0% 1歳6か月児： 84.0% ・3歳児： 70.0%	・乳児： 前期：95.0% 後期：95.0% 1歳6か月児： 85.0% ・3歳児： 70.0%	・3・4か月児： 92.1% ・1歳6か月児： 80.3% ・3歳児： 61.1% (H29 年度)	中間評価時に 設定 ・3・4か月児： 95.0% ・1歳6か月児： 85.0% ・3歳児： 70.0%
2	乳幼児健康診査の 未受診率	・乳児： 6.8% ・1歳6か月児： 7.7% ・3歳児：7.9%	乳児： 5.0% ・1歳6か月児： 5.0% ・3歳児：6.0%	乳児： 3.0% ・1歳6か月児： 4.0% ・3歳児：5.0%	・3～5か月児： 4.5% ・1歳6か月児： 3.8% ・3歳児：4.8% (H29 年度)	・3～5か月児： 2.0% ・1歳6か月児： 3.0% ・3歳児：5.0% 3歳児：3.0%
3	☆乳幼児揺さぶられ 症候群(SBS)を知っ ている親の割合	・乳児： 前期：97.5% 後期：97.4%	100%	100%	97.3% (H29 年度)	100% 100%

※1：国の健やか親子21（第2次）中間評価において、最終評価に向けて事業名の変更等に合わせて指標名の変更が行われたもの
 参考値※2：「乳幼児期に体罰や暴言、ネグレクトによらない子育てをしている親の割合」の直近値は、指標変更前の「こどもを虐待し
 ていると思われる親の割合」を除いたもの



基本目標 2 子ども・子育てをみんなで応援するまち

(1) 地域とつながる子育て支援の充実

【取り組みの方向性】

子ども・子育てをみんなで応援するまちを目指すため、子どもは地域の宝であることなどをうたった「てだこキッズファースト宣言」を普及し、地域全体で子育てを支え合うという意識の浸透を図ります。

子どもや子育て家庭が、隣近所の人や仲間と交流したり、学び合う場を提供するとともに、地域の子育て拠点の利用を促進するなど、地域で孤立することなく、つながり合う子育て支援を進めます。また、交流などの取り組みや地域での支え合い・見守り活動を支援し、地域の子育て力を高めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①てだこキッズファースト宣言の周知 【新規】	・地域全体で子育てを支え合うという意識の浸透を図ることができるよう、ホームページや広報うらそえなどを活用し、「てだこキッズファースト宣言」の周知を図ります。	こども家庭課
②地域子育て支援拠点事業の推進 第5章事業計画参照⇒p116	・公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です（交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、親育ち・子育て支援に関する講習等）。「子育て支援センター」3か所及び「つどいの広場」4か所において事業を実施しており、家庭保育の保護者等への事業の周知と利用の促進に努めます。 ・安心して子育てを行うため、民生委員・児童委員など地域ボランティアや利用者支援事業との連携を強化するなど、子育て家庭と地域がつながる拠点として機能の充実を図ります。	保育課
③浦添市立児童センターの機能の充実と利用促進	・児童センターは、児童に健全な遊びを与えて健やかな成長を図るとともに、異年齢児童の交流の場、子育て親子の交流の場としての機能を併せもつ施設です。児童健全育成や地域の子育て拠点のひとつとして、引き続き各種団体・地域住民との連携強化を図り、ニーズに応じたプログラムを提供していきます。また、多様化するニーズに対応するため、サービスの充実、人材の育成・配置に努めます。	こども政策課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
④保育所(園)や幼稚園、認定子ども園等就学前施設における地域に開かれた子育て支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所(園)、幼稚園や認定子ども園等を地域に開かれた子育ての拠点として、園庭開放や未就園児・保護者同士の交流を実施したり、育児講座を開催するなど機能の充実を図ります。家庭保育の保護者などへ利用を呼びかけるとともに、保護者のニーズに応じた子育て支援となるよう取り組みます。 	保育課 学校教育課 こども政策課
⑤地域における各相談員の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動している子育てや子どもの成長に関連する地域の相談員等(民生委員・児童委員、母子保健推進員)について、身近な相談相手として活動内容を周知し、相談員の確保に向けた取り組みを行います。また、多岐にわたる子育てに関する問題に対応できるよう、より一層のスキルアップを目指すため、研修会等への参加を促進します。 	福祉総務課 こども家庭課
⑥地域コミュニティ等の構築による身近な子育て支援のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ては、保護者だけでなく地域全体で取りくんでいくことが大切です。このため、地域特性を生かした支え合いの仕組みの構築・強化に取り組むとともに、日頃から隣近所同士で積極的にコミュニケーションを図ることや、できる範囲でボランティア活動や見守り活動等に参加していくことを市民や企業などへ呼びかけます。 	各課
⑦地域見守りネットワーク事業の拡充【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の見守りの協力団体として、各団体や企業等と協定を結び、日常業務の中で郵便物等がたまっているなどの「ちょっと気になる地域住民の異変」に気がついたときは、浦添市社会福祉協議会に連絡を入れていただくほか、緊急の場合には警察署や消防署に通報するなど、早期対応につなげることを目的としている事業です。 ・浦添市社会福祉協議会と連携を図りながら事業の周知と見守り協力団体の拡充支援を行います。 	福祉総務課

(2) 子育て情報内容の充実と相談しやすい窓口の整備

【取り組みの方向性】

子育てに関する情報を広く伝えるため、ホームページ、広報誌（紙媒体）、人材など様々な媒体や機会を活用して情報を発信し、定期的な情報の更新に努めます。必要な情報が子育て家庭に確実に伝わるよう、これまでの情報提供の見直しや新たな手段での発信など、効果的な情報提供を進めます。

相談支援については、相談先がないといった保護者も見受けられることから、身近なところでの相談窓口を案内しつつ、困りごとを抱える家庭の早期把握に努め、複雑な問題にも対応できるよう、対応する職員の専門性を高め、不安や悩みを丸ごと受け止める相談体制の強化を図ります。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①子育て支援情報の提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援情報については、ホームページ、広報誌（各種の紙媒体）でお知らせするとともに、親子が集う身近な場所での発信、子育て家庭を訪問する事業など、様々な方法を活用して子育てに関する情報を提供します。 ・提供する情報の充実を図るとともに、定期的な更新に努めます。 ・市の子育て情報の専用ウェブサイト立ち上げやSNSなどによる情報発信を検討します。 	各課
②子ども家庭総合支援拠点の整備 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象として、妊娠期（胎児期）から子どもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援ができるよう、子ども家庭総合支援拠点の整備を推進します。 ・子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が一体的に機能し、効果的な取り組みが実施できるように体制の構築を推進します。 	こども家庭課
③相談窓口の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの相談に対応できるよう、家庭児童相談室、子ども家庭総合支援拠点（令和2年度設置予定）、女性相談室、子育て支援センター、つどいの広場、保健相談センター、子育て世代包括支援センター、中学校区地域保健福祉センター、教育相談室、自立サポートセンター・てだこ未来、市民相談室、ふれあい福祉相談センター（社会福祉協議会）、障がい者（児）基幹相談支援センターなどの各種相談窓口の充実を図るとともに、個人情報に配慮しながら、相談ネットワーク 	各課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<p>を強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口の周知や利用しやすい窓口の整備を進めます。 	
<p>④利用者支援事業の推進</p> <p>第5章事業計画参照⇒p121</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援専門員を配置し、子育て中の親子などが幼稚園・保育所(園)や、一時預かり、放課後児童(学童)クラブ等の各種事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、また、身近な場所で相談に応じるなどの支援を行います。(特定型) ・利用者支援窓口の充実と利便性の向上を図るため、子育て世代包括支援センター(母子保健型)を設置し、妊娠から子育てに至るまでの母子の健康づくり等に対する相談や支援に対応するとともに、子ども家庭総合支援拠点等との円滑な情報共有、連携を図ります。 	<p>保育課 こども家庭課</p>
<p>⑤相談を受ける支援員等の研修の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・深刻で複雑に絡み合った問題に対応するために、相談を受ける支援員や職員などの専門性の向上を高める研修への参加を促進します。 	<p>各課</p>



(3) 多様な保育ニーズに対応するサービスの確保

【取り組みの方向性】

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴い、地域における低年齢児からの保育サービスの利用ニーズに対応するとともに、家庭での子育て支援として、急な用事や短期のパート、リフレッシュしたい時などに利用できる預かりサービスなどの確保に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
① 休日保育の実施検討	・子育て家庭のニーズに応じて、休日保育の実施を検討していくこととします。	保育課
② 延長保育事業（時間外保育事業）の充実 第5章事業計画 参照⇒p112	・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。 ・保護者の多様な就労形態・勤務時間に対応できるよう、市内全ての認可保育所(園)、認定こども園、特定地域型保育施設において延長保育を実施しています。うち1か所は夜10時までの延長保育(他は1時間の延長保育)を行っています。引き続き、延長保育ニーズに対応していくとともに、今後新設される施設の開所に併せて、延長保育の実施を働きかけます。	保育課
③ 一時預かり事業の実施促進 第5章事業計画 参照⇒p117	■ 幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした預かり ・ 幼稚園及び認定こども園における在園児を対象とした事業となっており、今後とも通常の教育時間終了後に預かり保育を実施していきます。 ■ 上記幼稚園等以外での預かり（保育所等での一時預かり） ・ 保護者の就労、疾病等で、家庭において保育を受けることが困難となった乳児又は幼児について、保育所（園）その他の場所において一時的に預かる事業で、本市では実施保育所（園）の自主事業となっています。預かりが必要な場合は、ファミリー・サポート・センター事業の利用を促進しています。一時的に保育を必要とする需要は、今後も一定数あることが予想されることから、事業実施を検討します。	保育課 学校教育課
④ 病児保育事業の推進 第5章事業計画 参照⇒p118	・ 保育所（園）へ通所中の児童等が、病期中若しくは病気回復期にあり、自宅での養育を余儀なくされる期間、病院等において児童等を一時預かる事業です。 ・ 市内での実施施設がないことから、市外施設の利用を継続しつつ、ファミリー・サポート・センター事業の活用等、	保育課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<p>サービス提供の検討を行いながら、需要に対応していきます。そして、市内での実施に向け、新たな施設開拓に取り組みます。</p>	
<p>⑤子育て短期支援事業の実施</p> <p>第5章事業計画 参照⇒p119</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、母子生活支援施設浦和寮において、養育・保護を行う事業です。 ・この事業は、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とすることから、今後も継続していくものとし、必要に応じて関係機関と連携しながら支援を行います。 	<p>こども家庭課</p>
<p>⑥ファミリー・サポート・センター事業の充実と利用促進</p> <p>第5章事業計画 参照⇒p119等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの保育や送迎などの子育てを援助してほしい人（おねがい会員）と子育てを援助したい人（まかせて会員）とを結び、保育等の助け合いを行う事業です。 ・保護者の就労の有無に関わらず、サポートを必要とする方への利用を促進するため、事業の周知を行います。また、多様なニーズに対応できるよう、まかせて会員の増員と、専門性の向上及び保障等の充実に努め、より柔軟なサービス提供を行います。 	<p>保育課</p>



(4) 仕事と子育ての両立を実現する環境づくりの促進

【取り組みの方向性】

市民、地域、事業者に対し、仕事と生活の調和を実現する働き方や意義についての周知活動を行います。また、男女がともにバランスのとれた働き方ができるよう、事業主へ雇用環境の整備を求めています。家庭では保護者がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう男女共同参画についての意識啓発に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方の普及と環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直しなどを推進するため、関係機関と連携し、事業者や市民、地域などへ普及活動を行います。男女共同参画に関する講座やパネル展の中で、男女共同参画の意識啓発、ワーク・ライフ・バランスや働き方の見直しに関わる情報を発信していきます。 ・加えて、子育てサポート企業（くるみん認定企業）や沖縄県ワーク・ライフ・バランス企業の認証促進、イクボス宣言の普及啓発など、子育てしながら安心して働くことのできる環境づくりを推進します。 ・仕事と育児等の両立が図られるよう、労働基準法や男女雇用機会均等法、育児休業に関する法律等の広報や情報提供を行い、法律や制度の一層の定着を促進します。 	産業振興課 市民協働・男女共同参画課
②男性の家事・育児等参加促進・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・家事や育児は、男女が協働して責任を担うべきであることを周知するとともに、男性の家事・育児等への積極的な参加を促進します。 ・男性の意識啓発を目的とした講座や事業を展開していきます。男性の講座への参加を促進するため、休日開催や、家族で参加できるよう内容の工夫等に取り組みます。関係機関と連携を図りながら啓発活動を行います。 	市民協働・男女共同参画課
③マタニティスクール等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・両親が協力して出産・育児に臨めるよう、マタニティスクール等への参加を促進するとともに、妊娠期の家事への関わりや育児の準備など、父性を育む場としての内容の工夫に努めます。また、両親が参加しやすい日曜日開催を継続していきます。 	こども家庭課

(5) 親育ちへの学びの充実

【取り組みの方向性】

本市においても核家族の増加や地域のつながりの希薄化に加え、ライフスタイルの多様化などに伴い、保護者が地域で子育ての方法を学ぶ機会の減少など、親子を取り巻く環境が変化する中で、家庭での育児力・教育力の低下が懸念されています。教育力の低下を、家庭の問題としてとらえるのではなく、地域や社会全体で子育てや家庭教育を支援していく必要があります。

子どもの健やかな育ちを支え、保護者が「親」として成長し、育児力や教育力が向上するよう、学習の機会を拡充するとともに、次世代の親となる児童生徒の育成に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①市民講座など親の学ぶ機会の提供及び学びの支援 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに関わる全ての大人を対象に家庭教育、子育て、親育ちなどをテーマとした市民講座を開催し、広く市民に家庭教育等の理解と参加の促進に努めます。 ・市民による家庭・地域の教育力の向上及び社会教育・生涯学習の推進を図るため、家庭教育・社会教育に関する学習会を実施するグループ・団体に対し講師謝礼金を助成します。学んだことを自身の子育てや地域の子育て支援活動等のまちづくりに生かすことで家庭・地域の教育力の向上を目指します。 	社会教育推進課
②ふれあい出前講座の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・市民等の要請を受け、市職員が講師として出向き、わかりやすく市政などの説明を行います。子育てに関わる関係課と連携・調整を行いながら、市民の多様な子育てニーズに応えた講座の充実を図ります。 ・気軽に利用してもらうよう、出前講座のチラシの配布先を拡大するなど、市民への周知、広報活動の拡充を行い、利用を促します。 	市民協働・男女共同参画課 講師については各課職員
③中央公民館講座の充実と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭や地域の教育力の向上を目指すため、家庭教育だけでなく、地域や郷土文化、平和、男女共同参画、防災、国際交流等の内容を織り交ぜるなど、多様な視点から子育てや子育て支援につながるよう内容の充実に努めるとともに、学習機会を提供します。より多くの市民の利用を促進するため、効果的な周知方法や開催日時等を検討していきます。 	社会教育推進課（中央公民館）

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会ニーズに沿ったテーマや課題を取り上げるなど、講座を通して社会貢献のためのボランティア活動等へ関心が高まるよう、講座内容の充実に努めます。 	
④児童生徒等の乳幼児ふれあい体験の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代の親となる児童生徒が、子どもを生み育てることの意義や生命・家庭の大切さを学ぶことができるよう、家庭科や総合的な学習の時間での学習を推進します。職場体験の一環で幼稚園や保育所でのふれあい体験を促進します。 	学校教育課
⑤保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・保育指針等は保育所(園)や認定こども園などのいずれの施設においても、一定の教育・保育の質を保ち、向上を図るために重要な指針となっています。 ・就学前施設において、子どもたちの健やかな育ちのための共通の目標や身に付けたい大切な事柄が位置づけられていることから、これらを周知し、学ぶ機会を創出していきます。 	保育課 学校教育課 こども政策課



基本目標 3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまち

【浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム】

(1) 身近な地域での教育・保育の提供

【取り組みの方向性】

保育所（園）や幼稚園、認定こども園等は、子ども・子育てにとって大きな役割を担っています。幼児教育・保育の無償化が開始され、より多様なニーズに対応するため、各施設の利用状況を把握するとともに、第5章に位置づける事業計画に基づき、身近な地域での教育・保育の提供体制等を整えます。また、地域の実情を踏まえながら幼稚園と保育所（園）の機能を併せもつ認定こども園への移行等を進めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①教育・保育施設等の児童の受け入れの充実 第5章事業計画参照⇒p102～111	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期の発達等の特性及び地域の教育・保育ニーズの実態を踏まえ、子どもの健やかな成長や豊かな体験を支援するため、地域社会と連携し、発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供します。 ・通常保育事業については、保育ニーズに対応するため、利用意向を的確に把握しながら、①保育士等の人材の確保策、②認可外保育施設からの認可園への移行、③定員数の調整・見直しにより、児童の受け入れの確保を図ります。 	保育課 こども政策課 学校教育課
②認定こども園の移行等 第5章事業計画参照⇒p102～111	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちへの質の高い教育・保育を提供するとともに、子育て支援の場として保護者の就労状況や地域の実情等を踏まえた多様な教育・保育ニーズに対応できるよう、公立幼稚園、認可保育所等からの「認定こども園」の移行等を進めます。 	こども政策課 学校教育課 保育課
③特定地域型保育事業の充実 第5章事業計画参照⇒p102～111	<ul style="list-style-type: none"> ・0歳から2歳の児童を対象としています。現在、少人数（定員6人～19人）で保育を行う小規模保育事業と、企業などが、主に従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもを含めて保育を提供する事業所内保育事業を行っています。 ・待機児童の多い2歳までの児童の受け入れ先として特定地域型保育事業との連携を図るとともに、保育の質の向上に向けた支援をします。 	保育課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<ul style="list-style-type: none"> 卒園した後の3歳児の受け入れ施設や連携施設の安定確保に向けた支援を進めます。 	
<p>④認可外保育施設への支援の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> 保護者が認可外保育施設を円滑に利用できるよう、認可外保育施設に関する情報提供を行います。 ミルク代等の助成を実施するほか、専門家による巡回相談を行うとともに、保育従事者の研修会の実施、保育所・幼稚園・小学校等との連携に努め、保育の質の向上を図ります。 市独自の取り組みとして、保育料の多子世帯負担軽減事業を実施します。 	<p>保育課</p>
<p>⑤設備や教材等の整備と安全・安心な環境づくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 児童の安全確保に向けた計画や緊急時の対応マニュアルなどの更新を行い、安全管理について職員への周知徹底を図ります。 地域との連携のもと、避難訓練や事前教育を実施し、児童たちが災害時などに安全に気を付けて行動できるよう意識づくりに努めます。 施設や設備については、定期的な点検を行い、安全・安心な環境づくりに取り組みます。 	<p>学校教育課 保育課 こども政策課</p>



(2) 乳幼児期の健やかな成長をうながす教育・保育の充実

【取り組みの方向性】

乳幼児期の子どもたち一人ひとりの特性に応じ、適切な環境を通して柔軟な教育・保育活動に対応できるよう、保育カンファレンス又は園内研修の充実とそれに基づく教育・保育活動の推進等に取り組みます。併せて、基本的な生活習慣の確立に向け、生活リズム、運動、食生活等に係る指導の充実に努めます。また、就学前の教育の充実を図るため、公立の幼稚園及び認定こども園での3年保育を推進します。

さらに、就学前から就学期にかけて切れ目のない教育・保育を推進できるよう、保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校の連携強化を進めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①遊びや体験を通した総合的な指導の充実 (幼児期)	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児期の生活はほとんど遊びによって占められ、幼児は遊びや様々な体験の中で、心身の調和の取れた全体的な発達の基礎を築いていきます。また、自発的な活動としての遊びにおいて幼児は心身全体を働かせて活動し、発達に必要な経験が相互に関連し合い積み重ねられ総合的に発達していきます。そのため、発達に必要な経験が得られるよう遊びや体験等を通した総合的な指導の充実を図ります。 ・総合的な指導の充実に向け、園内研修の充実とそれに基づく指導計画の作成を進めるとともに、その内容を保育者全体での共有化を図ります。 	学校教育課 保育課 こども政策課
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの生命の保持及び情緒の安定を図る「養護」と、発達の個人差を考慮しながらより豊かに活動が展開される「教育」とが一体となって心身の発達の基盤が形成されます。一人ひとりの特性に配慮した個別指導計画を作成し、発達の援助を行います。 	保育課
②基本的な生活習慣の形成と食育の推進 (乳幼児期)	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭との連携のもと、乳幼児期にふさわしい規則正しい生活リズム「早寝、早起き等」の定着と、自分の体を大切に、身の回りのことが自分でできるなどの生活に必要な習慣や態度が身に付くよう取り組みを進めます。 ・生涯にわたり健康を維持増進し、社会活動への積極的な参加や豊かな生活を営むために、乳幼児期から自らの体を動かす意欲を育む機会をつくります。 ・健康な心と体を育てるためには、食育を通した望ましい食生活の形成が大切であることを踏まえ、食材との触れあい(園内菜園等)をはじめとする食に関する様々な体験を通 	学校教育課 保育課 浦添市立学校給食調理場

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<p>じて、乳幼児期からの適切な食事の取り方や望ましい食習慣が定着するよう食育計画を作成し、取り組みを進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児の健全な食生活の実践を通じて心身の健康が図られるよう、給食を食に関する指導の「教材」として活用していきます。なお、給食での食物アレルギー等への対応が必要な乳幼児については、全職員を含めた関係者の共通理解のもと、医師の診断指示（生活管理指導表の提出）に基づき、保護者との十分な連携を図り、対応については、安全・安心の確保を優先して実施していきます。 	
<p>③発達や学びの連続性を踏まえた就学前教育における3年保育の推進 (幼児期)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園教育要領及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領で示されている幼児教育・保育の目的、各領域におけるねらい及び教育・保育課程は3年保育を見据えたものとなっています。社会性が芽生える3歳の時期に、保護者が集団生活をさせたいと考えた時の場として教育・保育の提供は必要となってきます。幼児期は心身の発達が著しく、環境からの影響を大きく受ける時期で、この時期に受けるきめ細かな指導や集団生活での様々な体験は、幼児の心身を育む上でも効果的とされています。 ・そうした中で、平成31年4月現在、市立幼稚園8園中2園で3年保育を実施していますが、市立幼稚園については、認定こども園への移行状況を踏まえながら、幼稚園での3年保育の実施を検討するとともに、認定こども園においても3歳児の教育・保育ニーズの受け皿の確保を進めます。 	<p>学校教育課 保育課 こども政策課</p>
<p>④保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小学校の連携教育の推進 (幼児期)</p>	<p>ア) 保育所(園)、幼稚園、認定こども園、認可外保育施設等の連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学前教育・保育の在り方について、学びや情報共有等により保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の連携及び質の向上を図るために、保育所(園)、幼稚園、認定こども園合同の研修会の充実を図ります。 ・上記研修会等に認可外保育施設の参加を促進します。 ・認可外保育施設も含め、保育所(園)、幼稚園、認定こども園等の児童同士の交流による新しい友だちとの出会いは、望ましい人間関係に広がっていくことから、年間指導計画に位置づけながら、保育所(園)、幼稚園、認定こども園の実情に応じて児童同士の交流活動を推進します。 	<p>学校教育課 保育課 こども政策課</p>

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<p>イ) 小学校との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所（園）、幼稚園や認定こども園での教育・保育が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながる事に配慮し、幼児期の遊びを中心とした生活から児童期の学習活動へスムーズに移行できるよう、各園、各小学校の特性に応じた保幼小連携教育年間指導計画を作成し、交流活動等を互いの計画に位置づけ、継続的な交流を推進します。 ・ 保育士や幼稚園教諭、保育教諭等と小学校の教師が「幼児教育の終わりまでに育てほしい姿」を理解することによって、接続期の子ども像が共有され、より円滑に接続できるよう取り組みます。 ・ 小学校では、入学してくる子どもたちの指導方法の工夫につなげるため、小学校区で実施している保幼小連絡協議会等を通じて情報交換等を行い、就学前の教育・保育について理解をさらに深め、保幼小連携の充実に取り組みます。 <hr/> <p>ウ) 幼児教育アドバイザーの配置【新規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各園、各小学校の連携教育年間指導計画の作成や保幼小の連携行事の充実等、保幼小の連携教育・保育が円滑に行えるよう幼児教育アドバイザーの配置を進めます。 	<p>学校教育課 保育課 こども政策課</p> <hr/> <p>学校教育課 保育課 こども政策課</p>
<p>⑤特別な支援を必要とする児童の受け入れの拡充</p>	<p>ア) 幼稚園等における特別支援教育の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 浦添市特別支援教育コーディネーター、心理相談員、特別支援教育巡回指導員等と連携し、幼稚園や認定こども園（公立・公私連携）での児童の発達や教育・保育に関する相談等の支援体制の充実に努めます。特別支援教育にかかわる教育相談や支援計画、教材教具の作成へのアドバイス等を行います。 ・ 浦添市発達障がい研修会や特別支援教育コーディネーター研修、特別支援学級担任研修会等の各研修会を通して障がいへの理解や具体的な支援、情報交換を行い、保育所（園）、幼稚園、認定こども園、小学校と発達段階に応じた支援とインクルーシブ教育の視点を取り入れた、幼稚園、認定こども園での特別支援教育の在り方について理解を深めます。 	<p>学校教育課</p>

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<p>イ) 発達支援保育事業等の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての認可保育所(園)、私立認定こども園で実施しており、それぞれの児童の特性や障がい等に対する理解を深め、個別の支援計画・指導計画のもときめ細かな支援を行えるよう保育人材の確保に努め、研修や園内支援体制等の充実を図ります。 ・浦添市発達支援巡回支援員を配置し、保育所等及び保護者の相談・助言又は保育の支援等を行います。 ・認可外保育施設を含めた教育・保育施設等へ直接、心理士が出向き、保護者や保育者を対象とした発達に関する相談や支援体制の構築に努めます。 	<p>保育課</p>



(3) 就学前教育・保育を支える人材の確保・育成

【取り組みの方向性】

この間、待機児童の解消等に向け、教育・保育施設の整備を推進するとともに、教育・保育人材の確保に向けた取り組みを進めてきました。今後は、教育・保育の質を一層高め、望ましい教育・保育環境の確保が求められることから、教育・保育人材のスキルアップに向け、研修機会の充実等を進めていきます。さらに、引き続き、不足している教育・保育人材の確保に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①教育・保育人材の資質及び専門性の向上と人材の確保 (乳幼児期)	ア) 研修の充実と成果の発信 ・就学前の教育・保育の充実、教育・保育課題等への対応や改善には、保育者等の資質向上が大切です。変化の大きい社会を生き抜く子どもたちを育てていく指導力や実践力等が求められていることから、保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の資質向上を目指した実践など研修への参加を促進します。 ・これまで実施してきた研究や研修の成果を広く保育所(園)、幼稚園、認定こども園、小学校等で情報を共有し、幼児教育・保育の相互理解や教諭、保育士等の質の向上に取り組めます。 ----- イ) 経験年数や職務に応じた研修の実施 ・初任者研修、教職2年目研修、中堅教諭等資質向上研修会、園長等専門研修を活用し、保育者の資質及び専門性の向上に努めます。 ・教育・保育に携わる保育者のキャリアステージに見合った研修等を実施し資質の向上が図られるよう、「浦添市保育者育成指標」の作成と周知を図ります。 ・園内外で実施しているキャリアアップ研修等を活用し、また乳児や特別な配慮を必要とする児童等の理解と専門性の向上に取り組めます。 ・日々の保育カンファレンスを通して一人ひとりの発達に応じた援助や指導ができるよう、園内研修の充実と研修機会の確保に取り組めます。 ----- ウ) 人材の確保 ・きめ細かな教育・保育への対応を行うため、保育士や、保育教諭等の人材の確保に取り組めます。	学校教育課 保育課 こども政策課

(4) 地域との連携を生かした教育・保育施設づくりの推進

【取り組みの方向性】

就学前の教育・保育施設が地域の子育て拠点として、その機能が発揮できるよう、各園の活動情報についてホームページ等を通じて周知を行うとともに、地域資源（人材、行事等）との連携を図り、地域の子育て交流の場としての役割の充実を促進します。さらに、教育・保育施設の充実に向け、施設評価への保護者や地域の関わりを促進していきます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①地域や保護者に対して、保育所（園）、幼稚園、認定こども園の教育・保育の情報発信	・地域との連携を生かした教育・保育施設を目指し、それぞれの施設の方針や具体的な取り組み内容を保護者や地域へ発信します。	学校教育課 こども政策課 保育課
②地域人材との連携や地域資源を活用した教育・保育活動の充実	・地域人材や大学、福祉施設等との交流、地域行事とのタイアップ、その他子育て資源を活用して、子どもたちの様々な教育・保育活動を推進します。異年齢との交流、地域の人との交流や体験を重ねることで、子どもたちの探求心や好奇心を高め、よく考え、友だち等とともに学び合う力を育みます。	学校教育課 こども政策課 保育課
③保育所（園）、幼稚園、認定こども園評価の実施	・保育所（園）、幼稚園、認定こども園で実施した取り組みの成果等を評価し、保護者や地域に伝え、課題を共有していきます。そして、保護者や地域の声を吸い上げ、子どもたちの健やかな成長を支える次の取り組みにつなげていきます。 ・PDCAサイクルに基づいた保育所（園）、幼稚園、認定こども園評価のさらなる充実に努めます。	学校教育課 こども政策課 保育課

基本目標4 自ら学び、考え、行動する子どもたちを育むまち

(1) 学校教育等の充実

【取り組みの方向性】

子どもたちの生きる力を支える基礎学力の向上を図るため、学校、家庭、地域等と連携しつつ、全校体制で学力向上推進対策に取り組みます。

また、いじめ等により不登校の児童生徒が増える傾向にある中で、継続的に相談・支援が行えるよう、相談支援体制の充実を図るとともに、学校以外での活動場所の充実・確保に努め、利用を促進します。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①学習指導の改善・充実	<ul style="list-style-type: none"> 本市の子どもたちの現状を把握し、『浦添市学力向上推進要項』を踏まえた上で、学校・家庭・地域・行政が連携した取り組みを計画的・継続的に行います。 「自己肯定感を育む」「幼児児童生徒の育ち」「学校組織力向上」の視点を踏まえた学びの質を高める「保育改善」「授業改善」を計画的に行っていくとともに、幼こ・小・中の12年間で学んだ力を「社会」につなげられるよう努めます。 	学校教育課
②不登校などの対策強化	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が心身ともに健やかで、目標や目的意識を持って努力し、自己実現が図られるよう援助します。また、「いじめ」や諸問題に対し、組織的・継続的な対応を図るとともに、教育相談支援員やスクールカウンセラーなどの活用充実を進めます。 多様化し増加傾向にある不登校児童生徒への対応については、「教育相談室」や「適応指導教室（不登校及び学級不適応児童生徒対応）」等の拡充による、児童生徒への個別的・継続的な対応を図るとともに、発達障がいや課題を抱える児童生徒のための居場所づくり・絆づくりの取り組みを強化します。また、家庭・地域・関係機関等地域資源との連携による支援を強化します。 さらに、様々な要因でひきこもり状態になっている児童生徒の自立に向け、関係機関との連携のもと、訪問相談や活動場所の紹介等の支援を進めます。 	こども青少年課 学校教育課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
③適応指導教室の内容充実	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校児童生徒の自立性、集団生活への適応性を育て、学校への適応を支援します。 ・「不登校等児童生徒対策実務者会議」の活用や「不登校児童生徒保護者交流会 てだこきずなの会」の開催を通して、不登校児童生徒の減少や保護者の負担軽減等を図るとともに、指導内容の充実を進めることで、不登校児童生徒の学校復帰や社会への適応力の向上等の支援に努めます。 	こども青少年課
④教育相談活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒及び保護者・学校等からの教育上の問題や悩みについて、電話や来所による相談に応じる等、問題解決に向けた支援を行います。 ・また、「不登校等児童生徒対策推進委員会」等との連携を強化しながら、増加する相談に適切に対応できるよう、校内支援体制の強化や臨床心理相談員による学校訪問を行うなど、相談体制の充実に努めます。 	こども青少年課 学校教育課

(2) 豊かな心を育む教育の充実

【取り組みの方向性】

子どもたちが地域の自然や歴史文化に触れ、豊かな心を育み、社会を支える人材として成長していくことができるよう、自然体験や歴史文化体験、芸術活動等様々な分野に渡っての体験学習等を進めていきます。

また、グローバル社会に対応した国際的な人材の育成を図るため、海外留学事業やJICA 沖縄センターとの連携事業等の拡充を図ります。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①エコアイランドに向けた人材育成及びキャリア教育事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・児童が豊かな自然環境の中で、宿泊生活や様々な体験学習を通して人間的なふれあいを深め、豊かな情操を培い、個性の伸長を図るとともに、調和のとれた健全な児童の育成及びたくましく生きる力の育成を図ります。小学校5年の全ての児童の民泊体験の実施や事前・事後学習の充実を図るとともに、自然体験、感動体験を重視した学習内容の充実に努めます。 	学校教育課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
②図書館と連携した学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次浦添市子どもの読書活動推進計画」、「浦添市立図書館サービス計画」に基づき、「こどもの読書週間」、「読書月間」、時宜に応じた「読書案内」、図書館から遠い地域への移動図書館「としょまる」の巡回サービスの充実を図り、親子で本に親しむ環境づくりに努めます。 ・読書につながる行事としておはなし会、映画会、一日図書館員、うらそえYA文芸賞、講座・講演、ビブリオバトル等を開催します。 ・市内児童生徒教育施設との連携に努め、施設見学・職場体験の受け入れ、学校集配サービスを継続して実施します。 ・浦添及び沖縄の文化・歴史に関する資料を収集、紹介して、郷土の歴史を学ぶ機会を提供します。 ・JICA沖縄との連携及び沖縄米国総領事館によるアメリカ情報コーナーを活用した外国語資料の収集、行事の開催により多文化に触れる機会を提供し、国際性豊かな人材の育成に寄与します。 	社会教育推進課 (市立図書館)
③美術館と連携した学びの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・美術や工芸に親しむことにより、子どもたちの豊かな感性と限らない創造力を引き出すことや、沖縄の伝統工芸品との触れ合いを通して郷土の文化に親しむ機会の提供となるよう、子ども、親子、青少年を対象とした各種体験教室を実施します。 ・引き続き、夏休みや秋休み、冬休みにおける子ども・親子向け講座の充実を図るとともに、学校や児童センターとの連携講座の開催に取り組みます。 	美術館
④小中学生音楽コンクール	<ul style="list-style-type: none"> ・音楽コンクールを通して音楽の能力や技術の向上を図るとともに、児童生徒の健全な成長と豊かな感性を育てることを目的に実施します。 	文化スポーツ 振興課
⑤中学生海外短期留学生派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「てだこの都市・浦添」に誇りを持ち、人間性豊かで、国際社会に適応する資質・能力を備えたグローバル社会で活躍できる人材の育成を図るため、中学生海外短期留学生派遣事業を行います。 ・グローバル社会の進展により、国際的な人材の育成が一層求められる状況となっていることから、そのきっかけの1つとなる同事業の充実を図るため、派遣人員の増加を検討します。 	学校教育課

(3) 地域とともにある学校づくりの推進

【取り組みの方向性】

「地域の子どもは地域全体で育て、支える」を実現するために、家庭、地域、学校等の連携のもとに、子ども会等の活動支援、環境浄化活動の推進等青少年健全育成の取り組みを推進します。

さらに、地域、学校等が一体となって地域の子どもの育成、支援を推進していくことができるよう、その仕組みの充実・構築を図ります。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①子ども会等活動の推進及び支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会や空手、エイサー等の異年齢集団での仲間活動を通して、ジュニアリーダー、シニアリーダー及び指導者の育成を行うとともに、浦添市子ども会育成連絡協議会への未加入団体の加入促進を行うなど、地域と密着した活動の充実に努めます。 ・また、青少年が自発的、主体的に子ども会活動などが行えるよう、そのきっかけづくりの場として、浦添市子ども会リーダー学級、ジュニアリーダー学級を開催することで、ジュニアリーダーの育成を図ります。 ・さらに、子ども会指導者の確保、育成を図るために、浦添市子ども会育成連絡協議会との連携のもと、指導者研修等への参加を促進します。 	こども青少年課
②環境浄化活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年にとってよりよい社会環境を整えるため、青少年相談員により、関係機関・団体との連携を密にしながら、危険箇所等のチェックや注意喚起を行うとともに、有害図書、たばこの自動販売機、カラオケ、ゲームセンター、たまり場などの調査を実施し、必要に応じて改善依頼を行う等、適切な対応を行います。 	こども青少年課
③学校評議員との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営に保護者や地域住民等の意向を反映させるため、引き続き全小中学校に地域からの参加による学校評議員を設置するとともに、学校評議員会の充実に取り組みます。今後とも地域のより多くの方々から意見が聴取できるよう、評議員の確保と連携強化、開催回数・内容の拡充に努め、より開かれた学校づくりを目指します。 ・また、学校と地域の連携を強化し、子どもの成長・発達を学校・地域全体で支えるコミュニティ・スクールの実現に向け、調査・研究を進めます。 	学校教育課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
④地域学校協働活動推進事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育における地域の社会人、学生等の活用（ボランティア）を進め、地域・学校が連携・協働し、子どもたちの教育活動を充実させるとともに、地域の教育力の再生と活性化のため、地域学校協働活動推進事業の充実を図ります。 ・同事業を支えるコーディネーターや学校支援ボランティア等の確保・育成に向け、PTAや行政教職員関係者、企業等との連携を強化します。 	社会教育推進課



(4) 放課後の居場所の充実

【新・放課後子ども総合プラン】

【取り組みの方向性】

「新・放課後子ども総合プラン」は、共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、厚生労働省と文部科学省の連携により、新たな放課後の児童対策として策定されています。

本市においても、引き続き全ての児童生徒が放課後等を安全・安心に過ごし、様々な体験交流が行えるよう、放課後児童(学童)クラブ及び放課後子ども教室の実施支援を行いつつ、連携した放課後の居場所づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①放課後子ども教室推進事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後や週末に学校や社会教育施設等を活用し、地域の方々の参画のもと、学習支援やスポーツ、文化活動などの様々な体験活動を実施し、子どもの居場所づくりを行います。 ・運営や活動を支える地域ボランティアの確保に努め、地域独自で事業が実施できるような支援の仕組みをつくりまします。 ・市内全ての小学校区での実施を目指します。 	社会教育推進課
②放課後児童健全育成事業（放課後児童(学童)クラブ）の推進 第5章事業計画参照⇒p113	<ul style="list-style-type: none"> ・昼間、仕事などで保護者のいない家庭の小学生に、放課後の適切な遊び・生活の場を確保し、健全な育成を図るため、放課後児童(学童)クラブの充実や環境改善に向けた取り組みを支援します。 ・利用を希望する児童が増加していることから、分離・新設等を促進します。居場所については、学校の教室等を活用する方法で検討していきます。 ・全ての児童が放課後を安全・安心に過ごせるように、学校敷地内等への公的施設の整備を促進します。 ・放課後児童(学童)クラブの支援員の資質向上を図る為、研修等の充実とともに、人材確保に向けた支援を行います。 	こども政策課
③新・放課後子ども総合プランの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての児童生徒が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童(学童)クラブ及び放課後子ども教室の立地条件、双方の制度を考慮 	社会教育推進課 こども政策課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<p>しつつ、学校の施設等を活用し、一体型の実施を目指します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一体型を推進するため、放課後子ども教室のコーディネーターが連携役となり、放課後子ども教室運営者と放課後児童(学童)クラブ指導者がともに共通で行うプログラムの内容や実施日等を検討できるよう、小学校区ごとの定期的な打合わせの場を設けます。 ・一体型実施に当たっては、小学校の余裕教室に加え、地域連携室、特別教室、体育館、図書室等の一時的利用への理解・協力を促します。 ・安全・安心な居場所づくりや、魅力あるプログラムを提供するため、放課後子ども教室や放課後児童(学童)クラブ等の放課後事業に携わる関係者の資質向上を目的とした研修会等を実施します。 ・事業の実施主体である教育委員会とこども未来部の連携を強化し、放課後対策について協議していきます。 	

「放課後子ども教室」と「放課後児童（学童）クラブ」の一体型の目標箇所数

令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
4	5	6	7	8



基本目標 5 すべての子どもの権利と安全・安心を守るまち

(1) 児童虐待防止対策の推進

【取り組みの方向性】

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、心の成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子どもに対する重大な権利侵害で、しつけとは明確に異なります。関係機関との連携及び相談体制の強化を図り、子どもを虐待から未然に守るとともに、早期発見・早期対応に取り組みます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①浦添市要保護児童対策地域協議会の充実	・県などの専門機関からアドバイスを受けながら、要保護児童対策地域協議会に設置している各会議（代表者会議・実務者会議・個別支援会議）の充実を図り、関係機関の連携を強化するとともに、相談・支援の取りやすい協議会の運営・機能充実に努めます。	こども家庭課
②家庭児童相談室の強化	・多様化、複雑化する児童の養育問題に対し、児童虐待等の未然防止や早期発見のため、充実した取り組みができるよう、相談対応などの職員のスキルアップを進めるとともに、相談体制の強化を目指します。 ・要支援児童及び要保護児童等とその家族及び妊産婦を対象に、実情の把握、子ども等に関するより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク等の機能を担う拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備（令和2年開設予定）を図り、専門的資格（社会福祉士等）を有する職員を増員し、実施体制の構築を図ります。	こども家庭課
③児童虐待防止に向けた啓発活動の推進	・11月の「児童虐待防止推進月間」に合わせたオレンジボン等の配布や、児童虐待防止に関する講演会や学習会を行います。 ・地域全体で子育てを支え合うという意識の浸透を図ることができるよう、ホームページや広報うらそえなどを活用し、「てだこキッズファースト宣言」の周知を図ります。【再掲】	こども家庭課
④新生児訪問事業の推進	・周囲に支援者が少なく、出産後に育児等へ不安を抱く母親や産後ケアが必要な母親等の早期支援が行えるよう、医療機関との連携や広報活動等の強化により事業の充実を図ります。	こども家庭課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
⑤乳児家庭全戸訪問事業（はぐはぐていだっ子訪問事業）の推進 第5章事業計画参照⇒p120	・訪問を担当する母子保健推進員への研修の充実、関連機関との連携を図る中で全戸訪問に努めます。子育て中の保護者が地域社会で孤立しないよう、子育てに関する情報や相談窓口の周知を行うなど、育児不安の軽減や虐待防止に努めます。 ・訪問で気になった家庭については、地区担当保健師が引き継ぎ、支援を実施します。	こども家庭課
⑥養育支援訪問事業の推進【再掲】 第5章事業計画参照⇒p120	・養育が困難な家庭に対してホームヘルパーや保健師等の支援員を派遣し、家事・育児の支援や専門性を生かした支援を行います。関係機関等との連携のもと、対象となる家庭の早期発見に努め、本事業の利用を促進します。	こども家庭課

（2）障がいのある子ども、気になる子どもと家庭等への支援充実

【取り組みの方向性】

障がい児とその家庭が地域の中で安心して生活を送るために、安定したサービスを提供するとともに、発達障がいを含め、障がいに対する市民の理解を深める取り組みを進めます。また、子どもたちがそれぞれの持つ能力を伸ばすことができるよう、関係機関との連携のもと、発達の遅れや障がい、疾病などの早期発見から療育体制の充実を進め、相談支援の拠点を確立していきます。そして、一人ひとりの状態に応じ、切れ目のない療育、保育、教育の展開に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①居宅介護等事業の推進	・本事業の周知を行うとともに、利用者・保護者の日常生活を支援するため、ホームヘルプサービスを提供します。	障がい福祉課
②短期入所（ショートステイ）事業の推進	・自宅で介護を行っている保護者が病気や休養等の理由により介護することが困難になった場合に、適切な支援が可能な施設への短期間の入所ができるよう、沖縄県と連携のもとサービスの提供に努めます。	障がい福祉課
③補装具給付事業の推進（障がい児）	・補装具が必要な障がい児に対して日常生活の能率向上を図るため、補装具の購入や修理に掛かる費用の支給を行います。	障がい福祉課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
④日常生活用具給付事業の推進（障がい児）	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活用具が必要な障がい児（難病患者を含む）に対し継続して給付事業を実施するとともに、新たな用具にも適切に対応できるようニーズに応じて実施に努めます。 	障がい福祉課
⑤日中一時支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> 児童発達支援、放課後等デイサービス等の利用と併せて日中一時支援事業利用の周知を行い、障がい児等の家族の就労支援や日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として保護者の支援を図るため利用を促進します。 	障がい福祉課
⑥放課後等デイサービスの利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 学校や家庭とは異なる時間、空間において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進など必要な支援を行う当サービスの利用を促進するため、情報提供に努めます。 	障がい福祉課
⑦相談業務の実施	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者（児）基幹相談支援センターや一般相談支援を委託する相談事業所を活用した障がい児の相談体制の充実を図ります。 「浦添市障がい者自立支援協議会」において、障がい児の具体的支援等の協議を行い、きめ細かな相談対応の充実を図るとともに関係機関との連携強化に努めます。 	障がい福祉課
	<ul style="list-style-type: none"> 専門家による子どもの発達についての相談（わんぱく相談）が受けられるよう、わんぱく相談の周知に努めるとともに、療育機関等との連携を図ります。 	こども家庭課
⑧発達障がい児（者）支援体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> 障がいや支援を必要とする幼児等及びその家族の支援を進めるとともに、乳幼児健診後のフォロー、健診事後教室（さくらんぼクラブ）での対応等、早期発見、早期支援の体制づくりを図ります。 発達障がい児やその家族への総合的な支援機能や療育支援のための拠点として、障がい福祉関連複合施設の整備を進めるとともに、発達の気になる子やその保護者を対象にした親子通園型発達教室を実施します。 最適な保育が提供されるよう、専門家による保育所（園）等での巡回相談を実施し、保護者や保育士への助言・指導を行います。 	こども家庭課 保育課 障がい福祉課 学校教育課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
⑫医療的ケアが必要な児童の支援に向けた検討	・医療的ケアが必要な児童が適切な支援を受けられるよう、保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るための協議を進めるとともに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを配置します。	障がい福祉課

(3) 経済的に困難さを抱える家庭への支援

【取り組みの方向性】

子どもの貧困は、全ての子どもが等しく最善の利益が受けられ、健やかに育成されることなどの権利に大きく影響を与えるものです。経済的困窮を抱える家庭の子どもの成長や可能性を伸ばすための学習支援、居場所づくりや生活支援を進めます。

そして、困窮状況にある世帯の背景には複雑な問題が絡み合っていることもあることから、分野を超えた相談対応や経済的支援、就労支援等、世帯の状況に応じた支援策を推進します。

【具体的な取り組み内容】

ア) 子どもの生活・学習支援

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①地域における居場所づくり支援の充実	・子どもたちが孤立することなく安心して過ごせるとともに、様々な交流や経験を通して成長することができるような居場所の確保支援に努めます。	こども家庭課
②学習環境づくりの推進	・学ぶことのできる場の提供や学習支援を行います。	保護課 こども家庭課
③就学援助事業等の実施	・経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対する経済的負担（修学旅行費など）の軽減に取り組みます。	学校教育課
④各種奨学金等の情報発信	・各種奨学金等の募集情報を提供し、活用を促進します。	教育総務課 関係課
⑤てだこ未来応援員とコミュニティ・ソーシャル・ワーカーなどと連携した支援体制の充実	・てだこ未来応援員を配置し、小中学校をはじめ、民生委員・児童委員や子どもと関わる関係機関・団体などと情報共有、連携を図り、課題を抱えた子どもとその世帯を把握していきます。地域の中で自立した生活ができるよう、適切な支援やサービス利用につなぐなど、地域支援ネットワークを構築していきます。支援のネットワークについては、コミュニティ・ソーシャル・ワーカーとの連携により充実・強化させていきます。	こども家庭課

イ) 保護者や子育て世帯への自立に向けた支援

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①自立サポートセンター・てだこ未来の周知	・生活に困っている方々の相談を受け付け、それぞれの状況に応じたサポートを行い、一人ひとりにあった「自立」に向けて支援を行う自立サポートセンター・てだこ未来の周知を図ります。	保護課
②保護者の就労自立支援	・ハローワーク等関係機関との連携のもと、保護者の安定した雇用の確保に努めるとともに、資格取得等の支援を進めます。 ○浦添市高等職業訓練促進給付金等事業 ○浦添市自立支援教育訓練給付金事業において、就業に役立つ雇用保険制度の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座の受講料を一部支給します。 ○自立促進に必要な技能習得のための通学や就職活動など、ひとり親家庭等日常生活支援事業においてヘルパーを派遣して自立を支援します。	こども家庭課 保護課 産業振興課
③各種手当の支給や医療費の助成、貸付金等の経済的負担の軽減	・就学援助など各種の公的支援の周知を行い、利用につなげ、経済的負担の軽減を図ります。 ○児童扶養手当・特別児童扶養手当 ○母子及び父子家庭等医療費助成事業 ○就学援助事業等	こども家庭課 学校教育課
④保育サービスの利用料等の軽減	・安心して子育てができるよう、保育サービス等の利用料の軽減を行います。 ○保育所（園）等における多子世帯やひとり親世帯等の保育料軽減 ○住民税非課税世帯における病児保育利用料の軽減 ○児童クラブ等利用料等減免 ○ファミリー・サポート・センター利用料の軽減	保育課 こども政策課



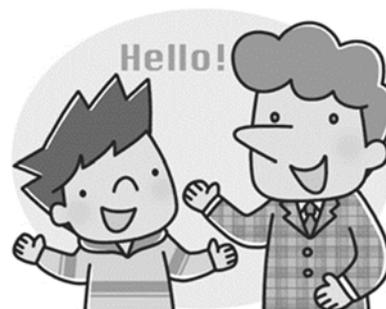
(4) 日本語支援等を必要とする子どもとその家庭への支援

【取り組みの方向性】

日本語支援等を必要とする子どもや家庭が、地域の一員として生活ができ、健やかに学ぶことができるよう、市民への異文化への理解を深める取り組みのほか、教育・保育を受けることのできる環境づくりを進めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①日本語教育支援員による支援	・日本語教育支援員を配置し、日本語の支援が必要な児童生徒の学習支援や学校生活に関する相談支援を図ります。	学校教育課
②多文化共生社会の普及	・多文化共生に関する考え方を普及するため、各種講座の開催や多様な人と交流する機会を創出します。	国際交流課
③外国語での情報発信	・外国語による市政の情報提供や、窓口等での外国籍対応の充実を図ります。	国際交流課



(5) 子どものための安全・安心のまちづくり

ア) 子育てしやすい生活環境の整備

【取り組みの方向性】

子どもたちをはじめ、その家族が安心して暮らしていくには、安全で快適な生活環境が欠かせないものです。安心して遊ぶことのできる場所や公園、快適に歩くことのできる歩道の整備が求められていることから、地域住民、関係機関・団体等との連携による点検等を行い、安心して子育てできる生活環境づくりを推進します。また、子育て世帯の住まいの確保支援や、住宅確保の配慮が必要なひとり親世帯などの入居機会の確保を図ります。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①安全で快適な公園の整備・活用	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園は、今日の社会状況を踏まえ防犯面にも配慮しつつ整備に取り組みます。また、子どもたちの公園利用が促進されるよう、一部の公園では子ども会等との連携のもとにワークショップによる公園づくりや公園の有効利用（プレイパーク）等を進めます。市内各地で取り組まれていくよう、子ども会等との連携を強化していく必要があります。 ・今後とも、浦添市公園施設長寿命化計画に基づき、安全で快適な公園整備を進めるとともに、その有効活用に向けての支援等を行っていきます。 	美らまち推進課
②安全でうれしいのある道路空間の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・道路については、安全で人に優しい空間とするために、「沖縄県福祉のまちづくり条例」に基づいた歩道の確保、バリアフリー化の整備や緑化推進事業等を実施します。 ・子どもたちの交通安全の確保等を図り、安全でうれしいのある道路空間の整備を進めます。また、地域への植栽、緑化に対する知識を普及しつつ、自治会等の地域緑化に対して支援を行います。 	道路課 美らまち推進課
③交通安全施設の設置促進	<ul style="list-style-type: none"> ・浦添警察署に対し、市内通学路を中心に信号機や横断歩道の設置について地域と連携し要請を継続的に行い、児童生徒の通学路の安全確保に努めます。 ・今後も地域からのニーズに応えるべく、信号機設置等の交通対策について、警察署に継続的に要請していきます。 	市民生活課
④子育て世帯の住まいの確保支援	<ul style="list-style-type: none"> ・浦添市民住宅・子育て支援港川宿舎を活用し、子育て世帯向け住戸を確保するなど支援を行います。※子育て世帯とは18歳以下の子供が2人以上いる世帯 	建築営繕課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
⑤市営住宅における入居選考時の優遇措置の継続	・住宅の確保に配慮が必要なひとり親世帯などに対し、入居者選考時の優遇を継続し、入居機会の確保を図ります。	建築営繕課

イ) 事故等の防止対策と防犯体制の充実

【取り組みの方向性】

子どもの安全を確保する上で、交通面や防犯面での環境整備を行うことも重要ですが、併せて子どもたち自身が危険を予測し、回避する能力を身につけていく必要があります。そこで、園児や児童生徒を対象とした交通安全教育、防犯教育、災害時の避難訓練等を推進します。

子どもを交通事故や犯罪、災害から守るため、地域全体で子どもを見守る体制づくりを推進します。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①交通安全教室の開催	・浦添地区交通安全協会において、各小学校・特別支援学校、保育所、幼稚園等を対象に、「交通安全教室」を新学期に開催し、交通安全の啓発活動を行っています。今後もニーズの把握に努めながら、引き続き実施していきます。	学校教育課
②子どもが事件・事故に遭わないための地域安全マップの充実	・各小学校で小学校区の危険箇所や安全な遊び場などを示した地域安全マップを作成していきます。関係機関との連携を強化しながら、子どもたちが事件・事故に巻き込まれることがないように地域の実情に合わせ、マップの内容を充実させていきます。 ・多くの児童生徒は、安全に気をつけた行動を取ることができていますが、「自分の身は自分で守る」という意識をさらに持たせるために継続した指導や取り組み内容を工夫して啓発に努めます。	学校教育課
③子どもが犯罪等に遭わないための情報配信の充実	・関係機関から提供のある不審者等の各情報については、迅速に広く発信していく方法を検討するとともに、市内県立高等学校、私立学校、地域支援センターや自治会、学童、保育園等に迅速に発信し、広範囲での情報共有を進めていきます。	学校教育課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
	<ul style="list-style-type: none"> 関係課及び関係機関と連携しながら、子どもの危機回避能力の育成、監視性の強化（地域の防犯意識の高揚）に努めます。 	
④「我が家の携帯電話ルール10カ条」の推進 【新規】	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒の携帯・スマートフォン等の所持率が高まる中、「携帯電話の利用は夜10時まで」等を盛り込んだ「我が家の携帯電話ルール10カ条」の推進を図ります。 インターネットに起因する子どもの犯罪被害等を防止するため、携帯端末に対するフィルタリング等の必要性について、保護者に対して啓発活動を実施します。また、子どもに対する情報モラル教育の取り組みにより子ども自身が情報モラルの向上を目指します。 	学校教育課 こども青少年課
⑤子どもや学校を対象とした防犯指導・対応訓練の実施	<ul style="list-style-type: none"> 浦添警察署と連携した各小学校での防犯指導・対応訓練を引き続き実施します。 不審者からの避難訓練について、全小学校で実施できるよう推進していきます。 	学校教育課
⑥「子ども110番の家」の推進	<ul style="list-style-type: none"> 浦添警察署及び浦添地区防犯協会が、PTAやボランティア（個人・団体）に対し、子どもたちの事件・事故からの避難場として委嘱・設置している「子ども110番の家」については、今後も新規の委嘱先を確保し、校外生活の安全確認の強化に努めます。 学校や事業所等及び浦添警察署及び浦添地区防犯協会等の関係機関と連携しながら、引き続き、避難場等の拡充に取り組めます。一方、一部に実態が把握できない状況も見受けられるので、委嘱中の「子ども110番の家」の状況確認を実施し、安全マップの充実及び周知により、実効性のある「子ども110番の家」を推進します。 	学校教育課
⑦防犯パトロール隊結成に向けた取り組み	<ul style="list-style-type: none"> 一部の自治会で「防犯パトロール隊」を結成し、夜間の繁華街やたまり場などの巡回指導を行っています。引き続き、自治会、保護者、学校等と連携を図り、新たな組織結成に向けて取り組んでいきます。 	市民生活課
⑧防犯ステッカーの活用促進	<ul style="list-style-type: none"> 「防犯パトロール実施中」のマグネットステッカーを各自治会に配布し、車両に貼り付けることにより、監視体制を強化させ、犯罪抑止や防犯意識の向上を図ります。 	市民生活課

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
⑨ちゅらまちづくりの推進	・沖縄県が実施している「ちゅらさん運動」の一環として、公共施設（道路や公園等 50 か所程度）の防犯・安全点検を行います。	市民生活課
⑩避難訓練等の実施 【新規】	・火災や地震・津波等の自然災害が発生した際、子どもたちが安全に避難したり、安全を確保するための行動がおこせるよう、地域と子どもたちが利用する各施設が地域と連携し、避難訓練等を行います。	保育課 こども政策課 防災危機管理室 消防本部 福祉総務課 学校教育課



基本目標 6 ひとり親家庭等の自立を支援するまち

【浦添市ひとり親家庭自立促進計画】

(1) 就業支援の充実

【取り組みの方向性】

資格取得の助成や就労支援セミナーの開催を通して、ひとり親家庭の保護者の就労に向けた各種支援策の実施に取り組むとともに、ハローワークをはじめとした関係機関等との連携を強化していきます。また、母子・父子自立支援員による、迅速かつ円滑な支援情報の提供に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①ひとり親家庭の自立に向けた就業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭における経済的自立を支援するために、資格取得等に要する費用の一部の助成を行う自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金等事業、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の利用を促進します。 ・また、就労相談窓口においてニーズを把握しながら、自立支援プログラムを策定し、関係機関と連携し支援を行います。 ・就労支援セミナー等の就業に結び付く技能講座を開催し、受講を優遇するなど就業支援に努めます。 ・安定した就労による自立の実現に向け、市及び沖縄労働局との雇用対策協定に基づき、求職者のニーズにあった就労支援を実施します。 	こども家庭課 産業振興課 保護課
②就労支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・母子・父子自立支援員を配置し、講座情報や日常生活支援情報を迅速かつ円滑に提供するとともに、就労相談において効果的な指導が受けられるよう、ハローワークとの連携強化を図り、ひとり親家庭の状況に即した就労支援に取り組めます。 ・沖縄県女性就業・労働センターやグッドジョブセンターおきなわ等、就職から生活に関わる機関と連携した相談体制の充実を図ります。 	こども家庭課 産業振興課 保護課

(2) 子育て・生活支援の充実

【取り組みの方向性】

保護者の就労による自立を目指すために、子育てとの両立を図ることができるよう、認可保育所への入所選考における優先的取扱いや母子生活支援施設での保育支援を継続的に実施するとともに、ファミリー・サポート・センターや認可外保育施設、放課後児童(学童)クラブの利用者負担の軽減策に取り組みます。

また、離婚等により生活環境が一変することから、母子生活支援施設において安心して生活できる生活環境の提供を行うとともに、地域社会で自立した生活が営めるよう、住宅の確保や就職に係る各種支援を行います。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・未就学児がいるひとり親家庭が安心して就労・求職活動が行えるよう、保育所入所時に優先的に入所可能な優遇措置を行います。 ・また、母子生活支援施設で生活する母子家庭等の児童を対象とする保育支援を行うことで、入寮者の子育てと就労の両立の支援を行います。 	保育課 こども家庭課
②保育サービス等の利用料等の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親家庭が安心して子育てと就労の両立を図ることを支援するため、放課後児童(学童)クラブ利用者の保育料や保育所(園)等の保育料の軽減を行います。 	こども政策課 保育課
③母子生活支援施設(浦和寮)事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその者の監護すべき児童を入寮させ、安心して生活できる環境を整え、地域社会への自立支援を行うため、母子生活支援施設(浦和寮)事業の充実を図ります。 ・退寮後の住まいの確保や就職の際に、施設長等を身元保証人とする等、自立支援を行います。さらに、退寮後においても関連機関との連携によるフードバンクを通じ交流を行う等、継続的に支援します。現在増えつつある若年母の受け入れ体制の整備を進め、様々な事情にある母子へ寄り添った支援の実施に努めます。 	こども家庭課
④ひとり親家庭の自立を促す各種支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市営住宅の入居者選考時にひとり親世帯への優遇措置を行うことで、住まい確保に向けた支援を行います。 ・また、障がい児(者)を抱えるひとり親家庭の通所・通学等の支援のため、リフト付きバス運行事業による移動支援を行います。 	建築営繕課 障がい福祉課

(3) 経済的支援の推進

【取り組みの方向性】

ひとり親家庭の生活の安定と自立の助長につながるよう、児童扶養手当制度や母子・父子家庭等医療費助成制度に関する情報提供等により、制度の周知・利用促進を図ります。

また、安定し自立した生活を送るために必要な養育費確保に向け、弁護士や女性相談室における相談支援・情報提供を行い、事業の広報・啓発に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①児童扶養手当の支給	・児童を扶養するひとり親家庭の児童福祉の増進を図るとともに、生活の安定と自立促進を支援するため、児童扶養手当の支給を行います。	こども家庭課
②母子・父子家庭等医療費の助成	・ひとり親家庭などの疾病の早期発見と経済的負担の軽減を図るため、医療費の一部助成を行います。 ・利用者の利便性向上に努めるため、自動償還制度の利用促進や周知を図ります。	こども家庭課
③養育費確保の支援充実	・離婚前の相談・支援がより重要であることから、女性相談室において関連機関と連携し、情報提供等の支援を行います。 ・子どもの当然の権利を守るためにも、ホームページやパンフレット等の広報媒体を活用し、広く市民に養育費確保の重要性について意識啓発を図ります。 ・ひとり親家庭においても安定した市民生活が行えるよう、法律の相談等が必要な場合は市民相談の活用を促進します。	こども家庭課

(4) 相談体制・情報提供の充実

【取り組みの方向性】

ひとり親家庭等の抱える多岐にわたる課題にきめ細やかな対応ができるよう、母子・父子自立支援員をはじめとした相談対応職員の技術向上等による相談窓口及び情報提供の充実に努めます。

【具体的な取り組み内容】

施策・事業名	取り組みの内容	主管課
①相談・支援体制の充実	・多様化する相談内容に対応するために、研修等を通して母子・父子自立支援員や対応する職員等のさらなる資質向上に努めるとともに、関係機関との連携のもと、ひとり親家庭の自立に向けた就労支援及び各種相談への対応を行います。	こども家庭課
②子育て全般に関する相談・支援体制の充実	・ひとり親家庭であっても児童が健全に育成されるよう、諸々の問題について家庭相談員による指導助言を行います。必要に応じて、要保護児童対策地域協議会をはじめ関係機関との連携を通し、児童の養育支援・虐待の未然防止に努めます。	こども家庭課
③各種相談室の活用	・日常生活で発生する悩みごとや困りごとについて、問題の解決促進を図り、安定した市民生活が行えるよう、市民相談（開庁日）のほか司法書士（週1日）、弁護士（週1日）、消費生活相談（週3日）を実施します。 ・その他、各種相談室の活用を促します。	市民生活課



■切れ目のないライフステージごとの取り組み（第4章に位置づける主な取り組み ☆印は新規 ●印は教育・保育、地域子ども・子育て支援事業（13事業）で第5章に量の見込みと確保方策を位置づけ）

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16・17・18歳	
	妊娠・出産期		乳幼児期				学童期						思春期 青年期					
基本目標1 子どもを安心して生み育てることのできる まちの主な取り組み	○妊娠届出・親子健康手帳交付時の保健師等による健康相談・保健指導 ●妊婦一般健康診査 ○産後ケア ○マタニティスクール ○妊婦歯科保健		○新生児訪問事業 ●乳児家庭全戸訪問事業(はぐはぐていだっ子訪問事業) ○乳児一般健康診査、1歳6か月児・3歳児健康診査 ○乳幼児歯科保健(2歳児歯科健診事業等) ○ベビースクール(離乳食講座)等での食育 ○乳幼児定期予防接種 ○未熟児養育医療費給付 ○未熟児教室等 ○乳幼児定期予防接種 ○事故防止				○地域保健と学校保健の連携 ○学校教育での思春期教育						○学校教育等での喫煙、飲酒等防止教育 ○地域での喫煙、飲酒等の防止に関する啓発					
	☆子育て世代包括支援センターの整備【相談】							●養育支援訪問事業 ○妊娠期からの継続的な支援体制の構築と関係機関との連携 ○浦添市要保護児童対策地域協議会										
	○妊産婦・親子と地域の資源をつなぐ支援			○保護者同士の自助及び共助の支援														
基本目標2 子ども・子育てをみんなが応援するまちの主な取り組み	○てだこキッズファースト宣言																	
	●地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター、つどいの広場)																	
	○浦添市立児童センターの機能の充実と利用促進																	
	○保育所(園)や幼稚園、認定こども園等における地域に開かれた子育て支援																	
	○地域における各相談員(民生委員・児童委員、母子保健推進員)の確保【相談】						○地域コミュニティ等の構築による身近な子育て支援のネットワークづくり						○地域見守りネットワーク事業			○子育て支援情報の提供		
	○相談窓口の充実 (・家庭児童相談室 ☆子ども家庭総合支援拠点の整備 ☆子育て世代包括支援センターの整備 ・女性相談室 ・浦添市保健相談センター ・中学校区地域保健福祉センター等)																	
	●利用者支援事業【相談】																	
	●延長保育事業 ●一時預かり事業 ●病児保育事業																	
	●子育て短期支援事業																	
	●ファミリー・サポート・センター事業																	
○仕事と生活の調和(ワークライフ・バランス)の考え方の普及と環境づくり ○男性の家事・育児等参加促進 ○親育ちへの学びの充実(市民講座などの学ぶ機会の充実、ふれあい出前講座の利用促進、中央公民館講座の充実) など																		
基本目標3 充実した就学前の教育・保育が提供されるまちの主な取り組み 基本目標4 自ら学び、考え、行動する子どもたちを育むまちの主な取り組み	●教育・保育施設等の児童の受け入れの充実							○学習指導の改善・充実 ○不登校などの対策強化 ○適応指導教室の内容充実 ○教育相談活動の充実【相談】										
	●認定こども園の移行							○図書館・美術館と連携した学びの確保 ○小中学生音楽コンクール										
	●特定地域型保育事業の充実							放課後の居場所の充実 (●放課後児童健全育成事業)【新・放課後子ども総合プラン】										
	○認可外保育施設への支援の充実							○中学生海外短期留学生派遣事業										
	○教設備や教材等の整備と安全・安心な環境づくり							○環境浄化活動の推進										
	○遊びや体験を通じた総合的な指導の充実							○地域学校協働活動推進事業の充実										
	○基本的な生活習慣の形成と食育の推進																	
	○就学前教育における3年保育の推進																	
	○保育所(園)・幼稚園・認定こども園・小学校の連携教育の推進																	
	○子ども会等活動の推進及び支援																	

	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16・17・18歳
妊娠・出産期	乳幼児期						学童期						思春期 青年期				

基本目標5
すべての子どもの権利と安全・安心を守るまちの主な取り組み

○浦添市要保護児童対策地域協議会の充実 ☆子ども家庭総合支援拠点の整備（再掲） ○家庭児童相談室の強化【相談】 ○児童虐待防止に向けた啓発活動の推進
●養育支援訪問事業（再掲）
○各種障がい施策の推進 ○相談業務の実施
○ひまわり学童クラブ（障害児児童健全育成事業）の充実
○発達障がい児（者）支援体制の構築 ○小児慢性特定疾病児童支援の推進 ☆医療的ケアが必要な児童の支援に向けた検討
○経済的に困難さを抱える家庭への支援（地域における居場所づくり 学習環境づくり） ○てだこ未来応援員とコミュニティ・ソーシャル・ワーカーなどと連携した支援体制の充実 保護者の自立に向けた支援など
各種手当の支給や医療費の助成、貸付金等の経済的負担の軽減など（児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当など）
☆日本語支援等を必要とする子どもとその家庭への支援
○子育てしやすい生活環境の整備（公園、道路、住まい等） ○事故等の防止対策と防犯体制の充実（災害時の対応含む）

基本目標6
ひとり親家庭等の自立を支援するまちの主な取り組み

○就業支援の充実
○子育て・生活支援の充実
○経済的支援の推進
○相談体制・情報提供の充実

第5章

第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画

第5章 第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画

1 本市が定める教育・保育の提供区域

(1) 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、市町村は「子ども・子育て支援事業計画」において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みや確保方策を記載することとなっています。

また、区域については、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める必要があるとしています。

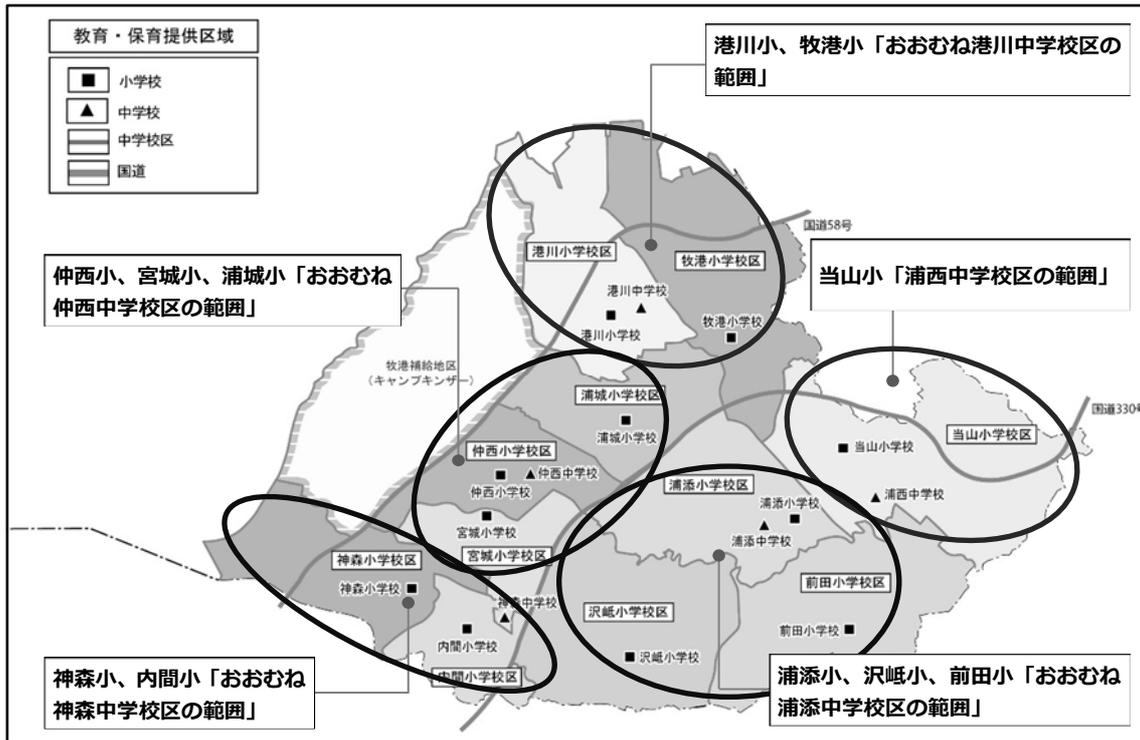
【国の区域設定における考え】

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 特定地域型保育事業の認可の際に行なわれる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分又は事業ごとに設定することができる。

(2) 浦添市における教育・保育の提供区域の考え方

第1期の浦添市子ども・子育て支援事業計画では、市域の規模等を勘案し、教育・保育提供区域は市全体を1つの区域として設定していました。第2期計画では、各区域のニーズや子育て資源の状況を踏まえたきめの細かいサービスの提供を検討していくものとし、小学校区を基礎として、おおむね中学校区の5区域を本市の教育・保育提供区域として設定します。

「乳幼児期の教育・保育」に係る事業量については、5区域を基本に検討していきます。「地域子ども・子育て支援事業」に係る13事業のうち、延長保育事業は上記5区域を、放課後児童健全育成事業（放課後児童（学童）クラブ）は、小学生が放課後等に利用する施設のため小学校区で検討していくものとし、そのほかの事業については、市全体を提供区域として設定していきます。また、各事業の事業量・確保方策については、事業量の見込みに対し区域内での確保が困難な場合は、近隣区域等での確保を可能とします。



2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出

(1) 量の見込みについて

市町村において策定する「子ども・子育て支援事業計画」には、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量（ニーズ量）の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容、実施時期を定めることとなっています。

■子ども・子育て支援事業計画で扱う事業について

①乳幼児期の教育・保育（給付）

<施設型給付>

- ・認定こども園
- ・幼稚園
- ・保育所（園）

<地域型保育給付>

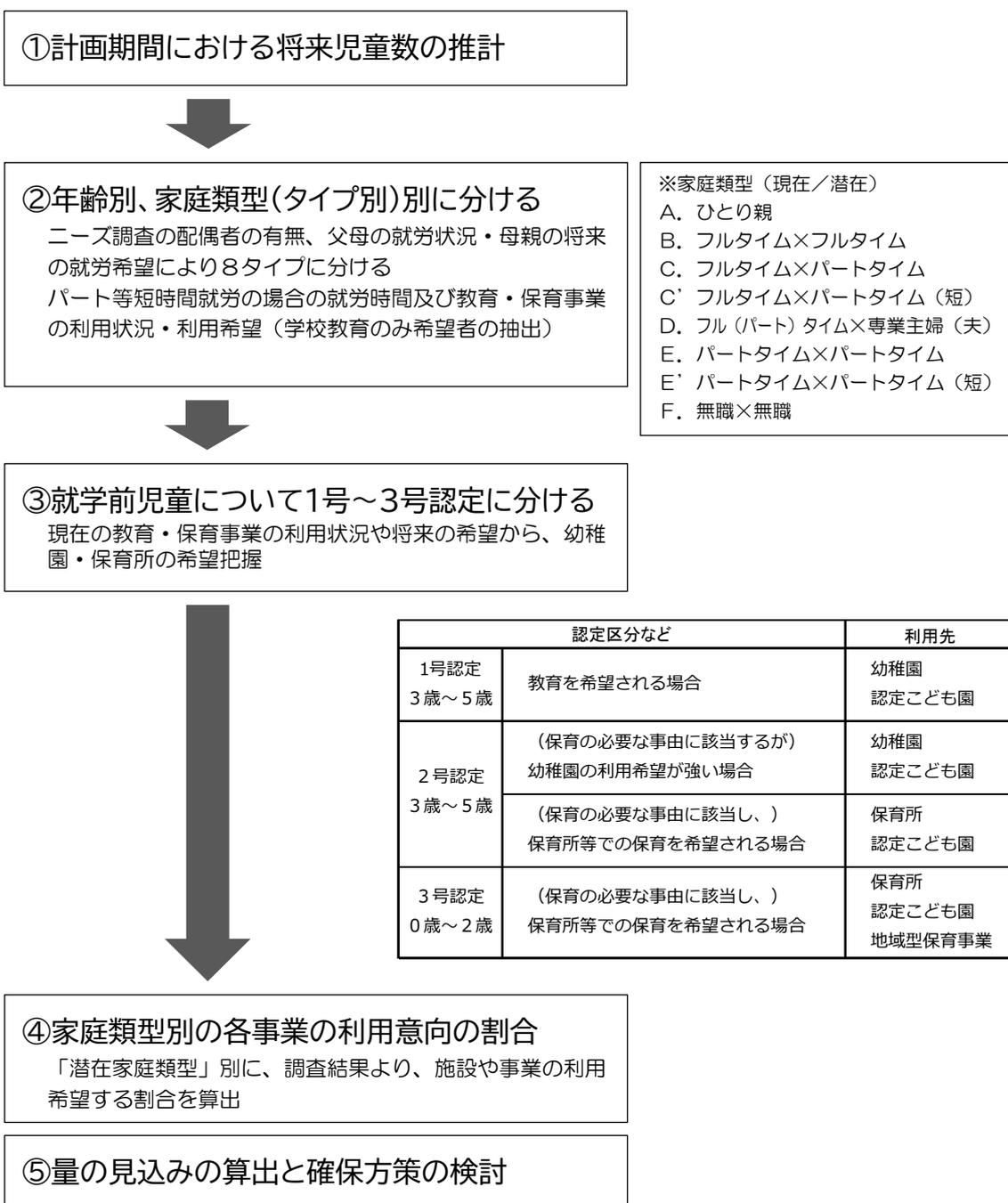
- ・小規模保育（利用定員6人～19人以下）
- ・家庭的保育（利用定員5人以下）
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

②地域子ども・子育て支援事業

- | | |
|----------------------------|---------------------|
| ○延長保育事業 | ○乳児家庭全戸訪問事業 |
| ○放課後児童健全育成事業（放課後児童(学童)クラブ） | ○養育支援訪問事業 |
| ○地域子育て支援拠点事業 | ○妊婦健康診査 |
| ○一時預かり事業 | ○利用者支援事業 |
| ○病児保育事業 | ○実費徴収に係る補足給付を行う事業 |
| ○ファミリー・サポート・センター事業 | ○多様な事業者の参入促進・能力活用事業 |
| ○子育て短期支援事業 | |

(2) 量の見込みの算出手順

量の見込みについては、平成30年度に行ったニーズ調査結果をもとに算出しています。なお、各事業の量の見込みは、平成26年1月に国から示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』、『第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方【改訂版】』（平成31年4月）に基づいて算出していますが、事業の利用実績や現在の供給体制などを踏まえ、補正などをかけ、量の見込みを算出しました。



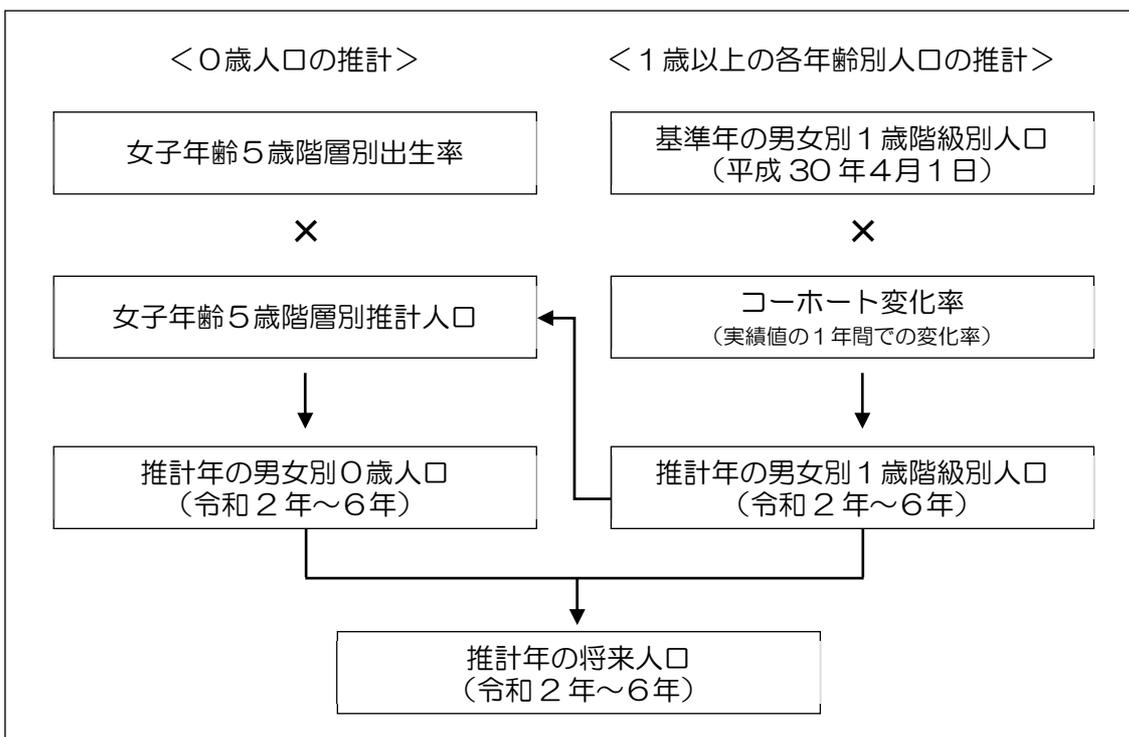
(3) 将来児童人口の推計

子ども・子育て支援事業等の量の見込みを算出するため、基礎データとなる将来人口（サービスの対象となる子どもたちを含む）の推計については、**コーホート変化率法**で実施することとし、**1歳ごとの人口推計を算出できる様**にしていくものとします。

◆コーホート変化率法について：「コーホート」とは同じ年（又は同じ期間）に生まれた人々の集団のことを指す。平成28年4月2日～29年4月1日生まれのコーホートは、平成31年4月1日時点で満2歳となり、令和5年度の小学1年生となる人々の集団である。
コーホートごとの人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものとして推計する。（厚生労働省HP参考）

人口推計は、実績人口データに基づいて行います。住民基本台帳は、毎月ないし年数回の時点における人口データを採ることができ、国勢調査よりも直近のデータが使用可能であることから、住民基本台帳の実績人口データに基づいた1歳ごとの推計を行います。これにより、1歳以上の各年齢について、子ども・子育て支援事業計画の目標年である令和6年までの人口推計を行います。

0歳の人口は、「1歳下の人口」が存在しないため、「コーホート変化率」で推計することはできません。0歳人口すなわち出生数は、別途、母親となり得る女性の人口と出生率より算出します。母親の年齢別出生率（1年間に子どもを産む割合）をもとに出生数を算出し、出生性比（女兒に対する男児の割合）を用いて、男女別の出生数を推計していきます。

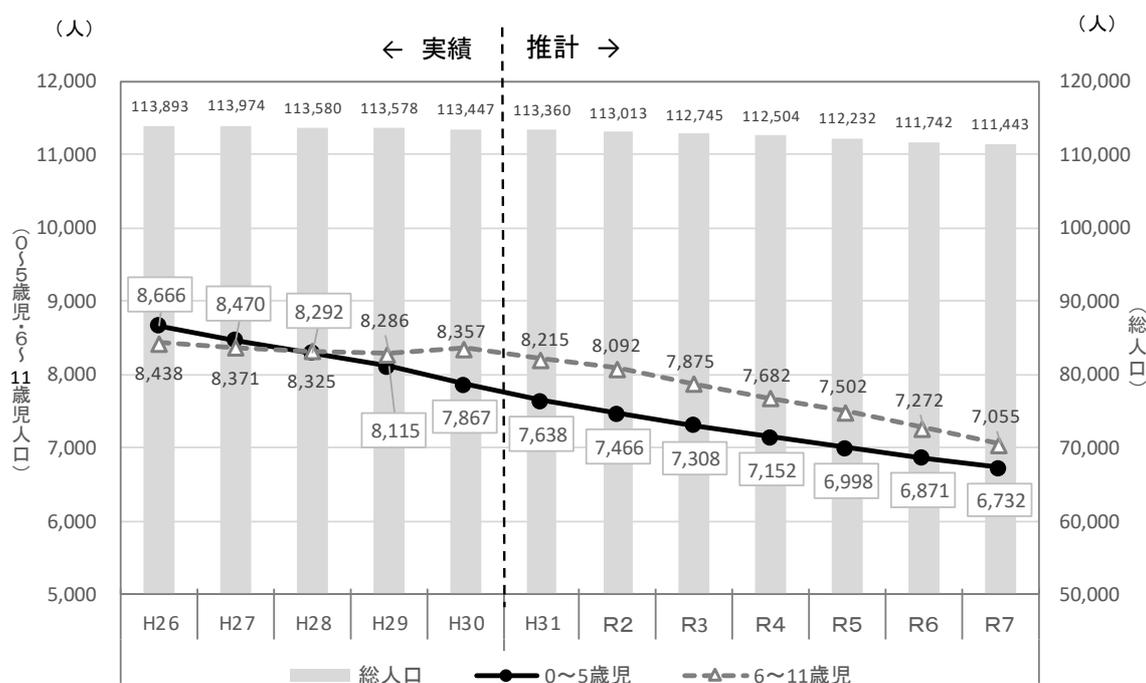


(4) 児童人口の推計結果

計画の目標年度である令和6年度を含む7年度までの人口推計結果は以下の通りです。
0歳から11歳までの子どもの将来推計人口は、年々減少していくことが見込まれます。

	計画期間						
	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	1,265	1,214	1,192	1,169	1,157	1,140	1,122
1歳児	1,272	1,268	1,217	1,195	1,172	1,160	1,143
2歳児	1,282	1,236	1,232	1,182	1,160	1,137	1,125
3歳児	1,276	1,263	1,218	1,214	1,164	1,142	1,119
4歳児	1,272	1,248	1,235	1,191	1,187	1,138	1,116
5歳児	1,271	1,237	1,214	1,201	1,158	1,154	1,107
6歳児(小1)	1,354	1,251	1,218	1,195	1,182	1,139	1,135
7歳児(小2)	1,367	1,350	1,247	1,214	1,191	1,178	1,135
8歳児(小3)	1,355	1,363	1,346	1,243	1,210	1,187	1,174
9歳児(小4)	1,364	1,340	1,348	1,331	1,229	1,197	1,174
10歳児(小5)	1,420	1,373	1,348	1,356	1,339	1,237	1,205
11歳児(小6)	1,355	1,415	1,368	1,343	1,351	1,334	1,232
0～11歳児計	15,853	15,558	15,183	14,834	14,500	14,143	13,787
0～5歳児計	7,638	7,466	7,308	7,152	6,998	6,871	6,732
6～11歳児計	8,215	8,092	7,875	7,682	7,502	7,272	7,055

図 人口の推移(将来推計含む)



区域別児童数の推計

【おおむね浦添中学校区】

各年4月1日 単位：人

おおむね浦添中	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	325	312	307	300	298	294	288
1歳児	330	330	316	312	305	303	299
2歳児	334	319	320	306	302	295	292
3歳児	334	324	311	311	297	293	286
4歳児	316	320	310	298	298	285	280
5歳児	310	310	313	305	292	292	280
6歳児(小1)	374	327	326	328	320	306	307
7歳児(小2)	346	359	314	313	315	308	294
8歳児(小3)	325	349	361	315	315	318	312
9歳児(小4)	335	325	348	360	314	314	318
10歳児(小5)	322	342	330	355	367	321	321
11歳児(小6)	334	325	345	332	357	369	323
0～11歳児計	3,985	3,942	3,901	3,835	3,780	3,698	3,600
0～5歳児計	1,949	1,915	1,877	1,832	1,792	1,762	1,725
6～11歳児計	2,036	2,027	2,024	2,003	1,988	1,936	1,875

【おおむね仲西中学校区】

各年4月1日 単位：人

おおむね仲西中	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	366	351	345	338	334	330	324
1歳児	359	363	349	342	336	332	327
2歳児	381	356	360	347	340	333	330
3歳児	374	373	348	352	339	332	325
4歳児	352	371	370	344	349	335	329
5歳児	367	331	350	348	325	329	316
6歳児(小1)	348	345	312	330	328	306	310
7歳児(小2)	389	347	344	311	328	327	304
8歳児(小3)	392	379	337	334	303	321	319
9歳児(小4)	389	387	374	332	329	298	316
10歳児(小5)	445	386	383	370	328	325	295
11歳児(小6)	408	432	374	373	360	319	316
0～11歳児計	4,570	4,421	4,246	4,121	3,999	3,887	3,811
0～5歳児計	2,199	2,145	2,122	2,071	2,023	1,991	1,951
6～11歳児計	2,371	2,276	2,124	2,050	1,976	1,896	1,860

【おおむね神森中学校区】

各年4月1日 単位：人

おおむね神森中	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	185	178	174	171	169	166	165
1歳児	190	187	179	176	172	170	168
2歳児	183	183	179	171	168	165	163
3歳児	178	182	181	178	170	167	164
4歳児	182	172	176	176	172	165	161
5歳児	195	183	174	177	176	173	166
6歳児(小1)	198	193	181	172	176	175	171
7歳児(小2)	217	207	201	189	179	182	181
8歳児(小3)	188	215	206	199	186	176	179
9歳児(小4)	212	188	215	206	200	186	177
10歳児(小5)	193	213	191	217	207	202	188
11歳児(小6)	194	195	215	192	219	209	204
0～11歳児計	2,315	2,296	2,272	2,224	2,194	2,136	2,087
0～5歳児計	1,113	1,085	1,063	1,049	1,027	1,006	987
6～11歳児計	1,202	1,211	1,209	1,175	1,167	1,130	1,100

【おおむね港川中学校区】

各年4月1日 単位：人

おおむね港川中	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	212	203	199	196	194	191	188
1歳児	226	211	203	198	195	193	190
2歳児	194	216	201	194	189	185	183
3歳児	206	196	219	203	195	191	187
4歳児	236	205	195	217	202	194	191
5歳児	225	236	205	195	217	202	194
6歳児(小1)	255	222	232	202	191	212	198
7歳児(小2)	243	258	224	234	205	194	215
8歳児(小3)	267	252	267	234	243	212	200
9歳児(小4)	259	261	247	262	229	239	207
10歳児(小5)	272	260	262	247	263	229	239
11歳児(小6)	243	280	268	269	254	270	235
0～11歳児計	2,838	2,800	2,722	2,651	2,577	2,512	2,427
0～5歳児計	1,299	1,267	1,222	1,203	1,192	1,156	1,133
6～11歳児計	1,539	1,533	1,500	1,448	1,385	1,356	1,294

【浦西中学校区】

各年4月1日 単位：人

浦西中	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
0歳児	177	170	167	164	162	159	157
1歳児	167	177	170	167	164	162	159
2歳児	190	162	172	164	161	159	157
3歳児	184	188	159	170	163	159	157
4歳児	186	180	184	156	166	159	155
5歳児	174	177	172	176	148	158	151
6歳児(小1)	179	164	167	163	167	140	149
7歳児(小2)	172	179	164	167	164	167	141
8歳児(小3)	183	168	175	161	163	160	164
9歳児(小4)	169	179	164	171	157	160	156
10歳児(小5)	188	172	182	167	174	160	162
11歳児(小6)	176	183	166	177	161	167	154
0～11歳児計	2,145	2,099	2,042	2,003	1,950	1,910	1,862
0～5歳児計	1,078	1,054	1,024	997	964	956	936
6～11歳児計	1,067	1,045	1,018	1,006	986	954	926

3 量の見込みと確保方策について

3-1 量の見込みと確保方策検討の視点

(1) 待機児童解消に向けた取り組みの推進

本市においては、認可保育所の創設や増改築等により入所定員を確保し、待機児童は大幅に減少しました。また、令和元年10月から開始した「幼児教育・保育の無償化」による教育・保育ニーズの増加も一定程度想定されることから、今後もニーズを踏まえた提供体制の確保や子育て支援に努めていきます。

また、令和2年度末までに待機児童の解消が求められている中、待機児童がみられる3号認定の教育・保育の確保方策については、引きつづき施設整備や保育士確保などの取り組みを進めていきます。

(2) 就学前児童を預かる公立施設に求められる役割や今後の在り方の検討

就学前は生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期で、幼稚園、保育所、認定こども園などでは、質の高い幼児教育や保育を提供することが求められています。

公立の就学前施設については、地域の私立施設と連携しながら子育ての支援を行う施設として、社会情勢の変化や保護者の多様なニーズに対応できるよう、公立施設の役割や今後の在り方を検討していきます。

3-2 認定区分別量の見込みと確保方策

(1) 1号認定（3～5歳児）

令和2年度の1号認定（3歳～5歳児）の量の見込み669人に対し、確保方策（提供量）は合計で878人となっており、必要量を確保できる見込みとなっています。その後も現在の提供体制を維持していくことで、必要量を確保していきます。

次ページ表中の「(2号)教育ニーズ」は、保護者の就労などの理由により保育を必要とする2号認定に区分されることが見込まれるもののうち、幼稚園や認定こども園の利用希望が強いと想定されるニーズ量を表しています。その量の見込みは令和2年度で553人に対する確保方策は合計735人となっており、必要量を確保できる見込みとなっています。引き続き幼稚園での預かり保育や認定こども園への移行の中で、2号認定の教育ニーズに対応していくものとします。

■ 1号認定（3～5歳児）

1号認定			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
			1号	(2号)教育ニーズ									
量の見込み①			669	553	656	544	654	541	637	528	632	523	
確保の内容	特定教育・保育施設	公立幼稚園	か所	5	3	3	3	3	3	3	3	3	
			人	347	303	190	180	190	180	190	180	190	180
	私立幼稚園	か所											
		人											
	公立認定こども園	か所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
		人	90	130	90	130	90	130	90	130	90	130	
	私立認定こども園 (公私連携含む)	か所	13	16	16	16	16	16	16	16	16	16	
		人	344	220	532	467	532	487	532	507	532	507	
	確認を受けない幼稚園	か所	1										
		人	97	82									
計②		人	878	735	812	777	812	797	812	817	812	817	
過不足数(②-①)			人	209	182	156	233	158	256	175	289	180	294

(2) 2号認定（3～5歳児の保育ニーズ）

2号認定について、量の見込みは減少傾向で推移することが想定されていますが、ニーズは依然高い状況にあります。量の見込みに対して施設面では認可保育園の整備、公立幼稚園の認定こども園への移行、認定こども園の保育ニーズ枠の活用、認可外保育施設の認可保育園への整備を図り、必要量が確保できる見通しとなっています。

■ 2号認定（3～5歳児）

2号認定 保育ニーズ			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
			保育ニーズ					
量の見込み①			2,317	2,275	2,264	2,207	2,190	
確保の内容	特定教育・保育施設	公立保育所	か所	3	3	3	3	3
			人	238	238	238	238	238
	私立保育園	か所	22	23	23	23	23	
		人	1,330	1,375	1,375	1,375	1,375	
	私立認定こども園 (公私連携含む)	か所	13	16	16	16	16	
		人	706	686	666	646	646	
	認可外保育施設 (認可施設への移行予定)	か所	1					
人		45						
計②		人	2,319	2,299	2,279	2,259	2,259	
過不足数(②-①)			人	2	24	15	52	69

(3) 3号認定 (0～2歳児)

3号認定について、量の見込みは減少傾向で推移することが想定されていますが、ニーズは依然高い状況にあります。認可保育園の創設、特定地域型保育事業での定員確保、認可外保育施設の認可保育園への整備、認定こども園移行時の低年齢児の定員調整等により、3歳未満児の受入を拡充します。加えて、待機児童の中心となっている1、2歳児の受け入れを拡充するために、保育園等において0歳児の定員枠と調整を随時行い、1、2歳児の受け入れ体制を強化していきます。また、保育士不足により定員まで受け入れが行われていない園も見受けられることから、処遇・職場環境の改善を働きかけるとともに、保育士養成事業や沖縄県の人材確保に向けた事業の活用等を図り人材の確保に努めます。

■ 3号認定 (0～2歳児)

3号認定			令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
			2・1歳	0歳									
量の見込み①			1,917	443	1,876	436	1,821	426	1,785	423	1,759	416	
確保の内容	特定教育・保育施設	公立保育所	か所	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
			人	124	18	124	18	124	18	124	18	124	18
		私立保育園	か所	22	23	23	23	23	23	23	23	23	23
			人	1,109	251	1,097	275	1,049	299	1,025	311	1,007	320
		認定こども園 私立(公私連携含む) (3号枠)	か所	13	16	16	16	16	16	16	16	16	16
			人	369	132	409	132	409	132	409	132	409	132
	特定地域型保育事業	小規模保育	か所	17	17	17	17	17	17	17	17	17	
			人	254	67	254	67	254	67	254	67	254	67
		家庭的保育	か所										
			人										
		居宅訪問型保育	か所										
			人										
	事業所内保育	か所	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
人		19	10	19	10	19	10	19	10	19	10		
認可外保育施設 (認可施設への移行予定)	か所	2											
	人	44	6										
計②		人	1,919	484	1,903	502	1,855	526	1,831	538	1,813	547	
過不足数(②-①)		人	2	41	27	66	34	100	46	115	54	131	

■提供区域別教育・保育の見込みと確保方策

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

※幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるニーズ

市全体	令和2年度 (推計児童数: 7,466 人のうち)					令和3年度 (推計児童数: 7,308 人のうち)					令和4年度 (推計児童数: 7,152 人のうち)					令和5年度 (推計児童数: 6,998 人のうち)					令和6年度 (推計児童数: 6,871 人のうち)					
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		
		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	教育ニーズ※
①量の見込み (必要利用定員総数)	669人	2,870人		2,360人		656人	2,819人		2,312人		654人	2,805人		2,247人		637人	2,735人		2,208人		632人	2,713人		2,175人		
		553	2,317	1,917	443		544	2,275	1,876	436		541	2,264	1,821	426		528	2,207	1,785	423		523	2,190	1,759	416	
②確保の内容	878人	3,054人		2,403人		812人	3,076人		2,405人		812人	3,076人		2,381人		812人	3,076人		2,369人		812人	3,076人		2,360人		
		735	2,319	1,919	484		777	2,299	1,903	502		797	2,279	1,855	526		817	2,259	1,831	538		817	2,259	1,813	547	
特定 教育 施設・ 保育 施設	保育所			1,568	1,233	269			1,613	1,221	293			1,613	1,173	317			1,613	1,149	329			1,613	1,131	338
	幼稚園	347	303				190	180				190	180				190	180				190	180			
	認定こども園	434	350	706	369	132	622	597	686	409	132	622	617	666	409	132	622	637	646	409	132	622	637	646	409	132
	確認を受けない幼稚園	97	82																							
	特定地域型保育事業 (小規模・事業所内)				273	77				273	77				273	77				273	77				273	77
	認可外保育施設 (認可施設への移行予定)			45	44	6																				
②-①	209	182	2	2	41	156	233	24	27	66	158	256	15	34	100	175	289	52	46	115	180	294	69	54	131	

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

※幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるニーズ

浦添中学校区	令和2年度 (推計児童数: 1,915 人のうち)					令和3年度 (推計児童数: 1,877 人のうち)					令和4年度 (推計児童数: 1,832 人のうち)					令和5年度 (推計児童数: 1,792 人のうち)					令和6年度 (推計児童数: 1,762 人のうち)					
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		
		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	教育ニーズ※
①量の見込み (必要利用定員総数)	170人	731人		611人		168人	722人		599人		167人	716人		582人		162人	696人		573人		161人	693人		564人		
		141	590	497	114		139	583	487	112		138	578	473	109		134	562	464	109		134	559	457	107	
②確保の内容	156人	729人		610人		125人	745人		604人		125人	745人		598人		125人	745人		595人		125人	745人		592人		
		139	590	499	111		155	590	487	117		165	580	475	123		165	580	469	126		165	580	463	129	
特定 教育 施設・ 保育 施設	保育所			560	454	100			560	442	106			560	430	112			560	424	115			560	418	118
	幼稚園	66	39																							
	認定こども園	90	100	30			125	155	30			125	165	20			125	165	20			125	165	20		
	確認を受けない幼稚園																									
	特定地域型保育事業 (小規模・事業所内)				45	11				45	11				45	11				45	11				45	11
	認可外保育施設 (認可施設への移行予定)																									
②-①	▲14	▲2	0	2	▲3	▲43	16	7	0	5	▲42	27	2	2	14	▲37	31	18	5	17	▲36	31	21	6	22	

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

※幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるニーズ

仲西中学校区	令和2年度(推計児童数: 2,145 人のうち)					令和3年度(推計児童数: 2,122 人のうち)					令和4年度(推計児童数: 2,071 人のうち)					令和5年度(推計児童数: 2,023 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 1,991 人のうち)					
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		
		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	教育ニーズ※
①量の見込み (必要利用定員総数)	192人	824人		679人		191人	818人		670人		191人	820人		651人		184人	792人		639人		184人	790人		630人		
		159	665	551	128		158	660	544	126		158	662	528	123		153	639	517	122		152	638	510	120	
②確保の内容	198人	805人		694人		198人	805人		688人		198人	805人		682人		198人	805人		679人		198人	805人		676人		
		147	658	560	134		167	638	548	140		172	633	536	146		192	613	530	149		192	613	524	152	
特定 教育 施設・ 保育 施設	保育所			298	248	36			343	260	48			343	248	54			343	242	57			343	236	60
	幼稚園	58	47				58	47				58	47				58	47				58	47			
	認定こども園	140	100	315	144	51	140	120	295	144	51	140	125	290	144	51	140	145	270	144	51	140	145	270	144	51
	確認を受けない幼稚園																									
	特定地域型保育事業 (小規模・事業所内)				144	41				144	41				144	41				144	41				144	41
	認可外保育施設 (認可施設への移行予定)			45	24	6																				
②-①	6	▲12	▲7	9	6	7	9	▲22	4	14	7	14	▲29	8	23	14	39	▲26	13	27	14	40	▲25	14	32	

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

※幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるニーズ

神森中学校区	令和2年度(推計児童数: 1,085 人のうち)					令和3年度(推計児童数: 1,063 人のうち)					令和4年度(推計児童数: 1,049 人のうち)					令和5年度(推計児童数: 1,027 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 1,006 人のうち)					
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		
		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	教育ニーズ※
①量の見込み (必要利用定員総数)	96人	411人		348人		94人	404人		338人		94人	404人		328人		93人	398人		323人		91人	393人		317人		
		79	332	283	65		78	326	274	64		78	326	266	62		77	321	261	62		76	317	256	61	
②確保の内容	186人	586人		372人		182人	586人		366人		182人	586人		363人		182人	586人		360人		182人	586人		357人		
		212	374	299	73		212	374	287	79		212	374	281	82		212	374	275	85		212	374	269	88	
特定 教育 施設・ 保育 施設	保育所			293	213	46			293	201	52			293	195	55			293	189	58			293	183	61
	幼稚園																									
	認定こども園	89	130	81	50	24	182	212	81	70	24	182	212	81	70	24	182	212	81	70	24	182	212	81	70	24
	確認を受けない幼稚園	97	82																							
	特定地域型保育事業 (小規模・事業所内)				16	3				16	3				16	3				16	3				16	3
	認可外保育施設 (認可施設への移行予定)			20																						
②-①	90	133	42	16	8	88	134	48	13	15	88	134	48	15	20	89	135	53	14	23	91	136	57	13	27	

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

※幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるニーズ

港川中学校区	令和2年度(推計児童数: 1,267 人のうち)					令和3年度(推計児童数: 1,222 人のうち)					令和4年度(推計児童数: 1,203 人のうち)					令和5年度(推計児童数: 1,192 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 1,156 人のうち)					
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		
		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	教育ニーズ※
①量の見込み (必要利用定員総数)	114人	487人		400人		112人	482人		382人		108人	462人		372人		110人	472人		365人		107人	457人		360人		
		94	393	326	74		93	389	309	73		89	373	300	72		91	381	294	71		88	369	290	70	
②確保の内容	250人	491人		349人		219人	497人		369人																	
		150	341	270	79		156	341	290	79		161	336	290	79		161	336	290	79		161	336	290	79	
特定 保育 施設	保育所			61	56	9			61	56	9			61	56	9			61	56	9			61	56	9
	幼稚園	135	130				44	46				44	46				44	46				44	46			
	認定こども園	115	20	280	175	57	175	110	280	195	57	175	115	275	195	57	175	115	275	195	57	175	115	275	195	57
確認を受けない幼稚園																										
特定地域型保育事業 (小規模・事業所内)				39	13				39	13				39	13				39	13				39	13	
認可外保育施設 (認可施設への移行予定)																										
②-①	136	56	▲52	▲56	5	107	63	▲48	▲19	6	111	72	▲37	▲10	7	109	70	▲45	▲4	8	112	73	▲33	0	9	

⇒計画期間における量の見込み・確保の内容

※幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるニーズ

浦西中学校区	令和2年度(推計児童数: 1,054 人のうち)					令和3年度(推計児童数: 1,024 人のうち)					令和4年度(推計児童数: 997 人のうち)					令和5年度(推計児童数: 964 人のうち)					令和6年度(推計児童数: 956 人のうち)					
	3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		3-5歳: 学校教育のみ (1号)	3-5歳: 保育の必要性 あり(2号)		0-2歳: 保育の必要性 あり(3号)		
		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳		教育ニーズ※	左記以外 (保育ニーズ)	2・1歳	0歳	教育ニーズ※
①量の見込み (必要利用定員総数)	97人	417人		322人		91人	393人		323人		94人	403人		314人		88人	377人		308人		89人	380人		304人		
		80	337	260	62		76	317	262	61		78	325	254	60		73	304	249	59		73	307	246	58	
②確保の内容	88人	443人		378人		88人	443人		378人		88人	443人		369人		88人	443人		366人		88人	443人		366人		
		87	356	291	87		87	356	291	87		87	356	273	96		87	356	267	99		87	356	267	99	
特定 保育 施設	保育所			356	262	78			356	262	78			356	244	87			356	238	90			356	238	90
	幼稚園	88	87				88	87				88	87				88	87				88	87			
	認定こども園																									
確認を受けない幼稚園																										
特定地域型保育事業 (小規模・事業所内)				29	9				29	9				29	9				29	9				29	9	
認可外保育施設 (認可施設への移行予定)																										
②-①	▲9	7	19	31	25	▲3	11	39	29	26	▲6	9	31	19	36	0	14	52	18	40	▲1	14	49	21	41	

3-3 教育・保育事業の施設ごとの確保方策について

(1) 特定教育・保育施設

1) 認可保育所

①公立保育所

- ・市内の公立保育所3園については、引き続き保育の質の向上を図りつつ、地域や多様化する保護者のニーズに合った保育を提供するとともに、待機児童の解消が求められる低年齢児と他の年齢の定員枠の調整を図り、受け入れ体制を確保していきます。また、公立施設としての役割や今後の在り方等について検討していきます。

②私立保育園

- ・令和元年度から令和2年度にかけて、認可保育園の創設、認可外保育施設の認可保育園に向けた整備により定員を確保していきます。待機児童の解消が求められる低年齢児と他の年齢の定員枠の調整を図り、保護者のニーズに応じた受け入れ体制を確保していきます。
- ・保育士の確保については、処遇や職場環境の改善を働きかけるとともに、保育士養成事業や沖縄県の人材確保に向けた事業の活用等を図り人材の確保に努めます。

○以下の内容を想定

<施設数の増を伴うもの>

- a. 創設 : 1か所、137名増(令和2年度開所予定)
- b. 認可外保育施設からの認可化移行 : 1か所、75名増(令和3年度開所予定)

計 : 2か所の施設増、212名の定員増

<年齢間の定員調整による1、2歳児の定員枠確保>

- c. 年齢間の定員枠調整による1、2歳児の定員の確保



2) 幼稚園

①公立幼稚園

- ・市内の公立幼稚園 11 園については、平成 30 年度から年次的に認定こども園へ移行する計画となっており、令和 2 年度には 3 園が、令和 3 年度には 2 園が認定こども園として開園する予定となっています。

※認定こども園への移行状況（第 1 期計画～令和 3 年度の間に決定、公表した園）

※公私連携は、法人が設置運営を行う施設で、私立に区分されます。

園名	平成 30 年度	平成 31(令和元)年度	令和 2 年度(予定)	令和 3 年度(予定)
浦添		浦添こども園(公立)		
仲西	仲西こども園(公私連携)			
神森		神森こども園(公私連携)		
浦城			浦城こども園(公私連携)	
牧港				
当山				
内間			内間こども園(公立)	
港川				港川こども園(公私連携)
宮城				
沢岬				沢岬こども園(公私連携)
前田			前田こども園(公私連携)	

- ・牧港幼稚園、当山幼稚園、宮城幼稚園については、3 年保育や年少児の預かり保育の受入枠の拡充により、2 号認定の教育ニーズ受け入れ体制を強化します。
- ・公立施設としての役割や今後の在り方等について検討していきます。

3) 認定こども園

①公立認定こども園

- ・公立の認定こども園については、令和元年度 1 園での実施となっており、令和 2 年度には内間幼稚園からの移行により 2 園となります。
- ・特定地域型保育事業の連携施設としての役割を担うとともに、公立施設としての役割や今後の在り方等について検討していきます。

②私立認定こども園

- ・令和元年度現在 10 園となっていますが、令和 2 年度以降についても幼稚園等から認定こども園への移行を予定しています。3 歳児をはじめ、0 歳児や 1、2 歳児といった低年齢児の受け入れ等、提供体制の拡充を検討していきます。

4) 確認を受けない（新制度に移行しない）幼稚園

- ・市内の私立幼稚園（1園）については、令和3年度以降、認定こども園として開園予定となっていることから、確保方策について令和3年度からは認定こども園へ計上していません。

5) 特定地域型保育事業

①小規模保育事業（定員規模：定員6人以上、19人以下、0～2歳児対象）

- ・2歳児までが事業の対象となっており、保育内容の支援及び卒園後（3歳児）の受け皿の役割を担う「連携施設」を設定することが求められています。引き続き、連携施設が確保できるよう支援を行います。

②家庭的保育事業（保育者の自宅などで少人数（定員5人以下）を対象にきめ細かな保育を行う事業）

- ・現時点で実施の予定はなく、今後、必要に応じて検討を行います。

③居宅訪問型保育事業（保育士等が児童の居宅を訪問して保育を行う事業）

- ・現時点で実施の予定はなく、今後、必要に応じて検討を行います。

④事業所内保育事業（従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業）

- ・市内事業所等に対し、ニーズの状況を踏まえ、地域枠の確保などの働きかけを行います。

6) 認可外保育施設

※市町村又は県が一定の基準に基づき運営支援を行っている認可外保育施設

- ・現在、1施設が認可化に向けた取り組みを進めています。当該認可外保育施設については、確保方策の対象施設として計上していきます。
- ・令和3年度私立保育園として開園予定となっていることから、確保方策について令和3年度からは保育所へ計上しています。

○認可外保育施設：1か所を認可化支援（令和3年度私立保育園へ） 計 75人

3-4 地域子ども・子育て支援事業の確保方策について

①延長保育事業（時間外保育事業）

■事業の概要

- ・保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。
- ・延長保育については、市内の認可保育所(園)全園、認定こども園、特定地域型保育施設で実施されています。

■量の見込みと確保方策 ※利用実人数

区域	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
市全域 (合計)	①量の見込み	1,453	1,422	1,392	1,362	1,337
	②確保の内容	1,453	1,422	1,392	1,362	1,337
	②-①	0	0	0	0	0
浦添中学校区	①量の見込み	373	362	354	346	340
	②確保の内容	373	362	354	346	340
	②-①	0	0	0	0	0
仲西中学校区	①量の見込み	416	388	380	372	365
	②確保の内容	416	388	380	372	365
	②-①	0	0	0	0	0
神森中学校区	①量の見込み	251	255	251	245	240
	②確保の内容	251	255	251	245	240
	②-①	0	0	0	0	0
港川中学校区	①量の見込み	203	220	216	212	208
	②確保の内容	203	220	216	212	208
	②-①	0	0	0	0	0
浦西中学校区	①量の見込み	210	197	191	187	184
	②確保の内容	210	197	191	187	184
	②-①	0	0	0	0	0

- 保護者の就労形態・就労時間の多様化に伴う延長保育ニーズに対応するため、量の見込みと同数を確保内容として設定します。
- 延長保育を実施している保育所等において、引き続き提供体制の確保に努め、今後新設される施設の開所に併せて、延長保育事業が実施されるよう働きかけを行います。
- ◎各区域においても、今後の量の見込みに対して提供量が確保できる見込みとなっています。

②放課後児童健全育成事業（放課後児童(学童)クラブ）

■事業の概要

・保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みと確保方策 ※実人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
市 全 域 （ 合 計 ）	① 量 の 見 込 み	1年生	679	657	634	632	604
		2年生	582	563	544	542	519
		3年生	398	385	372	368	355
		4年生	288	277	268	265	255
		5年生	161	156	151	149	143
		6年生	83	80	77	77	75
	計	2,191	2,118	2,046	2,033	1,951	
	②確保の内容	2,289	2,289	2,289	2,289	2,289	
	(※ひまわり学童クラブ) ③確保の内容	20	20	20	20	20	
	②+③-①	118	191	263	276	358	

※ひまわり学童クラブについては校区の制限なし

◎量の見込みについては、小学生のアンケート結果をもとに算出しています。

（低学年）

＝推計児童数×（「現在放課後児童(学童)クラブを週4日以上利用している児童」割合＋「利用したいが料金など何らかの理由で利用していない割合」）

（高学年）

「現在放課後児童(学童)クラブを週4日以上希望している児童」割合（12.5%）を推計児童数にかけ合わせ算出

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童(学童)クラブ）の量の見込みに対し、児童の利便性や移動の安全性を踏まえ多様な体験・活動を行うことができるよう充実を図っていきます。公的施設を活用しながら令和2年度新設のクラブ6か所を加え、61か所での実施を予定しています。（令和元年度：55か所。ひまわり学童含む）
- 今後、待機児童が生じないよう利用状況やニーズを踏まえ、支援員の確保支援等を行い、提供体制の確保に努めます。
- 放課後児童(学童)クラブ及び放課後子ども教室を一体的に又は連携実施を目指し、関係機関との調整を図ります。
- ◎各小学校区の量の見込みの算出に当たっては、浦添市全域における量の見込みの数値を各小学校区の利用者数で按分し算出しました。
- ◎小学校区別量の見込みと確保方策についてみると、本計画スタート時は浦添小学校区、宮城小学校区、仲西小学校区、浦城小学校区、当山小学校区で量の見込みに対し提供量が不足していますが、近隣の放課後児童クラブ連携・調整のもとに送迎することや、放課後子ども教室の活用などを検討し対応していきます。

■小学校区別量の見込みと確保方策 ※実人数

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浦添小	①量の見込み	1年生	53	52	50	50	47
		2年生	49	48	46	46	44
		3年生	36	35	34	33	32
		4年生	21	20	19	19	18
		5年生	9	8	8	8	8
		6年生	8	7	7	7	7
		計	176	170	164	163	156
	②確保の内容	169	169	169	169	169	
②-①	▲ 7	▲ 1	5	6	13		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
前田小	①量の見込み	1年生	54	53	51	51	48
		2年生	37	36	35	34	33
		3年生	24	23	22	22	21
		4年生	10	9	9	9	9
		5年生	2	2	2	2	2
		6年生	0	0	0	0	0
		計	127	123	119	118	113
	②確保の内容	160	160	160	160	160	
②-①	33	37	41	42	47		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
沢岷小	①量の見込み	1年生	67	64	62	62	59
		2年生	60	57	56	56	53
		3年生	41	40	39	38	37
		4年生	34	33	31	31	30
		5年生	4	4	4	4	4
		6年生	11	11	10	10	10
		計	217	209	202	201	193
	②確保の内容	225	225	225	225	225	
②-①	8	16	23	24	32		
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
宮城小	①量の見込み	1年生	100	97	93	93	89
		2年生	87	84	81	81	78
		3年生	59	57	55	55	52
		4年生	44	42	41	40	39
		5年生	27	26	25	25	24
		6年生	19	18	18	17	17
		計	336	324	313	311	299
	②確保の内容	315	315	315	315	315	
②-①	▲ 21	▲ 9	2	4	16		

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
仲西小	①量の見込み	1年生	29	27	26	26	25
		2年生	19	18	17	17	17
		3年生	16	16	15	15	15
		4年生	8	7	7	7	7
		5年生	12	12	12	12	10
		6年生	4	4	4	4	4
		計	88	84	81	81	78
②確保の内容		84	84	84	84	84	
②-①		▲4	0	3	3	6	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
浦城小	①量の見込み	1年生	102	99	96	95	91
		2年生	74	72	69	69	66
		3年生	50	48	47	47	45
		4年生	42	41	40	39	38
		5年生	27	26	25	25	24
		6年生	14	14	13	13	12
		計	309	300	290	288	276
②確保の内容		308	308	308	308	308	
②-①		▲1	8	18	20	32	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
神森小	①量の見込み	1年生	66	65	62	62	59
		2年生	62	60	58	57	55
		3年生	46	44	43	42	41
		4年生	48	46	45	44	43
		5年生	25	24	23	23	22
		6年生	13	13	12	13	12
		計	260	252	243	241	232
②確保の内容		267	267	267	267	267	
②-①		7	15	24	26	35	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
内間小	①量の見込み	1年生	48	46	45	45	44
		2年生	52	51	49	49	46
		3年生	26	25	24	24	23
		4年生	21	20	19	19	18
		5年生	19	18	17	17	16
		6年生	0	0	0	0	0
		計	166	160	154	154	147
②確保の内容		205	205	205	205	205	
②-①		39	45	51	51	58	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
牧港小	①量の見込み	1年生	50	48	47	46	44
		2年生	27	26	25	25	24
		3年生	15	15	14	14	14
		4年生	16	16	16	16	14
		5年生	11	11	10	10	10
		6年生	8	7	7	7	7
		計	127	123	119	118	113
②確保の内容		132	132	132	132	132	
②-①		5	9	13	14	19	

			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
港川小	① 量の 見込み	1年生	27	26	25	25	24
		2年生	36	35	34	34	32
		3年生	28	27	26	26	25
		4年生	18	18	17	17	16
		5年生	13	13	13	12	12
		6年生	3	3	3	3	3
		計	125	122	118	117	112
②確保の内容		168	168	168	168	168	
②-①		43	46	50	51	56	
			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
当山小	① 量の 見込み	1年生	83	80	77	77	74
		2年生	79	76	74	74	71
		3年生	57	55	53	52	50
		4年生	26	25	24	24	23
		5年生	12	12	12	11	11
		6年生	3	3	3	3	3
		計	260	251	243	241	232
②確保の内容		256	256	256	256	256	
②-①		▲ 4	5	13	15	24	

③地域子育て支援拠点事業

■事業の概要

- ・公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行う事業です。（交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、親育ち・子育て支援に関する講習等）
- ・より多くの方に利用してもらえるよう、子育て支援センター1か所を大型商業施設内に移設しました。

■量の見込みと確保方策 ※年間延べ利用者数(組)と実施箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	40,476 (人回)	39,636 (人回)	38,604 (人回)	37,980 (人回)	37,416 (人回)
②確保の内容	7 (か所)				

- 確保の内容は地域子育て支援拠点事業の実施箇所の数を示しています。子育て支援センター（3か所）、つどいの広場（4か所）の合計7か所での提供体制を維持し、必要量を確保していくものとします。
- 地域ボランティアや利用者支援事業と連携を図り、子育て支援の充実を目指すとともに、各拠点の利用を促進します。

④一時預かり事業

<幼稚園型：幼稚園、認定こども園の在園児を対象とした預かり保育>

■事業の概要

・預かり保育については、保護者の就労等により、教育課程に係る教育時間終了後に保育を行う事業です。

■量の見込みと確保方策 ※延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	146,544	143,870	143,152	139,511	138,436
1号認定による利用	人日 4,516	4,419	4,345	4,228	4,138
2号認定による利用	人日 142,028	139,451	138,807	135,283	134,298
②確保の内容	146,544	143,870	143,152	139,511	138,436
②-①	0	0	0	0	0
箇所数	12	13	13	13	13

※2号認定による利用について、国から補正の考えが示され、作業の手引きより算出された量の見込みから、「日常的・緊急時などに祖父母などに見てもらえる」と回答した方を控除し補正を図っています。

- 幼稚園及び認定こども園における在園児を対象としている事業となっていることから、量の見込みに対する提供量は確保できる見込みです。1号認定の一時的な預かりについては、年間の実利用者数は250～270人程度（1人当たりの利用は16日程度）と想定し、利用実績を踏まえ、必要な提供量を確保していきます。
- 2号認定による年間の実利用者数については520～550人程度（1人当たりの利用は256日程度）と想定し、必要量を確保していきます。
- 幼稚園から認定こども園へ移行しても継続して実施していくものとして提供体制を確保します。

<上記幼稚園等以外での預かり>

（保育所等での一時保育、病児・緊急対応強化型事業を除くファミリー・サポート・センター事業）

■事業の概要

・保育所等での一時預かり事業については、保護者の就労、疾病等で、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間、保育所（園）その他の場所において一時的に預かる事業です。本市では、実施保育所（園）の自主事業として実施されています。

- ・ファミリー・サポート・センター事業については、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（おねがい会員）と、援助を行うことを希望する者（まかせて会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。（相互援助活動の例：子どもの預かり、送迎など。）

■量の見込みと確保方策 ※延べ利用者数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み		人日	2,300	2,250	2,202	2,153	2,113
②確保の内容	一時預かり(幼稚園型)を除く	か所	9	9	9	9	9
		人日	2,300	2,300	2,300	2,300	2,300
	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業を除く])	人日	3,482	3,482	3,482	3,482	3,482

- 保育所等の実施園やファミリー・サポート・センター事業の利用を促進するなどして量の見込みの確保に努めます。
- 保育所等での一時預かりについては、安心して利用できるよう現状の提供体制の維持や保育士の確保を促進し、実施園の拡充に向けて働きかけを行います。
- ファミリー・サポート・センター事業の利用を促進するとともに、多様なニーズに対応していくため、担い手となる会員（特にまかせて会員）の養成・確保に向けて取り組みを進めます。

⑤病児保育事業

■事業の概要

- ・保育所（園）へ通所中の児童等が、病期中若しくは病気回復期にあり、自宅での養育を余儀なくされる期間、病院等において児童等を一時預かる事業です。保護者の子育てと就労の両立を支援し、併せて児童の健全育成を目的とします。

■量の見込みと確保方策 ※延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,292 (人日)				
②確保の内容	1,292 (人日)				
②-①	0 (人日)				

※量の見込みについては、令和元年度の4月～12月の実績値より算出。受け入れ延べ人数＋キャンセル延べ件数など、申し込み件数を合計し月平均を算出（101人：月の延べ人数）。それを年換算した1,212

人にファミリー・サポート・センター事業の病児預かりの令和元年度に想定される利用者数 80 人を加え 1,292 人と設定した。

○市内での提供体制の確保が課題となっており、現在はファミリー・サポート・センター事業や市外施設の利用を促進しながら、市内でのサービスの提供体制の確保を目指すものとします。

⑥ファミリー・サポート・センター事業

■事業の概要

・子どもの保育や送迎などの子育てを援助してほしい人（おねがい会員）と子育てを援助したい人（まかせて会員）とを結び、保育等の助け合いを行う事業です。

■量の見込みと確保方策（就学児のみ） ※延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,900（人日）	1,900（人日）	1,900（人日）	1,900（人日）	1,900（人日）
②確保の内容	1,900（人日）	1,900（人日）	1,900（人日）	1,900（人日）	1,900（人日）
②-①	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）

○ファミリー・サポート・センター事業の就学児の平成 30 年度の実績をみると、延べ利用者数 1,903 人となっており、実績を量の見込みとし現在の提供体制の維持を図り、今後の量の見込みに対応していくものとします。引き続きまかせて会員の養成・確保に努めていきます。

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

■事業の概要

・疾病等の理由により家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や、緊急一時的に母子を保護することが必要な場合に、母子生活支援施設浦和寮において、養育・保護を行う事業です。（原則として 7 日以内）

■量の見込みと確保方策 ※延べ利用者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	70（人日）	70（人日）	70（人日）	70（人日）	70（人日）
②確保の内容	70（人日）	70（人日）	70（人日）	70（人日）	70（人日）
②-①	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）

○算出した見込み量に対し実績が上回っていることから、実績を量の見込みと設定しました。既存施設での実施や提供体制の維持に努めます。

⑧乳児家庭全戸訪問事業（はぐはぐていだっ子訪問事業）

■事業の概要

・生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握及び助言を行う事業です。

■量の見込みと確保方策 ※実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1,214 (人)	1,192 (人)	1,169 (人)	1,157 (人)	1,140 (人)
②確保の内容	1,214 (人)	1,192 (人)	1,169 (人)	1,157 (人)	1,140 (人)
②-①	0 (人)				

○生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う事業であることから、基本的に0歳児を対象とします。（児童推計で算出された0歳児数を量の見込みとします。）

⑨養育支援訪問事業

■事業の概要

・養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。

■量の見込みと確保方策 ※実人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	20 (人)				
②確保の内容	20 (人)				
②-①	0 (人)				

○養育支援訪問事業の訪問実人数（世帯数）は年によって増減することから、過去4年（平成27年度～30年度）のうち、最大値となった平成30年度実績値（20人）を量の見込みと設定します。

○現在の提供体制を維持し、乳幼児健診や各訪問事業などとの連携により、相談に関する取り組みを充実し、早期発見に努めていくものとします。

⑩妊婦一般健康診査

■事業の概要

・妊婦の状態を的確に把握し安心して出産を迎えられるよう、全妊婦に対し公費負担で妊婦健診を行う事業です。

※平成21年4月より妊婦健診の公費負担がそれまでの5回から14回（望ましい健診回数）に拡充。

■量の見込みと確保方策 ※延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	16,758（人日）	16,454（人日）	16,137（人日）	15,971（人日）	15,737（人日）
②確保の内容	16,758（人日）	16,454（人日）	16,137（人日）	15,971（人日）	15,737（人日）
②-①	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）	0（人日）

実績値	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	※平均受診率
妊婦健診受診率	95.0(%)	92.9(%)	109.4(%)	97.2(%)	98.6(%)

○平成27年度～30年度の妊婦健診の受診率の平均（98.6%）を求め、児童推計で算出された0歳児の人数にその平均をかけ合わせ、さらに公費での受診回数14回を乗じ算出しています。

⑪利用者支援事業

■事業の概要

・子どもや保護者が、認定保育園・保育所・幼稚園での学校教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業の中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う事業です。

・教育・保育施設や地域の子育て支援の事業等の利用について情報収集と提供を行うとともに、子どもや保護者からのそれらの利用にあたっての相談に応じ、それらの人々に必要な情報提供・助言をし、関係機関との連絡・調整等も行います。

■量の見込みと確保方策 ※箇所数

特定型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1（か所）	1（か所）	1（か所）	1（か所）	1（か所）
②確保の内容	1（か所）	1（か所）	1（か所）	1（か所）	1（か所）
②-①	0（か所）	0（か所）	0（か所）	0（か所）	0（か所）

母子保健型	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	1（か所）	1（か所）	1（か所）	1（か所）	1（か所）
②確保の内容	1（か所）	1（か所）	1（か所）	1（か所）	1（か所）
②-①	0（か所）	0（か所）	0（か所）	0（か所）	0（か所）

- 箇所数で見込み量を設定することになっており、市保育課に専門員 1 名を配置し利用者支援事業特定型を進めており、引き続き実施していくものとします。
- 相談支援の人材確保に努め、令和 2 年度より新たに展開する母子保健型の子育て世代包括支援センターと連携しながら各種子育て支援サービスの円滑な利用を支援します。
- 第 2 期計画においては、既存の特定型 1 か所と、設置される子育て世代包括支援センターの 2 か所で推進していくものとします。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

■事業の概要

- ・新制度に移行していない幼稚園において、世帯所得の状況に応じて、施設等利用給付認定保護者が支払う副食材料費に係る費用の一部を補助する事業です。

■量の見込みと確保方策 ※延べ人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	456 (人)	144 (人)	144 (人)	144 (人)	144 (人)
②確保の内容	456 (人)	144 (人)	144 (人)	144 (人)	144 (人)
②-①	0 (人)				

※令和元年度実績見込み:延べ人数 456 人

- 令和元年度の実績をもとに量の見込みと設定しました。また、令和 3 年度以降、認定こども園への移行予定している幼稚園もあることからその状況を踏まえた設定となっています。今後もニーズを踏まえ、適切に実施していきます。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

■事業の概要

- ・健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

■量の見込みと確保方策 ※箇所数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	6 (か所)				
②確保の内容	6 (か所)				
②-①	0 (か所)				

※令和元年度実績見込み：3 か所

- 令和 2 年度には 6 か所での受け入れが予定されていることから、その対象となる 6 か所を量の見込みとしています。今後もニーズを踏まえ、適切に実施していきます。

第6章

計画の推進にあたって

第6章 計画の推進にあたって

1 計画の周知

本計画の基本的な視点である「親育ち」、「子育て」、「地域育ち」を進め、次代を担う子どもたちが健やかに成長していくためにも、保護者、保育・教育支援の従事者、行政等が共通認識を持ち、連携を図りながら子育てやそれを支えるための環境整備・仕組みづくりを引き続き進めていくことが重要となっています。そこで本計画を浦添市の共通の子育て指針として広く浸透を図るため、ホームページへの掲載や広報誌などを通じて周知、啓発に努めます。

2 浦添市子ども・子育て会議との連携

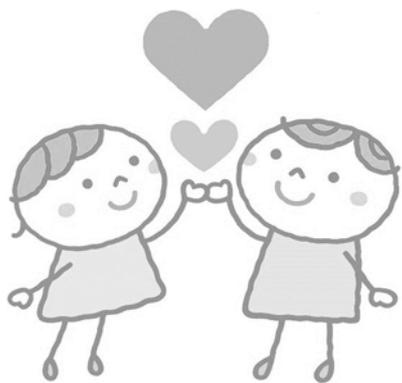
計画策定後も、今後の子どもと子育てに関する施策を考え、解決しなければならない課題について話し合う必要があります。そこで、子育て支援の従事者、学識経験者、関係団体などで構成する「浦添市子ども・子育て会議」において意見交換を行い、施策や事業の改善に反映させていきます。

3 計画の進捗管理と計画の見直し

庁内の担当部署が横断的に連携しながら進捗管理を行うなど、継続的な点検・評価・見直し（PDCAサイクル）の体制を構築し、取り組みを進めていきます。進捗状況については、「浦添市子ども・子育て会議」へ報告し、点検評価を行います。また、5章の量の見込みと確保方策については、年度ごとに進捗を把握し、翌年度の事業展開にいかしていくものとします。また、本計画に定める量の見込みと、実際の教育・保育の確保数などが大きくかい離する場合などにおいては、適切な基盤整備や事業の実施を行うため、必要に応じて本計画の見直しについて検討を行います。

4 国や県との連携

計画に位置づける取り組みは、法律や新制度に基づいた事業や、しくみが変わる事業などがあります。また、虐待防止やひとり親家庭の自立支援、障がい児施策の充実など専門的知識や技術を有する取り組みや教育保育の人材の確保といった課題もあるため、国や県などとの連携を深め、必要に応じて協力を要請しながら計画を推進していきます。



資料編

資料編

1 第3次てだこ親子プラン、浦添市幼児教育振興アクションプログラムの取り組み状況

本市では第3次てだこ親子プラン、浦添市幼児教育振興アクションプログラムに基づき子育て支援や保育・教育等に関する各取り組みを推進してきました。担当課と実施状況等の確認を行い、以下の通りまとめました。取り組み状況に関する評価は以下に示す通りとなっています。

①予想以上に成果があった	④取り組むことができなかった
②計画どおりに進んでいる	⑤評価できない（実施したばかり等）
③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	

(1) 第3次てだこ親子プランの取り組み状況

■基本目標1 子どもの豊かな心を育む教育の充実

(1) 幼児教育の充実

- ・市立幼稚園8園で少人数学級を実施し、平成29年より3年保育に取り組み、平成30年現在3園で導入しています。
- ・市幼稚園教諭や保育士を対象にした研修会の開催により指導力の向上等に努め、今後は、認可外保育施設職員の研修参加を働きかけていく必要があります。
- ・連携教育については、合同研修会等により保幼小の連携が深まりました。接続期のカリキュラムが市立幼稚園、認可保育園で活用され、円滑な小学校教育生活へと切れ目のない発達の保障が確保されてきました。
- ・令和元年10月からは国の制度に基づき、3歳児以上と0～2歳児の住民税非課税世帯を対象に幼稚園、保育所、認定こども園の利用料を無償化に取り組みました。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	5件	1件	—	—

(2) 学校教育の充実

- ・児童生徒の「確かな学力」の向上を目指し、各種研修会において、授業づくりのポイントの共通理解を図り、実践につなげていきました。全国学力学習状況調査では、本市小学校の成績は全国平均正答率を上回る科目が複数ある一方で、中学校では全国平均正答率との差があることから、学力向上に向けた取り組みが引き続き求められます。

- ・不登校児童生徒の支援体制の強化では、不登校対策実務者会議等の連携体制の充実や臨床心理相談員の派遣による学校支援を進めるとともに、「校内適応指導教室」や「自立支援室ひなた」等での活動の充実に努めました。
- ・教育相談室「くくむい」での教育相談は、臨床心理士、教育相談員によって行われており、常に相談者の気持ちにより添い、相談者自ら問題を整理し解決の糸口を見出せるよう、相談対応に努めています。適応指導教室「いまあじ」における体験活動等を通して、児童生徒の主体性・積極性を高めることに努めています。
- ・学校評議員との連携については、各学校で学校評議員会を開催し、子どもたちの現状について共通認識を図り、様々な視点から客観的な指導助言をいただき、学校経営の改善に努めています。子どもの成長・発達を学校・地域全体で支えるコミュニティ・スクールについて調査、研究を進めていく必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	4件	1件	—	—

(3) 体験活動の充実

- ・毎年、市内の小学校5年生を対象に、農業・漁業体験等を通して児童のキャリア発達を促すことをねらいとした宿泊体験学習を実施しています。
- ・図書館では、子どもたちを対象に定例のおはなし会等を実施し、美術館では子どもや親子向けの各種体験講座を開催しています。
- ・児童生徒の音楽技術の向上、健全育成及び豊かな感性の育みを目指し、小学1年生から中学3年生までを対象とした小中学生音楽コンクールを実施しました。そのほかにも小学生から一般までを対象に約5か月間にわたる演劇ワークショップで取得した演技力、表現力を発揮する成果公演などを通して、世代間交流を図ることもできました。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	5件	—	—	—

(4) 地域活動への参加促進

- ・環境浄化活動について、地域や学校等が連携し、巡回・声かけを行っています。
- ・平成30年度末現在、単位子ども会は78団体のうち休会が17団体となっています。子ども会活動に必要な基礎知識や資質、技能を身につけ、会活動に役立てるため、子ども会リーダー研修、ジュニアリーダー（中学生以上）研修を実施しています。子ども会への加入促進とともに、子ども会を見守る地域の指導者確保も必要となっています。

- ・各中学校から1人を英語圏の国に夏休み期間約3週間派遣しています。派遣のニーズは多く、派遣を経験した生徒の英語学習への意欲が高まるなどの効果がみられます。
- ・学校支援ボランティア研修会の開催やコーディネーターを配置するなど、学校支援ボランティア活動（学習支援、部活動支援、学校行事の支援等）の充実支援に努めています。地域のボランティアが学習支援等を行うことによって、地域と学校の連携が図られました。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	3件	1件	—	—

■基本目標2 すべての子どもと子育て家庭を応援する環境づくり

(1) 地域における子育て家庭への支援

ア. 地域とつながる子育て支援の充実

- ・子育て支援センター等（7箇所）において子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子育てに対する不安感の緩和や子どもの健やかな育ちに寄与することができました。拠点の1箇所を大型商業施設内に移設したことで、土日も対応することが可能になっています。
- ・児童センターにおいて、子育て親子の交流支援や相談援助、児童への健全な遊びのほか、幅広い事業（防災と連携した取り組み等）が展開され、引き続き児童健全育成の実施、多種多様な住民ニーズに対応していく必要があります。
- ・ファミリー・サポート・センター事業は、近年、子育ての援助をしてほしい人「おねがい会員」の多様化するニーズ（病児・病後児等の預かりやアレルギーへの対応）に対応しており、「まかせて会員」の確保及び更なる専門性の向上が求められています。
- ・保育所における地域活動事業は各園で実施され、幼稚園においては、園行事やPTA行事等を通して、保護者同士の交流が図られています。未就園児交流や園庭開放等を通して、地域の幼児や保護者と触れ合うことができることから、引き続き取り組む必要があります。
- ・身近な子育て支援のネットワークづくりについては、コミュニティソーシャルワーク事業において、中学校区毎に開催されているコミュニティづくり推進委員会等で、コミュニティソーシャルワーカーを中心に地域課題の解決に向けた取組や各関係機関との連携が図られてきています。地域ぐるみで子育てを進めるために、母子保健推進員、民生委員・児童委員、地域ボランティア等とのさらなる連携が求められます。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	4件	2件	—	1件

イ. 子育てに関する相談支援・情報提供の充実

- ・子育てに関する相談支援・情報提供について、子育て支援センターや各窓口等において実施しています。相談内容が複雑化してきていることから、職員の更なる知識や技術の向上、関係組織と連携した対応が求められます。子育て情報については、いろいろな機会や媒体を活用し発信しています。
- ・利用者支援事業において専門員1名を配置し対応しています。市民が必要とする子育て支援等のサービスを利用できるように、子育て支援センターや設置予定となる子育て世代包括支援センターと情報共有や連携を図り、適切な利用支援に努める必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	2件	1件	—	1件

(2) 子育てと仕事の両立支援の推進

ア. 多様なニーズに対応した保育サービスの充実

- ・多様なニーズに応じた保育の充実については、保育所（園）へのニーズに対応するため、増改築や分園等の整備を行い、保育定員の拡大を図り、待機児童の大幅な減少に努めました。保育士不足の課題については、浦添市子育て応援保育士確保事業などの取り組みを進めてきましたが、引き続き人材の確保が求められています。
- ・認定こども園については、法人保育園、公立幼稚園からの認定こども園への移行を進め、平成30年度で4箇所となり保育利用の定員を確保することができました。
- ・小規模保育施設について計画を上回る17箇所の設置が進み、待機児童の多い0～2歳児の受け皿として待機児童数の減少に寄与しています。
- ・多様な保育ニーズに対応するため、時間外保育事業（延長保育事業）、一時預かり事業、子育て短期支援事業等に取り組み、引き続き継続実施に努めていく必要があります。
- ・病児保育事業については、実施施設が平成31年3月に閉所となったため、平成31年4月から那覇市の実施委託施設1箇所を広域利用しています。市内での実施に向け、新たな施設の開拓が課題となっています。
- ・保育所等で支援を必要とする児童の受け入れも増加しており、心理士による巡回相談を行い、早期支援や子育て家庭の支援及び保育士のサポートを充実させることができました。発達支援のニーズが年々増加している中、保育士の専門性の向上や確保が課題となっています。
- ・認可外保育施設へのミルク代等の助成や保育材料等環境整備に係る経費への補助等を実施しました。引き続き、質の高い教育保育の提供のため、連携強化を図る必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
2件	4件	4件	1件	—

イ. 放課後児童の健全育成の充実

- ・放課後児童の健全育成の充実については、放課後子ども教室が小・中学校、自治会等を拠点に、毎年度 22～24 教室が開設され活動内容も多岐にわたっています。今後とも、事業の周知やボランティアの確保が必要となっています。放課後児童健全育成事業（放課後児童（学童）クラブ）については、平成 27 年度 28 クラブから、平成 30 年度はひまわり学童を含め 43 クラブまで増え、大規模学童クラブの分割・新設等による適正化を図りました。関係部局の連携を強化し、本市の実情に応じた放課後子ども総合プランを進めていく必要があります。ひまわり学童クラブ（障害児児童健全育成事業）は、昼間保護者のいない家庭の障がいや有する小学生の放課後の居場所として、利用者も増加しており、今後もサービスの質の向上に努める必要があります。
- ・障がい児の日中における活動の場の確保や、放課後等デイサービスの提供に努めています。一方、医療的ケアを必要とする障がい児の受け入れについて、引き続き関係機関と情報交換などを行い、対応を検討していく必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
1 件	3 件	2 件	—	—

ウ. 仕事と生活の調和と男女共同参画の推進

- ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方については、ポスターやホームページ等による普及に努めました。子育てをしやすい環境づくりは地域や企業など、多方面からの理解が必要なことから関係部署と連携し、引き続き普及活動に取り組む必要があります。男女共同参画社会の実現に向け、各種講座に取り組んでおり、親子で楽しみながら参加できる講座等、開催方法を検討する必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	4 件	1 件	—	—

(3) 親育ちへの学びの充実

- ・平成 28 年度から「家庭教育」をテーマにした市民講座を年に 5 回程度開催し、自己実現と課題解決を図るための学習機会の提供、家庭・地域の教育力向上のため、成人 5 名以上のグループの自主企画の学習会に対し講師謝礼金を助成する事業の実施に努めました。ふれあい出前講座について、平成 30 年度後期において提供講座 98 講座のうち、子どもや子育てに関する講座は 12 講座となっています。今後も利用促進のため、事業周知の強化が必要です。
- ・中央公民館では、子育て支援に関する講座を開催し、家庭教育にとどまらず、地域・郷土の文化を学び、平和教育、男女共同参画、防災、国際交流・国際理解に関する内容を織り交ぜるなど、多様な視点で子育て支援につながるよう工夫しています。親子の触れ合いや、学校、年齢

の枠を超えた異年齢の地域住民同士の交流が行われています。

- ・児童生徒等の乳幼児ふれあい体験について、小学校に関して敷地内の幼児との日常的な交流のほか、幼児との交流活動等を行い、中学生に関しては、職場体験を通じて幼児と触れ合いの場を設けています。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	2件	1件	1件	—

(4) 子どもの権利を守る支援の充実

ア. 児童虐待防止対策の推進

- ・児童虐待相談等へ適切な対応を図るため、浦添市要保護児童対策地域協議会等を開催し関係機関との連携のもと問題解決に向けた取り組みを進めてきました。引き続き、要保護児童への迅速できめ細やかな支援の充実に努めていく必要があります。
- ・家庭児童相談室について、平成28年度から専門職を配置し支援強化を図るとともに、相談対応のスキルアップに努めました。
- ・本市では子どものことを最優先にという理念から「キッズファースト宣言」を掲げ、虐待防止推進月間などにあわせて、児童虐待防止に関する啓発活動に取り組んでいます。
- ・養育支援が特に必要な家庭に対し、必要な助言及び相談対応等を行っています。本事業の利用を促進するため支援内容等の周知に努めていく必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	6件	—	—	—

イ. 障がい等のある子どもと家庭への支援充実

- ・障がいのある子どもやその保護者が安心して居宅生活を送ることができるよう、居宅介護サービスをはじめ、児童発達支援、放課後等児童デイサービス、短期入所事業などのサービスの提供に努めてきました。障がいのある子どもや特別な支援を必要とする子どもを受け入れている保育所・幼稚園や保護者等への支援を行っています。
- ・医療的ケアの必要な子どもについての受け入れ先の確保等、検討が求められています。
- ・障がい等に関する相談については、浦添市障がい者（児）基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所（4か所）において、相談対応を行っています。困難ケースなどへの相談は委託相談支援事業所で対応し、障がい者自立支援協議会等で情報を共有しています。
- ・乳幼児健診で保護者からの発達に関する相談や健診結果等から経過観察や医療機関受診が必要な乳幼児に対して、心理士・地区保健師が継続的な支援を行っています。健診からの事後フォローとして個別のわんぱく相談のみでしたが、平成27年度より、事後教室を開始し小集団

での中での様子を保護者と一緒に確認することで発達の気になる子の早期発見と早期支援へのつながりが強化されました。発達障がい児（者）支援関係課連絡会議を開催しており、ライフステージにおける途切れのない支援を目指して各部署の取組状況と課題の共有を行う場となっています。乳幼児期の支援が、就学後どのように成長していったのか支援の成果が把握できるようなしくみが必要となっています。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
1件	10件	—	—	—

■基本目標3 子どものための安全・安心なまちづくり

（1）子育て家庭を支える生活環境の整備

- ・都市公園については計画に基づいた整備を進めており、経塚公園の整備にあたっては地域住民とのワークショップを行いました。既存公園における遊具等の老朽化対策においては、利用者のニーズと合った施設改築とするため、自治会を通じ、地域の子ども会の要望等の聞き取りを行い、子どもたちが安心して利用できる公園整備に努めています。
- ・安全でうるおいのある道路空間の確保については、道路植栽柵の清掃・除草、草花の植付け管理等のボランティア活動を行っている美らまちサポーターに対し、草花や肥料等の配布をしています。歩道整備に伴い横断防止策、点字誘導ブロック、車止等の設置により歩行者の安全性が向上しています。交通安全施設については、地域からの信号機等の設置要望を取りまとめ、浦添警察署へ要請しています。
- ・子育て世帯の住まいの確保支援については、平成29年より、浦添市民住宅・子育て支援港川宿舎を活用し、多子世帯の入居支援の拡充を図りました。市営住宅における入居選考時の優遇措置については、今後も同様に抽選の優遇を継続していく必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
2件	3件	—	—	—

（2）子どもの安全の確保

ア. 事件・事故対策等の推進

- ・全ての市立幼稚園、小学校で合同の「交通安全教室」を実施してきました。浦添地区交通安全協会との連携を図り、交通安全に対する啓発活動を進めていく必要があります。
- ・地域安全マップについては、小学校区ごとに作成されており、各小学校では毎年、PTA等と連携し見直しが進められています。地域安全マップは地域等の取り組みとして更新、情報共有されるよう、働きかけを行う必要があります。

- ・「携帯電話の利用は夜 10 時まで」等を盛り込んだ「我が家の携帯電話ルール 10 カ条」について普及させていく必要があります。スマートフォンの普及率の上昇と共にサイバー犯罪防止よりも多様な課題が増え、正しい利用方法等の啓発、ルール作りが急務となっています。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	2 件	4 件	1 件	—

イ. 地域の防犯体制等の充実

- ・防犯対策については、地域ぐるみで取り組む必要があり、浦添地区防犯協会、交通安全指導員等と連携した取り組みを進めています。引き続き、不審者対策の避難訓練や子ども 110 番の家、パトロール、公共施設の防犯・安全点検などの推進にあたっては地域の協力を働きかけていく必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	2 件	1 件	1 件	—

■基本目標 4 ひとり親家庭等の自立支援の充実

(1) 就業支援の充実

- ・看護師、保育士など指定された資格を取得するための修業期間中、給付金を支給し経済的負担軽減を図り、資格取得に向けた支援を行っています。沖縄県高等職業訓練促進給付金事業において、看護師等に加え取得可能資格を追加したことで男性の取得希望者も増加しています。
- ・沖縄県女性就業・労働相談センターと連携し、女性の就労支援及び労働セミナーの開催とともに専門家による相談を行っています。セミナーは定員を超過するほどの参加があり、関心の高さがうかがえ、ニーズに即した内容での実施に努めていく必要があります。平成 28 年度に沖縄労働局と提携した「雇用対策協定」に基づき、常設による就労支援相談窓口を設置しています。母子父子自立支援員による講座情報や日常生活支援の情報提供を行っています。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	2 件	1 件	—	—

(2) 子育て・生活支援の充実

- ・母子・父子・障がい者世帯の保護者が、就労活動が行えるよう、認可保育所への入所基準点に加点をして選考を行っています。母子生活支援施設浦和寮において、就労を希望しているものの預け先が決まらないひとり親家庭等の児童を受け入れるなどの支援を行っています。
- ・ファミリー・サポート・センター事業や認可外保育施設の利用料の一部支援、学童保育料の減

免によって、経済的負担を軽減することができました。利用料の補助等について、児童扶養手当申請手続時などに情報提供を行っていますが、対象となるすべてのひとり親世帯に情報が行き届くよう、周知方法等を検討する必要があります。

- ・母子生活支援施設は様々な事情にある母子を支援する生活の場として3年間の入寮期間中に地域社会での自立生活に向けた支援を行っています。
- ・住まいに関しては市営住宅、浦添市民住宅・子育て支援港川宿舎の入居募集の際、ひとり親世帯等への入居の優遇を行っています。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
1件	5件	—	1件	—

(3) 経済的支援の推進

- ・児童扶養手当の支給や医療費の一部を助成し生活の安定を支援しています。医療費については、平成29年4月受診分より自動償還制度が導入され、受給者の利便性を向上することができましたが、対応する医療機関の拡大が求められます。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	2件	—	—	—

(4) 養育費確保の支援充実

- ・養育費の取り決め等について女性相談において、個々の相談内容に沿った情報の提供（弁護士相談窓口等の案内）、関係機関へのつなぎを行っています。養育費について国や県などのポスター掲示やパンフレットにおいて広報・啓発活動を行っており、引き続き養育費確保の重要性について意識啓発を図る必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	2件	—	—	—

(5) 相談体制・情報提供の充実

- ・就労支援においては、母子父子自立支援員が「自立支援プログラム」を作成し、ハローワークとの連携を図っています。女性相談員や家庭児童相談員においては、経済的問題や養育問題等、様々な相談に対応するとともに、関係機関と連携を取りながら問題解決に向けた取り組みを進めました。小学校区を相談員5名で分担し、子どもに関する相談について対応しています。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	3件	—	—	—

第4章 ■ 健やか親子うらそえ 21

(1) 基盤課題A 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- ・妊娠届出のあった妊婦やパートナーへ保健師・助産師・看護師により親子健康手帳を交付し、妊娠・出産等に関する相談を受けたり、妊婦健診受診勧奨や妊娠期からのサービスなど各種情報提供を行っています。交付時の相談などから支援が必要な場合には、地区保健師へ引継ぎサポートを行っています。産婦健診を実施し、妊娠期から産後期にいたるまでの健康管理や相談支援の充実を図ることができました。
- ・マタニティスクールは、夫婦での参加率が年々上昇しており、胎児期からの生活習慣病予防を含め、家族全体の健康習慣の見直しにつながっています。
- ・乳幼児健康診査において、疾病や障がい等の発見、虐待ハイリスク者の支援につながることから、健診受診率の向上のため、母子保健推進員等による受診勧奨を進めていく必要があります。
- ・乳幼児歯科保健については、2歳児歯科健診の開始以降、3歳児健診でのむし歯罹患率の改善が図られ、継続して取り組む必要があります。
- ・医療を必要とする未熟児に対して入院医療費の給付を行い、生後速やかに適切な医療が受けられるよう支援を行いました。赤ちゃん（未熟児）教室を年3回開催し、親子のスキンシップを促進するメニューや保護者同士の交流の機会を提供しました。教室に参加できない親子に対しては、育児不安の軽減等を図るため、地区保健師等による支援を進めていく必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	11件	—	—	—

(2) 基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

- ・学童期の健康づくり対策として、全校で徒歩での登下校（てくてく運動）を推進するとともに、学校で行う健康診断より肥満傾向にある児童生徒への対策を行っています。学童期の健康づくりに関し、保護者を含めた意識啓発が必要となっています。
- ・思春期保健等については、市内全中学校に対し、助産師による講演会や思春期の心と体の変化、予期しない妊娠や性感染症の予防を始め、男女平等や個人の自己決定権の尊重について教育を行っています。
- ・全ての市立小中学校では授業等を通して飲酒、喫煙等防止教育に取り組むとともに、県警サポートセンターや学校医・薬剤師等の講師を招き講演会、学習会を実施しています。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	4件	—	—	—

(3) 基盤課題C 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- ・マタニティスクール、ベビースクール、未熟児教室開催時に参加者同士が気軽に意見交換できるように工夫しています。
- ・親子健康手帳交付時保健指導及び乳児健診前期において、子どもの事故防止に関するリーフレット等配布し、家庭での事故防止を呼び掛けています。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	3件	—	—	—

(4) 重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

- ・親子健康手帳交付時の面談やアンケート情報、医療機関からの依頼等により、ハイリスク妊婦や特定妊婦を把握し、地区担当保健師による早期支援を行っています。乳幼児健診の事後教室を実施することで、発達気になる子への経過フォローが強化されました。子どもの発育に関して、早期に支援が行われるためには、保護者の理解が必要なことから丁寧な相談支援が必要です。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	1件	—	—	—

(5) 重点課題② 妊娠期からの児童虐待防止対策

- ・親子健康手帳交付時の面談、医療機関、乳幼児健康診査での問診、健診未受診対策、各種訪問事業等で把握された虐待ハイリスク対象者のフォローについては、地区担当保健師や関係機関との連携による支援を行っています。統一した考え方を整理し、虐待ハイリスク者の支援漏れを防ぐ必要があります。母子保健推進員等との連携が必要となっています。
- ・今後は、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援が提供できるような体制づくりが求められています。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	5件	2件	—	—

(2) 浦添市幼児教育振興アクションプログラムの取り組み状況

基本目標（1）子どもを中心に多様なニーズに対応した幼稚園教育の充実

- ・ 幼児期の教育保育が「生活や遊びなど具体的な体験を通して行うもの」であることを研修会、園内研修を通して共通確認するとともに、各市立幼稚園の創意工夫のもと、遊びを通しての総合的な指導を行えるよう、保育カンファレンスなどを実施しています。
- ・ 各市立幼稚園で食育指導を実施しています。市立幼稚園での給食導入は、平成 28 年度から対象施設の給食受け室の増築を行い、現在 8 園で給食を実施しています。
- ・ 幼稚園・保育所（園）・小学校の連携教育について、保育所（園）幼稚園合同の研修会を開催し、幼児教育の在り方について学び、情報共有や資質向上に努めています。市教育委員会主催で保幼小連絡協議会も継続的に開催し、各校区で連携が図られています。研修会への参加に向けて、認可外保育施設との連携を検討していく必要があります。
- ・ 小学校との連携については、各幼稚園、小学校において幼小連携教育年間指導計画を作成し、幼児児童の交流活動が継続的に行われています。互いに保育参観、授業参観を行ったり、合同研修を行うことができている園もみられます。市幼児教育アドバイザーの再配置について検討が求められています。
- ・ 認定こども園の設置については、市立幼稚園から認定こども園への移行を進めており、就学前の子どもたちが保護者の就労形態に関係なく、教育保育を受けることができるようになりました。
- ・ 市立幼稚園では、平成 29 年度より 3 年保育をスタートし、平成 30 年度には 3 園で実施しています。3 年保育の導入は、早期に幼児教育を提供することが可能となり、幼児の心身を育む上でも効果があるとされており、3 年保育の導入が行えていない園に関しても、認定こども園への移行状況を踏まえ、実施を検討していく必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
1 件	6 件	—	—	—

基本目標（2）人格形成の基礎をつくる教育環境の充実

- ・ 経験年数や職務に応じた研修を実施しており、今後とも、適切な研修への参加促進を図るなどにより資質の向上に努めていく必要があります。
- ・ 地域人材との連携や地域資源の活用について各市立幼稚園では、地域（自治会等）の祭りや敬老会等の行事に適宜参加し、地域と交流しながら教育活動等を行っています。
- ・ 設備や教材等の整備と安心・安全な環境づくりについて、学校（幼稚園）安全マニュアルを作成し、安全点検を行うとともに、小学校との合同で、地震・津波・不審者・火災避難訓練を実施しています。

- ・特別な支援を必要とする幼児の受け入れについては、令和元年度より、3歳児、4歳児の特別支援学級を設置し、きめ細かな支援を行っています。全園で特別支援コーディネーターを位置づけ、園内支援体制の充実に努めています。障がい等に関する理解を深める為に、研修や園内支援体制を充実させていく必要があります。
- ・特別支援教育巡回指導員（3人、学校教育課に配置）を定期的に各園（市立幼稚園と市立幼稚園から移行した認定こども園）に派遣したり、特別支援教育コーディネーター（1人）や臨床心理士（3人、1人欠員）を必要に応じて派遣したりして、個に応じた具体的な支援を行っています。特別な支援を必要とする幼児が増加していることから、欠員となっている専門職の確保を進めていく必要があります。
- ・外国籍の幼児の受け入れが増え、幼稚園教諭による日本語支援等を行っており、外国籍の幼児に対する支援について、検討していく必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	6件	1件	—	—

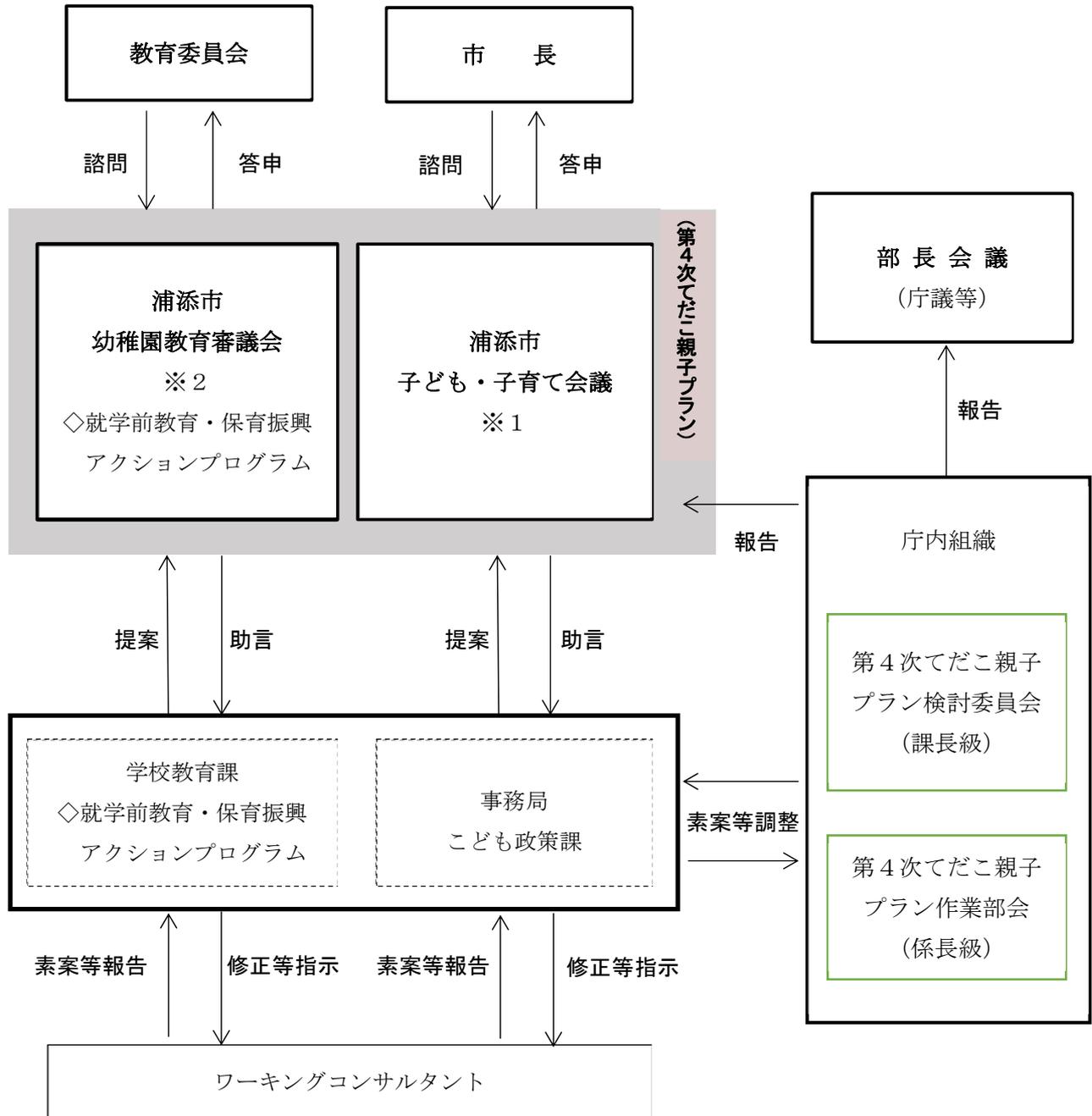
基本目標（3）地域との連携を生かした園づくりの推進

- ・学校評価（幼稚園評価）については、副園長連絡会（市立認定こども園、公私連携認定こども園も参加）を年5回開催し、教育内容や運営状況等を共有し、教育内容の振り返りと次年度の教育活動の改善等に取り組んでいます。
- ・各園で自己評価や保護者アンケートや学校評議員による学校関係者評価の取り組みが行われ、その結果の整理と保護者への公表を行っています。
- ・幼稚園教育の情報発信園だよりやクラスだより等で園生活の様子を保護者に伝えるとともに、園のホームページからも教育活動の様子を発信しています。園生活の様子や方針等を発信することにより、園への理解が促進されています。
- ・子育て支援機能の充実については、市立幼稚園において、平成28年度より全園で延長保育を実施するとともに、平成29年度より3歳児の預かり保育を導入しました。
- ・地域の家庭保育の親子への子育て支援の充実に向け、未就園児交流や園庭開放等を周知していく必要があります。

①予想以上に成果があった	②計画どおりに進んでいる	③取り組んだが、計画どおりに進んでいない部分もある	④取り組むことができなかった	⑤評価できない（実施したばかり等）
—	3件	—	—	—

2 計画策定の体制、経緯等

計画策定の体制



※1 学識経験者、子育てに関する活動を行う団体に属する者、医療、保健及び福祉関係者、子どもの保護者、教育関係者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者など。

※2 学識経験者、行政関係者、保育所関係者、幼稚園関係者など。

浦添市子ども・子育て会議規則等

浦添市子ども・子育て会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第3条の規定に基づき、浦添市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項各号に規定する事務を処理すること。
 - (2) その他子ども・子育て支援に関する必要な事項について調査審議し、又は意見を具申すること。
- 2 前項に定めるもののほか、子育て会議は、教育委員会の諮問に応じ、子ども・子育て支援に関する必要な事項について調査審議することができる。

(組織等)

第3条 子育て会議の委員は、15人以内で組織する。

- 2 子育て会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 子育てに関する活動を行う団体に属する者
 - (3) 医療、保健及び福祉関係者
 - (4) 子どもの保護者
 - (5) 教育関係者
 - (6) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (7) その他市長が必要があると認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会の会議については、前条の規定を準用する。

5 部会長は、部会における調査審議の経過及び結果を子育て会議に報告しなければならない。

(関係者の出席等)

第8条 子育て会議又は部会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 子育て会議の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この附則は、平成31年4月1日から施行する。

浦添市子ども・子育て会議委員名簿

令和元年8月19日現在

	氏名	所属・役職等	備考
1	山城 眞紀子	沖縄キリスト教短期大学 特任教授	
2	山川 美由紀	みゆき小児科 院長	
3	護得久 朝文	浦添市子ども会育成連絡協議会 会長	
4	池村 みどり	浦添市社会福祉協議会 企画総務課 子ども支援係長	
5	東恩納 盛亮	浦添市法人保育園連絡協議会 会長	
6	島袋 祐樹	浦添市学童保育連絡協議会 神森みつばち学童クラブ	
7	名嘉眞 佳奈子	浦添市認可外保育園連絡協議会 保育ルームすきっぷ園長	
8	古倉 かおり	宮城ヶ原保育所 所長	
9	大城 吉彦	公立保育所保護者代表 宮城ヶ原保育所 保護者会会長	
10	金城 孝子	浦添市立小中学校校長会 沢岬小学校 校長	
11	玉城 綾乃	公立幼稚園・こども園会子育て支援推進部部長 浦添こども園 副園長	
12	梶原 正江	公立幼稚園保護者代表 浦城幼稚園 PTA会長	
13	川満 翔太	私立幼稚園代表 学校法人みのり学園 みのり幼稚園 事務長	
14	宮里 大輔	浦添市地域型保育事業所連絡協議会 あいめ保育園 園長	
15	伊佐 善智	浦添市認定こども園連絡協議会 会長 仲西こども園 園長	

浦添市第4次てだこ親子プラン検討委員会設置要綱

令和元年6月30日 市長決裁

(設置)

第1条 浦添市第4次てだこ親子プランの策定に必要な検討を行うため、浦添市第4次てだこ親子プラン検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項について検討し、第1号から第4号及び第6号については浦添市子ども・子育て会議（以下「子ども子育て会議」という。）にその結果を報告する。第5号については、浦添市幼稚園教育審議会（以下「幼稚園審議会」という。）にその結果を報告する。

- (1) 浦添市子ども・子育て支援事業計画策定に関すること。
- (2) 浦添市次世代育成支援行動計画策定に関すること。
- (3) 浦添市ひとり親家庭自立促進計画策定に関すること。
- (4) 健やか親子うらそえ21（浦添市母子保健計画）策定に関すること。
- (5) 浦添市幼児教育振興アクションプログラム策定に関すること。
- (6) 前5号に掲げるもののほか第4次てだこ親子プラン策定に必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長はこども未来部長を、副委員長は指導部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 委員長、副委員長及び委員の任命については、別に辞令を用いることなくそれぞれの職に命ぜられた者とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ委員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 3 委員長は、委員会における会議の経過及び結果を子ども子育て会議に報告しなければならない。
- 4 副委員長は、委員会における幼児教育振興アクションプログラム策定に関する会議の経過及び結果を幼稚園審議会に報告しなければならない。

(第4次てだこ親子プラン作業部会)

第6条 委員会に、第4次てだこ親子プラン作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、第2条に掲げる各事項の具体的内容を検討する。
- 3 作業部会には、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選によりこれを定める。
- 4 部会員は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 部会長は、会務を総理し、作業部会を代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて部会員以外の者を会議に出席させて、説明又は意見を求めることができる。
- 8 作業部会における会議の経過及び結果については、事務局が委員会に報告するものとする。
- 9 部会長は必要に応じて、委員長と協議の上、委員会と作業部会を同時に開催することができる。

(任期)

第7条 委員及び部会員の任期は、委員会及び作業部会の設置目的が達成されたと認められるときまでとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、こども未来部こども政策課において処理する。ただし、幼児教育振興アクションプログラム策定に関する庶務は、指導部学校教育課と共同のうえ処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

浦添市第4次てだこ親子プラン検討委員会委員名簿

別表第1 (要綱第3条関係)

	所 属	職 名	氏 名
1	こども未来部	部長	安和 さゆり
2	指導部	部長	平良 亮
3	市民部	市民生活課長	金城 盛達
4	//	市民協働・男女共同参画課長	森田 牧子
5	市民部経済観光局	産業振興課長	新里 優子
6	福祉健康部	福祉総務課長	宮城 増美
7	//	保護課長	村山 みき
8	//	障がい福祉課長	粟國 綱志
9	//	健康づくり課長	与那覇 純子
10	こども未来部	こども政策課長	知花 優子
11	//	こども政策課主幹	仲本 力
12	//	保育課長	真座 佳美
13	//	こども家庭課長	長嶺 多美子
14	都市建設部	建築営繕課長	上間 亘
15	//	道路課長	與座 辰彦
16	//	美らまち推進課長	安里 宗健
17	教育部	教育総務課長	野村 美抄代
18	//	文化スポーツ振興課長	末広 良憲
19	//	中央公民館長	手登根 仁美
20	//	浦添市立図書館長	上里 隆史
21	//	浦添市美術館長	宮里 正子
22	指導部	学校教育課長	島尻 修男
23	//	学校教育課指導監	石川 博久
24	//	こども青少年課長	東江 正作
25	//	学校給食調理場所長	川上 隆

令和元年6月30日現在

浦添市第4次てだこ親子プラン作業部会員名簿

別表第2（要綱第6条関係）

	所 属		職 名	氏 名
1	市民部	市民生活課	市民生活係長	又吉 優
2	//	市民協働・男女共同参画課	協働推進生涯学習係長	上間 泉
3	市民部 経済観光局	産業振興課	雇用創生係長	西田原 緑
4	福祉健康部	福祉総務課	管理係長	久保田 道代
5	//	保護課	保護管理係主査	仲西 さやの
6	//	障がい福祉課	障がい福祉係長	金城 栄律
7	//	//	支援給付係長	松永 忍
8	//	健康づくり課	予防係長	宮平 愛
9	こども未来部	こども政策課	政策係長	古堅 智子
10	//	//	わんぱく係長	宮城 瞳
11	//	保育課	保育係長	石川 真之
12	//	//	保育係主査	盛本 克枝
13	//	//	認定係長	屋宜 久世
14	//	//	管理係長	神谷 亜矢乃
15	//	こども家庭課	母子父子係長	眞境名 利恵
16	//	//	家庭相談係長	伊禮 輝
17	//	//	母子保健係長	新城 正子
18	都市建設部	建築営繕課	計画工事係長	内間 尚史
19	//	道路課	工事係長	城間 盛勝
20	//	美らまち推進課	公園みどり係長	宮里 隆
21	教育部	教育総務課	社会教育係長	松本 ゆかり
22	//	//	教育協働係長	宮城 健
23	//	文化スポーツ振興課	文化スポーツ振興係長	照屋 かおり
24	//	中央公民館	分館主査（公民館主事）	銘苺 美穂
25	//	浦添市立図書館	奉仕第1係長	新城 恵理
26	//	浦添市美術館	学芸管理係長	安和 吉則
27	指導部	学校教育課	指導係長	比嘉 真一郎
28	//	こども青少年課	こども育成係長	又吉 光晴
29	//	//	青少年係長	平良 清美
30	//	学校給食調理場	副所長	藤岡 直子

令和元年6月30日現在

浦添市幼稚園教育審議会規則等

浦添市幼稚園教育審議会規則

平成9年5月16日

教育委員会規則第6号

改正 平成23年1月21日教育委員会規則第1号

平成25年2月1日教育委員会規則第2号

平成28年2月3日教育委員会規則第5号

注 平成28年2月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第4号）第3条の規定に基づき、浦添市幼稚園教育審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、3歳児、4歳児及び5歳児教育の推進に必要な事項に関し、教育委員会の諮問に応じ審議し、答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員16人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 行政関係者
- (3) 保育所関係者
- (4) 幼稚園関係者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(平28教委規則5・一部改正)

(会長及び副会長)

第5条 審議会には、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、会議を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議における審議の参考に供するため、必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(平 28 教委規則 5・全改)

(専門部会)

第 7 条 審議会に専門的事項を調査研究させるため、必要に応じ専門部会を置く。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

3 部会は、会長が招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第 8 条 審議会における庶務は、指導部学校教育課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 23 年 1 月 21 日教育委員会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 2 月 1 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 3 日教育委員会規則第 5 号)

この規則は、公布の日から施行する。

浦添市幼稚園教育審議会委員名簿

	氏名	所属・役職等	備考
1	山城 眞紀子	沖縄キリスト教短期大学 特任教授	
2	金城 孝子	浦添市立沢岷幼稚園 園長	
3	玉城 綾乃	浦添市立浦添こども園 副園長	
4	松本 優子	浦添市立内間幼稚園 副園長	
5	古倉 かおり	浦添市立宮城ヶ原保育所 所長	
6	川満 翔太	学校法人みのり学園 事務長	
7	梶原 正江	浦添市立浦城幼稚園 P T A会長	
8	平良 亮	浦添市教育委員会 指導部長	

計画策定の経緯

日 程	会 議 等
平成 31 年 1 月～2 月	・浦添市の子ども・子育てに関するアンケート調査 (対象：就学前児童の保護者 小学生の保護者)
令和元年 8 月 2 日	第 1 回検討委員会・作業部会 ・計画策定の概要・進め方 ・子ども・子育て支援に関する浦添市の現状等について ・第 3 次てだこ親子プラン、幼児教育振興アクションプログラムの評価 ・アンケート調査結果の概要等
8 月 19 日	第 1 回浦添市子ども・子育て会議 ・計画策定の概要・進め方 ・子ども・子育て支援に関する浦添市の現状等について ・第 3 次てだこ親子プラン、幼児教育振興アクションプログラムの評価 ・アンケート調査結果の概要等
9 月 26 日	第 2 回検討委員会・作業部会 ・計画課題の整理 ・子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出及び確保方策の検討
10 月 25 日	第 2 回浦添市子ども・子育て会議 ・計画課題の整理 ・子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出及び確保方策の検討
11 月 11 日	第 3 回検討委員会・作業部会 ・計画の骨子案について／めざす理念・目標等／具体施策について①
11 月 26 日	第 4 回検討委員会・作業部会 ・めざす理念・目標等／具体施策について②
12 月 26 日	第 3 回浦添市子ども・子育て会議 ・めざす理念・目標等／具体施策について／量の見込み及び確保方策 第 1 回浦添市幼稚園教育審議会 ・計画策定の概要・進め方／計画課題／具体施策について
令和 2 年 2 月 28 日	第 5 回検討委員会・作業部会 ・第 4 次てだこ親子プラン（浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム含む）計画案について
3 月上旬	・パブリックコメントの実施
3 月 25 日	第 4 回浦添市子ども・子育て会議 第 2 回浦添市幼稚園教育審議会 ・第 4 次てだこ親子プラン（浦添市就学前教育・保育振興アクションプログラム含む）計画案について
3 月 27 日	・答申

3 用語解説

【あ行】

イクボス宣言

イクボスとは、「イク(子育て)」と「ボス(上司)」が合わさってできた造語で、イクボス宣言とは、従業員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら安心して子育てに取り組めるような環境をつくと、自治体や企業が公に宣言すること。

インクルーシブ教育

人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み。

SDGs

「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称。2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本も積極的に取り組んでいる。

【か行】

企業主導型保育事業

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度。企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設に対し、施設の整備費及び運営費の助成がある。

グローバル化

資本や労働力の国境を越えた移動が活発化するとともに、貿易を通じた商品・サービスの取引や、海外への投資が増大することによって世界における経済的な結びつきが深まること。

子育て安心プラン

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の一環で、「待機児童の解消」と「5年間でM字カーブを解消」することを柱として「6つの支援パッケージ」を設定し、全ての人が無理なく保育と仕事を両立する社会を目指す。

子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。

コミュニティ・ソーシャル・ワーカー

生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人や地域に対しての援助を通して、地域と人とを結び付け、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するスタッフのこと。コミュニティに焦点をあてた社会福祉活動・業務の進め方で、地域を基盤とする活動やサービスを調整して、支援を必要とする人に結びつけることや、新たなサービスの開発や公的制度との関係をその他の関係機関等と連携して調整を行うなどする。

【さ行】

人工知能・AI

言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。AI (Artificial Intelligence)とも呼ばれる。人工知能を取り入れた応用分野として、特定分野の人間の知識を整理し、蓄積したデータを用いて推論、判断するエキスパートシステムや、人間のしゃべる言葉や手書き文字を理解するパターン認識、機械翻訳システムなどがある。

【た行】

男女共同参画(社会)

男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のこと。国は「男女共同参画社会基本法」を1999年に施行し、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」(第2条)と定義している。

特定地域型保育事業

小規模保育(主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業)、家庭的保育(主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅またはその他の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業)、居宅訪問型保育(主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業)及び事業所内保育(主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業)を行う事業。

特別支援教育

障害のある幼児児童生徒が自立し、社会参加するために必要な力を培うため、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

学校の公務として位置づけ、すべての小中学校又は特別支援学校に置いて、関係機関との連携協力の体制整備を図る。また、家族などへの相談窓口を行う専門職を担う教員。

特別支援教育巡回指導員

校内委員会での検討結果を受け、障害に基づく種々の困難を児童・生徒が主体的に改善克服するための指導及び教科の補充指導を担任と連携して行う。

【な行】

認定こども園

就学前の教育・保育ニーズに対応する新しい選択肢。幼稚園及び保育所等における小学校就学前の子どもに対する保育および教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設であり、都道府県知事が条例に基づき認定する。2006年(平成18年)10月に創設。

【は行】

パブリックコメント

公的な機関が規則あるいは命令などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)、

意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続きをいう。公的な機関が規則などを定める前に、その影響が及ぶ対象者などの意見を事前に聴取し、その結果を反映させることによって、よりよい行政を目指すもの。

PDCA サイクル

業務プロセスの管理手法の一つのこと。Plan=(計画)、Do=(実行)、Check=(評価)、Action=(改善)の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく。

フードドライブ

食べものがなくて困っている人たちを助けると同時に食品ロスを減らせる活動。主に家庭などで食べきれずに余っている食品を持ち寄り、地域の福祉団体やフードバンクなどに提供する。

フードバンク

包装の傷みなど、まだ食べられるのにさまざまな理由で、市場で流通出来なくなった食品を、企業等から寄付を受けて生活困窮者などに配給する活動およびその活動を行う団体。

保育カンファレンス

医師、看護師、カウンセラーなどの専門家がを行う臨床事例についての意見交換や協議を保育に適用したもの。保育の悩みを提示して、保育者みんなで幼児の遊びの姿や保育者の関わりと環境の構成などについて意見を出し合い、幼児理解を深め、保育力を高める。

【や行】

要保護児童

児童福祉法第6条の3により、①保護者のいない児童(孤児、保護者が行方不明等の児童)、②保護者に監護させることが不相当と認める児童(保護者に虐待されている児童、保護者の疾病等により必要な監護を受けることができない児童、不良行為をなし又はなすおそれのある児童等)とされている。

【わ行】

我が家の携帯電話ルール 10 カ条

- 第 1 条 フィルタリング機能を利用しよう
- 第 2 条 自分の電話番号やメールアドレスをむやみに教えない
- 第 3 条 夜 10 時以降は携帯電話をさわらない
- 第 4 条 勉強中、食事中は電話もメールもしない
- 第 5 条 携帯電話は自分の部屋に持ち込まない
- 第 6 条 携帯電話の賢い使い方は家族で教え合おう
- 第 7 条 おかしなメール、知らない相手からのメールは必ず保護者に見せる
- 第 8 条 有料サイトの利用は保護者に相談して許可をとる
- 第 9 条 会員登録等の個人情報登録は、有料無料に関係なく保護者に許可をとる
- 第 10 条 人の悪口は絶対に書かない

ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる。ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けて、国と地方公共団体、企業、働く方が一体となって取り組むため、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」と「仕事と生活の調和のための行動指針」が平成 19 年 12 月に策定(平成 22 年 6 月改定)されている。

第4次てだこ親子プラン

第2期浦添市子ども・子育て支援事業計画

令和2年(2020)年3月

発行：浦添市 子ども未来部 子ども政策課

〒901-2501

沖縄県浦添市安波茶1-1-1

電話：(098) 876-1234 (代表)
